

衆議院大蔵委員會議録第三十一号

昭和五十九年七月十日(火曜日)

午前十四時四分開議

出席委員

委員長 瓦 力君

理事 越智 伊平君

理事 中西 啓介君

理事 伊藤 茂君

理事 大島 理森君

小泉純一郎君

田中 秀征君

額賀福志郎君

平沼 赳夫君

宮下 創平君

山岡 謙藏君

川崎 寛治君

戸田 菊雄君

柴田 弘君

矢追 秀彦君

正森 成二君

出席國務大臣

大蔵 大臣 竹下 登君

出席政府委員

内閣法制局第三 部長 大出 峻郎君

大蔵政務次官 堀之内久男君

大蔵大臣官房日 本専売公社監理 官 小野 博義君

大蔵省主計局次 長 平澤 貞昭君

大蔵省主税局長 梅澤 節男君

大蔵省理財局次 長 中田 一男君

委員外の出席者

文部省体育局長 青柳 徹君

校保健課長 奈須 俊和君

通商産業省貿易 局輸入課長 奈須 俊和君

通商産業省生活 産業局文化用品 課長 山浦 紘一君

自治省税務局府 県税課長 湯浅 利夫君

会計検査院事務 総局第五局大蔵 事業検査課長 春田 正夫君

日本専売公社総 裁 長岡 實君

日本専売公社総 務理事 岡島 和男君

日本専売公社総 務理事 西村 忠弘君

日本専売公社総 務理事 森 宗作君

日本専売公社理 事 生平 幸立君

日本専売公社理 事 遠藤 泰君

日本専売公社理 事 丹生 守夫君

日本専売公社理 事 友成 豊君

日本専売公社管 理調整本部職員 伴内 昭彦君

参 考 人 松下龍太郎君

参 考 人 関野 泰夫君

参 考 人 牧内 研二君

参 考 人 前岡 利治君

参 考 人 大月 高君

参 考 人 大月 高君

参 考 人 大月 高君

参 考 人 大月 高君

参 考 人 大月 高君

参 考 人 大月 高君

参 考 人 大月 高君

参 考 人 大月 高君

参 考 人 大月 高君

参 考 人 大月 高君

参 考 人 大月 高君

参 考 人 大月 高君

参 考 人 大月 高君

参 考 人 大月 高君

参 考 人 大月 高君

参 考 人 大月 高君

参 考 人 大月 高君

参 考 人 大月 高君

参 考 人 大月 高君

参 考 人 大月 高君

参 考 人 大月 高君

参 考 人 大月 高君

参 考 人 大月 高君

参 考 人 大月 高君

参 考 人 大月 高君

大蔵委員会調査 室長 矢島錦一郎君

委員の異動

七月十日

辞任

塩島 大君

辞任

美秀君

同日

額賀福志郎君

補欠選任

塩島 大君

同日

額賀福志郎君

補欠選任

塩島 大君

同日

額賀福志郎君

補欠選任

塩島 大君

同日

額賀福志郎君

補欠選任

塩島 大君

同日

額賀福志郎君

補欠選任

塩島 大君

同日

額賀福志郎君

補欠選任

塩島 大君

同日

額賀福志郎君

補欠選任

塩島 大君

同日

額賀福志郎君

補欠選任

塩島 大君

同日

本日の會議に付した案件

たばこ事業法案(内閣提出第七四号)

日本たばこ産業株式会社法案(内閣提出第七五号)

塩専売法案(内閣提出第七六号)

たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第七七号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

げます。

本日は、御多用のところ、本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

参考人各位には、各案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べいただきますようお願いいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。まず参考人から御意見をそれぞれ十分程度お述べいただいた後、委員の質疑に対してお答えいただきますと存じます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委員長長の許可を受けることとなっております。

それでは、まず最初に松下参考人からお願いいたします。

○松下参考人 御紹介をいただきました松下でございます。専売改革法案の御審議につきましては特段の御配慮を賜っておりまして、心から厚く御礼を申し上げます。機会を与えていただきましたので、たばこ耕作者としての意見を率直に述べさせていただきます。

今回の専売改革問題が提起されましたとき、そのたばこ耕作に及ぼす影響が極めて大きいことから、耕作者はその推移に深刻な不安を持っており、耕作者は、この問題が製品の市場開放問題と並行して生じたところの問題の厳しさがあつたわけでありました。

たばこ耕作は、八十余年の間、専売制度のもとにありまして、その原料供給の役割を担当してまいりました。最近においては、かつての零細経営から脱皮をいたしまして、耕種部門では米に次ぐ生産高の農産物に成長いたしました。また、たばこ耕作農家も極めて専業度の高い、農村経済における中核的な存在となっております。このような実態から、私どもは、今回の改革に当たりましては、単に企業合理化の観点にとどまらず、我が国農業におけるたばこ耕作の意義をあわせ考えるべ

きであるという考え方から、現行専売制度、公社制度の維持を強く主張してまいったところであります。

しかしながら、一方、市場開放を強く求められている現下の国際情勢下におきまして、我が国たばこ事業の国際競争力の強化が急務であることもまた事実であります。外国製品のシェアが拡大すれば直ちに原料たばこの需要減退につながるという現実を無視することもできません。

この農政的な配慮と、たばこ事業の当事者能力の強化という二つの柱の調和を図り、我が国たばこ事業の長期的な発展を目指したものがこの改革法案であると私は考えております。ここに至るまでにはさまざまな紆余曲折がございました。しかし、私もこの法案を信頼し、その成立を強く念願するものであります。諸先生のこの上と一段の御高配を心からお願ひ申し上げます。

この法案によりまして、たばこ耕作に関する基本的な諸制度が発展的に継承されておりますことはまことに感謝にたえないところであります。しかしながら、今後の新会社運営について一抹の不安がないわけではございません。新会社が激烈的な国際競争下においてその企業性を最高度に発揮すべきであることはもとよりであります。しかし、その運営が利潤追求に偏する余り、農業であるたばこ耕作に対して限界を超えたしわ寄せを及ぼすようなことがありましては、我が国たばこ農業の将来はありません。私も自身、みずからの体質の強化に真剣な努力を傾ける所存であります。新会社が今後とも節度ある経営を行うよう諸先生の特段の御配慮を特にお願ひ申し上げます。

同時に、株式の政府保有については、私も耕作者の大きな不安の中でいわゆる公社の特殊会社化に踏み切った最大のものであるという点が全額出資する国有会社であるという点にあった実情を御理解をちょうだいしたいと存じます。

市場開放体制のもとにあって、これからの我が国たばこ事業の環境はまことに厳しいものがある

と存じます。私も、運命共同体として新会社と一体となって品質、生産性の向上に全力を挙げ、いまいる所存であります。何分にも我が国の風土、立地条件からして、体質の改善には多くの困難がございます。今後とも、農林行政の一層の御協力をお願いいたしますとともに、新会社による耕作近代化のための耕作者、耕作組合への助成の継続、試験研究機関の強化などに特段の御配慮をお願い申し上げます。

同時に、法案に直接関連するものではありませんが、今後の国際的な原料コスト面での競争に對処いたしますためには、製品たばこの関税問題が極めて重要であります。今後のたばこ事業において国産たばこを将来とも主原料として使用していく方針を貫くために、先般三五%から二〇%に引き下げられました関税率がこれ以上引き下げられることのないよう、ぜひとも御配慮をお願い申し上げます。

以上、たばこ耕作者の心情を申し上げました。私ももの心情をお酌み取りいただきまして、改革法案の今国会での成立のため特段の御配慮をお願いいたしますとともに、新会社移行後も、耕作者のため、一層の御指導を賜りますようお願いを申し上げます。意見といたします。(拍手)

○互委員長 ありがとうございます。

次に、関野参考人にお願ひいたします。

○関野参考人 関野でございます。たばこの販売協同組合の全国連合会の副会長をさせていただいております。先生方には、日ごろたばこの販売業界に對しまして、温かい御指導を賜りまして、ありがたく存じております。また、このたびはたばこ事業の関係法案につきまして御熱心な御審議をいただき、本日は私も業界の意見を述べさせていただく機会を得ましたことを大変光栄に存じております。

今回、専売制、公社制度の改革に当たりましては、私もたばこ販売店は流通の秩序の維持、特に指定制と定価制度の維持を強く願ひしてまいったところでございます。先生方には既に御存じのことと存じますが、ここで私たちの願ひの趣旨

を述べさせていただきます。

たばこの流通専売制がとられたのは明治の時代でございますが、財政上の要請によって民営から専売制になりまして、既に八十年余が経過いたしました。この間、たばこ小売店は零細な経営実態の中で、嗜好品として日常生活に親しまれております。たばこのお客様への利便、流通秩序の維持に努めてまいり、結果として、国及び地方自治体の財政収入の確保に協力してまいりました。でございます。この小売人指定の制度は、いかなる地域におきましても同一の品質、同一の価格で販売し、商品購買への信頼を築き上げております。また、このたばこにかかる税金には国及び地方自治体はほとんど徴税コストを必要としないで、しかも確実に税収を上げられているわけでございます。こうした長い歴史を通じて、たばこ小売店の役割、使命、そして貢献について、ぜひ先生方の御理解を賜りたいと存じております。

次に、小売人の経営の実態について申し述べさせていただきます。

現在、たばこの小売店は全国で約二十六万店ございまして、これはお酒の販売店が十四万店くらいと何とておりますので、その倍近い数字でございます。また人口の面から見ると、四百五十人に一店ぐらいの割合になっており、皆様に御不便をかけないよう配置されていると思われまして、このたばこ小売店の一店当たりの平均の売上高は月に約百万円ぐらいでございます。しかも、月百万円以下のお店が全体の七〇%ぐらい、それから五十万円以下で見ますと四〇%ぐらいを占めております。たばこ小売店がそういった零細な経営実態にあることがおわかりいただけるかと存じます。また、このたばこ小売人の中には、身体障害者福祉法及び母子及び寡婦福祉法の該当の方もかなりいらっしゃるわけでございます。こうした状況の中で今日たばこ小売店が何とか経営していくことができずには、むしろ他の商売を兼業してあります店も多々ございますが、何と申しましても指定、定価制度によるものでございます。

以上申し上げましたように、指定制は、財政上も、消費者の利便あるいは小売経営上からも、明治以来有効に機能してきたものと信じております。仮にこれが崩壊するようなことになりましたら、軒並みにたばこが販売されることになりました。小売店が立たなくなるとは明らかでございます。小売店はさらに零細化して、その秩序が乱れて各方面に重大な影響が出ると思われまして、このことからますます混乱は、新たにできる会社等における配送経費や販売費の増大を招きまして、ひいては価格の上昇、そして乱立によって財政収入に影響を生じるおそれもございます。今回審議されております法律案におきまして、この指定制度につきましては実質的な維持が図られておりますことを大変ありがたく存じておりますが、今後とも、将来にわたって先生方の御高配をいただきますようお願い申し上げます。

定価制度につきましても同様でございます。現在、たばこは銘柄ごとに定価が定められ、全国どこでも同じ価格で売ることが義務づけられております。たばこ小売店がこれをかたく守り続けてきたわけでございます。したがって、定価制度はお客様にも長い間にわたって定着し、商習慣として確立されております。もしこの秩序が崩れるようなことになりましたら、場所によっては大変高価なものとなったり、大規模小売店は値引き販売やダンピングを行うおそれがございます。それに対応できない零細なお店は、おのずから経営を維持することが難しくなることは明らかでございます。またこれは財政、すなわち税収確保にも影響することが心配されます。なお、外国にも定価制度をとっている国があると伺っております。

図らずも私もこの意見を述べさせていただく機会を与えられましたことを厚くお礼申し上げますとともに、今国会の御審議に当たりまして、零細な小売店の実情を十分に御察察いただき、指定、定価制度が、法的措置はもとより、運用も含めま

して実質的な維持が図られまして、早期成立をい
ただけです。伏してお願い申し上げる次第でござ
います。

どうもありがとうございます。(拍手)

○委員長 ありがとうございます。

次に、牧内参考人をお願いいたします。
○牧内参考人 全専売労働組合の委員長をしてい
ます牧内です。本委員会が審議が行われている専
売公社の改革法案に対する私の意見を陳述させて
いただきます。

私たち全専売労働組合は、御承知のとおり、専
売公社で働いている職員で組織している組合であ
ります。それだけに、専売制度八十余年、公社制
度三十余年にわたる制度の抜本的改革である今回
の改革法案に対して強い関心を持っていることは
言うまでもありません。

私たちは、これまで専売制度下で日本のたば
こ、塩産業の維持発展のために努力してまいりま
した。将来に向けても、日本の資本で、力で、そ
して努力で日本のたばこ、塩産業の発展を図るこ
とを基本に、たばこについては、安くてもうけて
安心して吸えるたばこの供給、国や自治体の財源
の安定的確保を図り、塩については、円滑な需給
と価格の安定を図るための努力をする決意であり
ます。同時に、専売事業目的達成のため現在まで
協力しかつ努力を続けてきた葉たばこ耕作農民、
たばこ販売店、関連産業、そして全専売の組合員
の雇用や生活、労働条件の安定をこの改革法案審
議の中で求めていると考えています。

今、たばこ産業をめぐる環境は、国際的にも国
内的にも大変厳しい条件下にあります。つまり、
ビッグスリーといわれる巨大なたばこ資本によつ
て国際市場は支配されており、日本市場が
専売制度下で公社に独占されていることに對し
て、アメリカを中心として年々市場開放の要請が
強まり、既に現制度下においても外国たばこのシ
ェアは拡大の方向にあり、成年人口の伸び率の鈍
化、喫煙と健康問題等を背景にたばこ需要の停
滯傾向が続く中で、このような外国からの市場開

放要求の動きが日本のたばこ産業をより厳しい情
勢下に追い込みつつあるということが言えます。
かかる情勢下で、私たちは、我が国たばこ産業を
守るため、競争体制の確立、消費者の希求にこた
えるため、このづくりに全力を挙げることを強く求
められているところであります。

今回の改革法案は、その意味では、日本のたば
こ産業を維持し、発展させるための競争体制づく
りであろうと考えます。同時に、体制づくりは、
たばこ産業の特性、現状等を正しく見詰めた上で
の条件づくりでなくてはなりません。そうした前
提に立って意見を申し上げたいというふうに思ひ
ます。

上程されているたばこ事業法の第一条「目的」
には、「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、
もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全
な発展に資する」とありますが、そのためには、
自主性と責任の裏づけを持つ効率的、弾力的経営
が制度、運用の両面から行われ、名実ともに当事
者能力が確保されなくてはなりません。あわせて、
職場の活性化、働きがいのある職場づくりのた
め、近代的労使関係が確立されなければならま
せん。法案全体を見た場合、当事者能力や労使関
係の近代化に向けて前向きな対応がとられている
ことを評価いたしますが、一方で、政令、省令
に加えて、大蔵大臣の許可認可によるとする部分
が多く見られます。この内容につきましては本委員
会の審議を通じて既にかなりの程度明らかにされ
ていますが、経営責任の明確化と当事者能力の確
保の観点から、なお一層明らかにしていただきた
いと思います。

公社から会社化への目的の一つは、所有と経営
の分離にあると思います。どんな情勢にも即応で
きる活力ある経営を経営陣に与えなくてはならま
せん。その意味では、政令、省令、特に許可認可
の行使のいかんによっては、事業範囲の拡大に對
する抑制、予算や給与に対する統制など具体的経
営活動への介入が行われることになり、ひいては
当事者能力の制約につながり、公社改革の目的に

反することになります。また労使関係について
も、私たちの周りに、労働三法等の適用が法律上
では認められても、現実には給与等の労働条件の
設定に関して自主性のある労使関係が確立されて
いない特殊会社があることも事実であり、当事者
能力、近代的労使関係が実効あるよう措置される
ことを強く求めるのであります。

次に、長い専売制度、公社制度の中で日本のた
ばこ産業を支えてきた私たちの組合員は言うに及
ばず、葉たばこ耕作農民、たばこ販売店、関連産
業で働く人たちの雇用や生活や労働条件について
の不安解消のみならず、将来に向けての安定した
生活の保証を強く求めたいと考えます。臨調答申
その他から専売事業に対する幾つかの批判がある
ことは否定をいたしません。しかし、今日三兆円
の売上高、一兆八千億円の財政貢献を果たしてい
る公社は、こうした人たちの努力によって支えら
れているということもぜひ認めていただきたいと
いうふうに考えます。

たばこ産業を取り巻く厳しい情勢の中で制度改
革の必要は認めますが、その機軸がストリートに
たばこ産業を支えている人々にかかるとは許さ
れません。本法案が、その意味では民営・分割の
道をとらず、葉たばこ耕作者、販売店の条件に對
しても激変緩和の方向をとり、職員の雇用や労働
条件についても基本的に新会社を引き継ぐことな
どの措置は評価をするところであります。

しかし、それでもなお多くの人が将来に向けて
強い不安を持っていることも事実であります。こ
れは、たばこ市場が全体的に停滞している中で巨
大な国際資本の進出が確実視されること、また、
公社制度から特殊会社へ切りかわることに伴い、
自分たちの仕事はどう変わり、働く条件等はどう
影響が出るのかよく理解ができないこと等からだ
と思えます。これからの厳しい情勢の中で競争に
勝つためには、品質の面でもコストの面でもより
一層の努力が必要でしょう。技術革新の動きは強
まるでしょう。組合としても対応するつもりでは
ありますが、それだけに、経営の基礎強化とあわ

せて、雇用安定のためにも事業領域の拡大に前向
きな取り組みが必要であります。また、輸入
品会社と同一の規制の原則が守られるのか、葉た
ばこについても国内産業が主原料になるための位
置づけをどうしていくのか、減反だけを強制す
るのではなく、日本農政との関係を見詰めたが
葉たばこ耕作農民の生活をどう守っていくのか、
審議を通じての前向きな対応を具体的に示して
いただきたいと考えます。

もちろん、流通自由化後の厳しい国際競争の中
で国内品のシェアが確保され、新会社の事業規模
が安定しない限り、関係団体や働く人たちの雇用
や生活条件が安定しないことも明らかです。それ
だけに、葉たばこ耕作団体、販売団体、関連産
業、そして労働組合を含めた新会社本体との調和
ある体制をどうつくっていくのか、私たち関係団
体自身の努力もさることながら、国としても実効
が上がるような対策をお願いする次第でありま
す。

最後に、新会社の財務等健全経営確保の必要性
について簡単に触れます。
健全経営の確保は新会社の重要な課題であり、
労働組合としても当然関心の強いところでありま
す。また、そのことなくして安定的な国や自治体
の財源確保にもつながりません。

制度改革後の新会社の財務を展望した場合、法
人税等新たな負担増が生ずることは御案内のと
おりであり、また、消費税制度への移行に伴い移行
初年度二年分の税金相当額を支払うことから、新
会社の資金繰り、利子増も無視できないところで
あります。さらに今後の厳しいシェア争い、価格
競争を考えると、我が国たばこ産業の長期的発
展のためには、産業関係者みずからの努力は当然
であります。国としての十分な対応も必要であ
ります。つまり、税制変更に伴う新会社の資金問
題についての適切な配慮、資本金が過大にならな
いような配慮、あるいは五十八年、五十九年度の
特別措置、いわゆる三十四銭問題については延長
の措置をとらないこと等、新会社の健全経営のた

第二の理由でございますが、今次の改革法案に

おきましては、専売制度を廃止いたしまして特殊会社制度をとつておるという点でございます。これによりまして、厳しい条件のもとでこの産業が合理的、効率的な企業経営を行つていく可能性が与えられたと感ずるわけでございます。

外国たばこの輸入の自由化に伴ひまして、外国たばこ製品との競争の激化が予想されるわけでございますが、これに対抗いたしますのには、現行の専売制度では不十分であります。どうしても、コスト意識に基づいた合理的な経営が最大限可能となるような経営形態を模索しなくては行けないわけでございます。このために、現行の公社形態を変えざるを得ないと思つてございまして、けれども、今後、イギリス、アメリカなどの巨大な国際たばこ資本に伍しまして、自由競争のもとで我が国たばこ産業の維持発展を図っていく、こういう必要を考へますと、どうしてもこの公社の弱体化に通ずるところの分割あるいは複数の会社の設立、こういうことは絶対に避けなければならぬと思つてございまして。この点は、我が国の葉たばこ問題の観点から考へましても同様でございます。

そういったしますと、結論はどうなるかと申しますと、公社の業務を承継する新しい組織は単一であることというところが結論づけられると思つてございまして。しかし、そうなりますとこの組織には独占的な弊害が生ずるおそれがあるわけでございまして、これを避けなければなりません。また、公共的立場において業務を遂行すべき任務もあわせて課せられなければならないわけでございまして。こういう二つの意味からいたしまして、直ちに民営化するということは適当でない、私はこういう考へを持っておるわけであります。このように考へますと、現状におきましては、公的関与、労働関係、業務範囲、投資等につきまして、可能な限り自由度を付与された政府出資の特殊会社とすることは適当であると考へるわけでございます。

政府の原案におきましては、公社を特殊会社化

するとともに、公的規制について大臣認可事項を必要最小限のものにとどめてあります。また、労働関係におきましては労働三法を適用する、また税制におきましては現在の納付金制度を改めましてたばこ消費税制度を採用する、こういうように十分の配慮が見られ、適切なものと思つてございまして。けれども、翻つて考へますと、喫煙と健康の問題等重要な問題がございまして、喫煙と健康が予想されるというふうな、内外ともに厳しい情勢でございまして。そういう条件のもとで国際競争に耐えていくことにつきましては、関係者の非常な努力が必要なのではないか。

今次改革によりまして設立が予想されております株式会社は、当然でございましてけれども、今後は、当初は全額政府出資といたしまして、逐次民間に開放していくことが必要だと思つて、もちろん、当初いろいろの不確定要素がございまして直ちにというわけにはいかないと思つてございまして、できるだけ早い機会に民間に資本を開放し、合理的な、効率的な経営ができれば、努力いたすべきものだと思つてます。

第三点でございますが、新制度移行に当たりまして、たばこ事業関係者に不安を与へることがないように、実情に即した配慮がなされておるという点でございます。

改革法案は、この点、製造独占を維持するといふ方針をとっております。また、葉たばこの全量購買制、指定小売人制、定価制、こういうものに、当分の間ではありますけれどもこれを維持するといふ措置を講じておるわけでございまして、切りかえに際してはこれはやむを得ないことだと私は考へます。しかしながら、たばこの事業関係者がこういうような旧制度が維持されておるというところに安住いたしまして合理化努力を怠ることとは許されません。そういう意味で、関係者の方々の効率化、合理化に対する努力を要請したいと思つてます。

第四の理由でございますが、喫煙と健康の問題に対する世論の高まりに対応いたしまして、広告

宣伝規制、注意表示義務を法定してあることでございまして。そういう規制はございましてけれども、この喫煙と健康の問題と申しますのは、たばこ産業にとりまして世界的な問題であります。基本的な、極めて重要な問題でありますので、新しい特殊会社におかれまして、十分にこの健康問題に対する科学的な研究を進められて、十分安全なたばこをつくる努力をされることを希望したい。それから、政府の側におきまして、未成年者の喫煙防止の問題とか広告宣伝規制等について、従来以上に関心を持って御指導いただきたいと思つてます。

なお、最後に、塩の専売法案につきましては、これは従来各種審議会及び閣議決定によりまして国内塩産業の自立化を図るという方針が確立いたしておりまして、その方向に向かって努力し得るよう公的な、法的な規制をここで決めておるわけでございまして。そういう意味におきまして、極めて要当なものであらうと存するわけであります。

以上、いろいろ申し述べましたけれども、今次改革の法案は、新会社を含む今後のたばこ産業のあるべき方向について基本的な枠組みを決めておるものでございまして、これを真に生かしますかどうかというところは、二つの問題がございまして。

一つは、政府のサイドにおかれまして、民間の自主性、創意工夫を最大限に尊重するような適切な法の運用をお願いしたいということであり、それから、新会社を含むたばこ事業関係者の対応いかんということが、この法律の今後を左右するものだと思います。たばこの事業関係者と申しまして、公社の職員数は三万九千人に上っております。また、葉たばこ耕作者は十萬、また販売店数は約二十六萬、そういうことであります。その他、機械、資材等の関連産業の従事者を含めると、優に百万人を超える大きな産業であると思つてます。その背後には喫煙者がございまして、これは喫煙率が四〇％を超えるという大衆でありまして、そこに国民の重要な需要者としての存在を考へなくては行けません。今度の改革法案は、これら関係者のそれぞれの複雑な立場の調

整の問題を含んでおるものでございまして。したがしまして、いろいろな多様な方向性を持つておるものでございましてけれども、今度の改革の主眼といたしまして一言で要約してみますと、それはたばこ産業全体の効率化の達成だということにあると思つてございまして。私は、関係者の方々がそれぞれの立場において効率化への努力を積み重ねられ、今次改革案の目的とした、たばこ産業全体の調和ある発展に御協力いただきたいことを希望いたします次第でございまして。

以上、簡単でございますが、私見を申し上げました。どうもありがとうございます。(拍手)
○互委員長 以上で、参考人からの御意見の開陳は終わりました。

○互委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。戸田菊雄君。

○戸田委員 参考人の皆さんには大変御多忙のところおいでをいただきまして、ありがとうございます。

全参考人に質問をしてまいりますけれども、まず最初に、大月さんの方に質問をしてまいりたいと思つてます。

これは予定してなかったものでありますが、今大月さんが陳述の中で触れたようでありますから、最初にその問題についてちょっとその理解のほどをお聞かせをお願いしたいと思います。専売事業調査会答申というのがあります。おおむね内容は三点に要約をされると思つております。この中では、一つは、巨大外国たばこ企業に対する競争力の確保、国内たばこの問題の対処等の観点から、製造独占は維持することが必要である、こういうことを明確にうたつております。それから第二番目といたしましては、小売指定制、定価維持についても、所要の改善を図つた上で実質的に維持すべきである、これも明確に言っておられます。さらに、今後の税制については、税水

準の現状維持、たばこ産業の立場に留意して税構造を改善をしない、こういうことになっているのであります。この点の専売事業調査会の答申については十分理解されてまいしょうか。御見解はどうでしょう。

○大月参考人 お話のございましたように、専売事業審議会といたしましては、各種の御意見を十分そしやういたしまして、いろいろ御相談しながらやっております。今お話しした原則も十分承知いたしておりますのでございます。

○戸田委員 そこで、具体的な問題について、これも大月さんの方に質問をいたしたいと思うのであります。一つは資本金等の財務問題ですね。これについて見解をお願いをいたしたいと思うのであります。

御存じのように、今回経営形態あるいは公的規制、事業範囲、各種審議会等々、特殊会社に移行されまして、改革案としては大分変わっております。

そういう中においてこの資本金等の問題につきましては、資金調達については新法人移行に伴う当面の資金繰りのために三年間を限度に資金運用部資金を使ってもよろしい、しかし四年目以降は、これはもう完全な自己調達ですよ、こういうことになっております。それから、公社制度で減免税等に今までなっておったものが、今度は税負担をやられます。百億程度になりますね。それから新法人の資本金の規模については、商法第二百八十四条ノ二第二項の本文の規定で、適用除外になりました。いわゆる半分は資本金に組み入れなくてもよろしい、こういうことですから。そうしますと、五十七年の状況で申し上げますと、この決算で見ますと、資産総額が一兆八百九十二億二千八百万円、こういうことになります。そうしますと、大体資本金は半分の五千億以下ということになります。これに対して、これは定款で決めることになりましても、どの程度が大体資本金として適当なのか、この辺の見解をひとつお聞かせを願いたいと思います。

中身は時間がありまから詳細申し上げませんが、大体利益の約六〇％、私の試算でいきますととおおむね税金に持つていかれる。あとの四〇％が内部留保ないしは配当、こういうことになります。商法上いけば配当は七％から一〇％、こういうことになります。それから、そうしますと、大体一兆五、六千億の経営の事業範囲のものになっていく、こういうことになります。そこから資材費あるいは人件費等々全体をおさめていくわけですが、なかなか厳しいという気がいたします。ですから、その辺の事業計画内容について見解をお聞かせいただきたい。

○大月参考人 ただいまの御質問は、今度新しくできます特殊会社の資本金をどのようにしたらいいか、どのくらいにしたらいいと考えるかというお尋ねだと思います。

お話にございましたように、現在は専売公社といたしまして、出資も一〇〇％政府のものでございまして、それから借り入れは資金運用部からの借り入れが確保されておる。しかし、その利益に對しましては納付金制度というものでありまして、利益があるに従って政府と御相談の上で納付されるということになっております。しかし、今後株式会社になるわけになりますので、資本金も一定のものが決まると、それに対する配当をまず確保するという問題が一つございまして、経営上永久に配当がでないというふうな資本金は規定すべきでない。そういう意味で一つの限界があると思います。

それから資金の調達でございますが、やはり資本金の大きさととの関係がございまして、資本金を今度逆にいたすに小さくいたしますと借入金に頼らなくては行けない。ところが、経過的に三年間の資金運用部の借り入れがあるとしたとしても、その後はコマーションベースによる銀行の借り入れあるいは社債の発行という商法に基づいたアクションをとらざるを得ない。そういたしますと、金利負担というものは当然ございまして、ただ単に資本金が小さければいいというわけには

いかない。そこにバランスを要するわけでございします。

それから第三の問題は、お話のございました税金の問題でございまして、今までの納付金制度のように利益が出れば結果において幾ら納めるかというふうなことでなくして、いわゆる納税法定主義と申しますか、一般の株式会社としての法人税を納め、なおかつ新しく決められたたばこ消費税、地方たばこ消費税、これだけを、これはあらかじめ決められた税率に基づいて納めなくてはかぬ、こういうことでございまして、その関係もやはり収益力との関連において考えざるを得ないと思います。具体的にどのくらいがいいかという問題につきましては、それぞれ今後の経営の見通し等によりまして大蔵省において御計算なさるの筋だと思っております。私の考え方としてはそういうことでございします。

それから最後に、税金が重過ぎるんじゃないか。今の消費税合わせますと五九・幾らか、約六〇％に近い数字でございまして、我々の専売事業審議会の答申におきまして、この負担率は実質的に変えないように税制を変えてほしいという希望を申し上げております。そのとおりになっておると思います。

それではその消費税は重過ぎるんじゃないかというところでございしますが、御存じのように、新会社になりまして、たばこが財政収入の源泉として使われるという点は変わりがないわけでございますので、そういう意味で、例えば酒の税金が一般の消費税に比べて非常に重いと思えます。しかし、それはそれなりに財政的な寄与をしているという、同じ意味で、特別の負担をお願いしているんじゃないか。外国たばこの競争の問題もございしますが、これは関税率との関係でございまして、そこが不利にならない競争条件のもので、ある程度重い消費税は負担してしるべきであって、これは極端に重くない限りやむを得ない、こういうふうに考えます。

○戸田委員 もう二点ほど、具体的な問題で大月さんをお願いをしたいと思います。今、税金

問題に触れましたけれども、従前の納付金水準は五五・九％ですね。この現行水準は守る、こういうことです。そのほかに、今度民営化によって、国税においては、従前全然からなかったのですが、法人税が四三・三％から、それから印紙税、これも課税になります。登録免許税、これも課税になります。それから地方税といたしましては、事業税、これが二％からあります。それから道府県民税が二・二％、市町村民税が五・三％、固定資産税が従前五〇％が一〇〇％かかる等々の問題の新課税がずつとありまして、私は自分ながらちょっと試算をしてみたのですが、そうすると申し上げたと思うのですが、百億見当。ほかに、仮に利益金が六百億上がったということになりますと、その税金が、六百億で約四百五十三億円かかります。三百億円、半分にいたしますと、これで二百六十五億円かかる。総体で六〇％ぐらいですね、税金で全部持つていかれる。こういう状況です。ですから、これらの税負担率というものは、財政収入と消費者の負担率のいずれも現行を維持する、こういうものの内容を若干検討すべきじゃないか、下げるべきじゃないかという気が私はするのです。これが第一点であります。

それから第二点は、今回たばこ消費税ということになりまして、結局従価八割、従量二割、こうなりました。確かに諸外国の例をいろいろと拾い上げてみますと、専売国のフランス、イタリ、オーストラリア、これは主として従価税です。それから、民営国のイギリス、西ドイツ、これは従量、従価の組み合わせ、今回の日本とや同じです。しかしECの税制統合は、大体従価税に持っていくべきで、負担の公平からいってこれが一番妥当じゃないか、こういう見解をとっているのです。ですから私たちとしては、今回の税制決定については従価と従量の組み合わせということであったのですが、ただしこの八、二という配分で、これが果たして妥当か。私は七、三なり

六、四等々の試算も持っていますけれども、この辺のいわば税の組み合わせ、これはどうお考えになられるか、その点についてひとつ御見解を伺いたい。

○大月参考人 お話がございましたように、まず税負担が従来よりも非常に重くなるという問題でございまして、政府機関はそれぞれの税金で免除されておるものが多いわけですが、民間の株式会社になる以上は一般の原則に従って納税すべきは当然でございまして、この面で負担が重くなるということは、これは当然甘受すべきものではなからうか。

次に、それに消費税を加えますと非常に重くなるという問題でございまして。これは私、税の専門家ではないから細かい数字ないし先ほどの割合等について発言する能力がございませんけれども、やはり財政収入の確保という使命を持っていますものであり、しかもこれはほかの産業との比較ではなくして外国と比べて資本との比較でございますから、ほかの会社より重たいということは競争上差し支えない。外国の資本との競争力を保てること、それとの均衡を保つことの方がポイントではないかと思ひます。そういう税金の重さを考えて、資本金その他のことをやはり考え、かつ経営の合理化を図るということではあるまいか。

それから従価税と従量税の問題でございまして、従来専売公社時代は従量税一本でやってきたわけでございます。ところが、外国の例といたしまして、それぞれニュアンスがございまして、従価税を入れておる。お酒等についてもそういうことでございまして、私は、従価税の原則を重く見るということは新しい傾向としてむしろいいんじゃないか。ただ、八、二がいいのか七、三がいいのかという点につきましては、私は直接の当事者でございませんで、その点は発言は差し控えてさせていただきますと思ひます。

○戸田委員 最後にありますけれども、一つ、事業範囲の拡大問題ですね。現行の業務範囲は専売公社法第二十七条で限定列記されておるわけですが、

が、改革法案では、たばこ産業株式会社法案の第五条で、新たに「会社の目的を達成するために必要な事業」ということがつけ加わって、たばこ製造だけではなくて、ほかにも多角的経営といえますか、そういうことをやはりやっていく必要があるのではないかという点なんですが、この辺の見通しと考へ、これをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

それからもう一つは、経営戦略の問題で、三大国際たばこ資本の経営戦略は、極めて巧妙に今世界的市場シェアを拡大していつていると思うのです。従前パイプたばこかそういうものが非常に多かったのですが、最近紙巻きたばこが非常に逆転をしてシェアを拡大しておる。あるいはイギリスやフランスにアメリカの大企業が進出をして、それでフランスで製造して二十数%のシェアを確保している等々の問題があるわけですが、そういうことで日本にもこれから入ってくることは当然予想されなくてはならないですね。ですから、アメリカの例であります、フィリップ・モリスは一九八一年で国内販売四四%、国外で五六%。そのほか経営多角化と称してスーパー、小売業、海運、ビール等々までやっているんですね。こういうものと対抗して強化して、それに対応していくというのですから、よほど日本としても、今度の新しい特殊会社としては相当これを検討し考へまさんと太刀打ちできないのではないだろうかという気がいたしますが、この辺の見解についてひとつ御所見をいただきたいと思います。

○大月参考人 専売制度から新しい特殊会社への移行に伴ひまして、営業の範囲は拡大されるべきものだと考へます。しかも、それは会社の自主性を尊重し、かつ創意工夫を尊重するということがなければならぬと思うわけでございますが、それでは一体どういう方向に業務を進展させていくかというところでございまして。

若干、直接の問題から外れますけれども、最近の世界経済及び日本経済の構造的な問題を考へて

みますと、一つは新しい技術のイノベーション、これをいかに活用していくかということでありまして。それから第二は、単なる一つの業種に固執しないで業務の多様化を図る、こういうことでありまして、従来からございましていろいろ優秀な企業は、今申し上げました二つの方向に向かつてどんどん内容の改善をやっております。

具体的には、例えば三菱レイヨンという会社がございまして。これはレーヨンの仕事をやっておるかと言ふこともありますが、現在これを全部裸にしてみますと、繊維会社ではないわけですね。化学会社になってしまつて、こういうことでございまして。そういう例はいろいろございまして。お話のございましたたばこ会社でも、レイノルズあるいはフィリップ・モリス、BAT、いづれをとりましたが、過去の蓄積を利用いたしまして経営の多角化を図つておられますことはたまたまお話しのとおりでございまして、清涼飲料水の仕事あるいは海運の仕事、機械の仕事、ビールの仕事、石油の仕事、その他関連の業務にどんどん出ていっております。

私は、たばこ産業というものの将来についてその樂觀はいたしておりません。やはり健康の問題というものは重要な問題でございまして、その厳しい中でどういふようにして企業の存立を図つていくかということが新しい会社と与えられた重要な問題であると思ひます。そういう意味で私は、業務はどんどん広げていった方がいい。しかしそれは、他産業を圧迫するということなくして、自衛上の立場を考へる。しかも新しいイノベーションを考へていけば、ほかの産業に食い込むというところではないわけでございます。例えば、たばこは農業に直結いたしておりますから、それはすなわち今のバイオテクノロジーあたりに関係があります。それから、日本の技術は非常に繊細なテクニクにすぐれておるわけでございます。例へば自動車でも、その内装の関係とかエンジン

の細かいところとか、あるいはたばこで言えば包装の技術であるとか、そういういわゆる技術

的、工業的な面に非常にすぐれておるわけでございますから、そういう新しい方向を考へる。

それから第三の方向としては、国際的な立場において発展を考へる。今公社の方では輸出会社をおつくりになっておりますけれども、私は単に輸出だけではいけないのじゃないかと考へます。それは例えば自動車あるいは電機産業において輸出による摩擦ということが大変なことになっております。これはほとんど外国に出ていって現地生産をやつておるわけでございます。それは強過ぎるからでございまして、たばこはそういうことを離れまして、原料の安いところに出てその国との合併あるいはほかの国との合併ということによる収益を上げる、それからたばこ産業に寄与するということがあり得る。

そういう意味におきまして、私は、新しい会社の経営者としては多角経営ということにぜひ本格的に取り組んでいただきたい、こういうふうに考へるわけでございます。

○戸田委員 そこで、牧内さんに質問いたしたいと思ひます。

今回の法律案によつて、専売公社が日本たばこ産業株式会社という特殊会社に移行することになりました。これに伴つて当然合理化が進むというふうに考へておるわけですが、その雇用問題について二点ほどお伺ひしたいと思ひます。そのまず第一は、現在の専売労働者の雇用問題としてどのような問題が発生してくるか、その予想についてひとつお聞かせ願ひたい。

第二は、配送会社とかフィリター会社等のたばこ関連産業にも雇用の問題があるかと存じます。が、どのような問題があるかお述べになつていただきたいと思います。

○牧内参考人 お答えいたします。

新しい会社は、まさしく大変厳しいたばこ産業の置かれておる環境の中で競争体制というものをつくつていく、そこが一つの目的でございまして。そういう意味で、これから合理化が行われてくるというところは必ずであるというふうに思ひま

す。一月ぐらいい前ですか、新聞等で専売公社一万人減らしたとか、いろいろな報道がなされていきました。あの内容すべてが正しいというふうには思いませんが、大体ああいうようなことが合理化として考えられるんじゃないかというふうには思います。まず第一線にありますが営業所とかあるいは生産事務所とか、そういうところの統廃合が恐らく考えられるんじゃないかというふうには思います。それから二番目としては、新会社になれば当然組織機構の改訂が行われます。あるいは三十幾つかある工場の場合という問題も出てくるんじゃないかというふうには思います。いずれにせよ、そうした合理化の中で、高速化とかあるいはコンピュータ化とか、そういう問題が出てくるんじゃないかというふうには思います。

私たち労働組合は、今まで公社との間で合理化三協定というのを結びまして、いわゆる首切りをしないとか、あるいはそうした合理化進展に伴って労働条件の向上を促すとか、そういう一つの労働協約がございまして、したがって、新しい会社に移行するに当たっても、ぜひこうした労働協約をそのまま新しい会社の中の協約として締結できるようにしていきたいというふうには思っています。これはこれから労使交渉の中で詰めていきたいというふうには考えています。しかし、たばこをめぐる環境は大変厳しゅうございまして、いずれにせよ、そうしたたばこだけでは雇用の拡大、安定ということになかなかつながらないというふうには思います。そういう意味では、先ほど戸田先生から大月参考人への質疑の中でもありましたように、いわゆる事業領域の拡大といいますが、そういうものを積極的にやっつけていかなければ雇用の安定、拡大につながらないというふうには思っています。その上で、そうした事業領域の拡大ということに向けても自主的にできるようにぜひお取り計らいをお願いしたいものだというふうに思います。

なお、こうした中で一番の問題は、私たちの職場には女子の組合員が非常に多いという点です。工

場に行かれば、御承知のように約半数近い女子の組合員が工場に働いています。そういう意味では、工場の統廃合、近い距離の工場の統合ということならばまだ通勤距離その他で今までのとおり働いていけるわけでありまして、工場間の距離が非常に遠いというふうなことを考えれば、女子組合員の雇用をどうしていくかということが、労働組合にとっても、ある意味では経営にとっても大きな課題だというふうには思っています。そういう意味でこの女子労働者の雇用をどうするか、これをやはり真剣に考えなくてはならないというふうには思います。

同じように関連産業も幾つかございまして。その中には配達の関係とかあるいはフルターの関係とか、ストリートにたばこ事業、あるいは意味では専売事業そのものだといふような会社もございまして。こういうところはたばこ産業全体の推移と運命を共同していくわけがございまして、ここにはやはり五、六千人の労働者が働いています。したがって、そういう関連会社の企業力をどう強めていくかというのを真剣に考えていかなければならない。

そういう意味では、こういうところには公社のOBとかそういう人たちが行っているわけですが、そういう人たちの受け皿のためのそうした関連産業であってはならないというふうには思います。これから事業領域の拡大、そうした多くの関連会社ができていくと思いますが、そういう中でそれが単なる公社OBの受け皿だけではなくて、本当の意味の雇用拡大あるいはそこで働いている人の雇用の安定につながるような措置をしていかななくてはならないというふうに考えています。

以上です。

○戸田委員 これは牧内さんにお願ひしたいのですが、さつきちょっと大月さんにも質問したのでありますが、新会社の経営内容が職員の生活、処遇に大きな影響を及ぼすことは当然だと思ふのであります。財務問題に限って見れば、資本金の規

模がどのくらいになるのか、あるいは五十八、九年度の特例措置として一本三十四銭のたばこ値上げ措置が講じられました、これがどうなるのかというのが私は非常に重要な問題だと思つて居るわけでありまして、この二点についてお願いしたいと思ひます。

○牧内参考人 お答えいたします。私は専門家でございませぬから、商法でありますとか、あるいは公社の資産がどのくらいあつてそれが資本金とどう関係するのかといふことについては、専門的立場からお答えはできませんが、いづれにせよ新しい会社は配当を負擔しなければならぬといふことがございまして。その意味では資本金規模をどうするかといふことが重要問題でございまして。また、私たちが立派な会社として運営をしていくわけですから、配当ができるような会社にしていくわけがなくてはならないといふことも考えておるところであります。

そういう意味では、この資本金の規模がどのくらいになるのか、本委員会では千五百億圓が上限だといふようなお話もございまして、私とすれば幾らにすればいいかといふようなことは専門的に申し上げられませんが、いづれにせよ過大なことでは、仄聞するところ電報が一兆円とかそういうお話もございまして、また我が社の純資産といふものも多くが葉たばこであるといふようなことを考えるならば、一千億程度というものが適當ではないかといふようなことを労働組合としては考えています。

三十四銭の問題は、いわゆる二年間の限定法といひます。これは特例措置といふことで国会でお決めた措置でございまして、当然この二年間だけ、三十四銭は専売公社に返していただけるのではないかといふふうに私は思つて居ります。大体一千億ぐらいのお金になるわけでありまして、先ほど戸田先生からお話がありましたように新しい会社になりましていろいろ税負担その他がふえてまいります。財政上大変苦しくなってくる。そう

いう意味では私たち、いわゆる自主性が与えられて自分たち労使で交渉して賃金を決めるといふても、そうしたものがなければ幾ら自主性が与えられてもどうにもならないといふようなことになるわけでありまして、じや財務上財政状況が悪くなつたからといって値上げといふことになりまして、当然シェアが狭くなるほかその他いろいろ問題が出てきて、結果的に雇用の問題あるいは葉たばこの問題、いろいろの問題に影響してくるのではないかといふふうに思つて居ります。

そういう意味では、二年間の特例措置といふことでやつてきた措置でありますし、私たちが今までの政府の財源確保といふことでこの措置なりあるいは本年度の三百億圓の問題とか、いろいろの意図で協力をしてまいりました。新しい会社になる際は、こういう問題についてはぜひお返しを願ふといひます。この二年間の限定といふことでひとつ決めていただきたいといふふうに思つて居ります。

○戸田委員 あと二点ほど牧内さんにお願ひしたいと思ふのですが、その一つは、新会社の経営に於て國産葉たばこの問題、これは非常に大きな問題だといふことを考えます。したがって、新会社の國産葉たばこの全量買い取り制の維持、國産葉たばこの品質、価格、さらに一般に言われております農政負担、これらのあり方について、組合の立場からどういふことを考へていふか。これが一つでございまして。

もう一つは、新会社は公共性と企業性を追求していくわけですが、それとのかかわり合ひで各審議会のあり方問題になつておるわけでありまして。現在、公社にある審議会、委員会、こういった構成、運営等その実態を見詰めて、開かれた新会社とするためにはどうしてこれらの運営の民主化といふものを図つていかなければならないだろうといふふうに考へておるわけでありまして、この辺の見解もあわせてひとつお願いしたいと思ひます。

○牧内参考人 お答えいたします。確かに葉たばこ問題は、今までもそうでした

が、これからは日本のたばこ産業を發展させていくためには大きな課題だというふうに思っています。

そこで、まず私たち組合がこの問題を議論する大前提としては、少なくとも八十年にわたる専売制度あるいは三十余年にわたる公社制度の中で日本のたばこ産業を發展させた力、これはまさしく業たばこ耕作者であり、販売店であり、そして本体、この三つが力を合わせて日本のたばこ産業を維持してきたというふうに思っています。そういうことで長い間のパートナーでございます。そういう意味では、これからは日本における業たばこというのをやはり維持していかなければならないというのが大前提でございます。

しかし、これから競争の体制に入っていくわけでありまして、これは松下参考人も先ほど述べましたが、そういう意味では組合あるいは耕作団体も互いが努力しながら、いわゆる品質をどうよくしていくのか、あるいは価格の面をどう抑えていくのかといふことが、そういうことなども検討をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

臨調答申その他では、日本の業たばこは非常に高くて悪い、そういうのをやめて外国から安い葉っぱを買えばいいじゃないかというふうなお話もございまして、外国の業たばこ市場というのもそれなりに巨大な資本が押さえているわけでございますから、仮に日本の業たばこが全くなくなってしまふという状態になれば、今までの安いの葉たばこが買えるかどうかというふうな問題もあるんじゃないかというふうに思います。そういう意味では、とにかく日本の業たばこを日本のたばこの主原料としてどう位置づけていくのか、そのための努力をお互いがしていくことが大切であります。

もう一つの問題は、今まではそうした農政負担部分といふか、そういう言葉を使うのが適当かどうかかわかりませんが、そういうものを専売公社が担ってきたわけでありまして、今度は新しい会社になりまして、まさしく競争していかなければならない、そして日本農政という広い意味から申すならば、こうした部分を国あるいは農水省とか自治体とかそういうところがもつと負担をしてもいいんじゃないかというふうに思っています。そういう意味では、先ほど言いましたように、製造コストにはね返らないような措置ということもこれから将来に向けてひとつ検討していただければ幸いだというふうに思っています。

それから審議会については、今まで専売公社の中に業たばこの審議会なりあるいは塩の審議会なりあるいは総裁の諮問機関でありますたばこ調査会等々、消費者懇談会、いろいろございまして、それなりに機能はしているというふうに私は思います。しかし、外から見ていて本当にそれぞれの委員会が自分たちで自主性を持ってやっているのかどうかというふうな点についても、大変失礼でございますが、考えないこともないわけでございます。その意味では、私は、今までもそうでしたが、これからはもういっしょの特殊会社、国が資本を出す会社でございますから、開かれた経営をしたいと思います。多くの人の意見を聞いてやはり経営をしていくといふことが、そういうことが大切ではないかというふうに思っています。組合の言葉で言うならば国民のための専売公社ということを含めて言ってきたけれども、そういう国民のためという立場、消費者のためにという立場を十分受け入れた審議会、そういうものが必要だろうというふうに思っています。そういう意味では、ぜひ、これからのいろいろな審議会が設置されるようでございますが、委員の構成であるとかあるいは運営であるとか、そういうのが民主的に行われることを希望いたしております。

以上です。

○戸田委員　こでちよつと沢田委員の方へ、時間の都合がありますので交代します。

○互委員長　沢田広君。

○沢田委員　関係者の皆さん御苦労までございます。社会党の沢田です。戸田委員に続いて若干質問をさせていただきます。それぞれ関係者の皆さん、関係業界において御活躍をいただいております。最初は大月参考人にお聞きをするわけですが、会社という名前がついて、六割が税金で国なり県なり地方に持っていく。概括的にいって、そういう形態の株式会社というものが果たして存在するのであるか、一般の商法上の概念からいって果たして妥当なものかどうか、ちょっと御意見を伺わしていただきます。

○大月参考人　一般の会社として考えますと、非常な重税、いわゆる法人税その他の税金のもとでは企業の存立が危ぶまれるわけでございます。なるべく民間の活力をふやすという意味からは税金は軽い方がいい。今おっしゃったとおりでございます。

ただ、たばこは酒と同じように財政収入を上げるための一つの原資でございますので、それがほかの会社との競争企業でない限り、価格を上げることによって収益が上がり、その中から税金ないし配当を払っていく、こういうことになりましたので、それはそれなりに特殊な事情として考えられるのではないかと考えております。

○沢田委員　全体で三十分でありますので、質問の方も簡潔に申し上げますが、お答えの方も簡潔にお願いいたします。

では、大変恐縮ですが、たばこ耕作の松下参考人をお願いいたします。

この法律でプラスの点は何か、それからマイナスの点は何か、二つずつひとつ挙げていただきました。プラスの面はこれだ、マイナスの面はこれだ。

これは続いて関野参考人にもお願いいたします。それから牧内参考人にもお願いをいたします。この法律でプラスの面はこれ、二つ。マイナスの面はこれ、二つ。三つでもいいのですが、余り長くなるといかぬので、二つということをお願いいたします。

○松下参考人　お答え申し上げます。

先ほど意見で申し上げましたように、私ども、全体としてはこの法律案は非常に困難な問題をうまく調和させていただいたという意味で、賛同いたしておるものであります。

プラス、マイナス二つずつということですが、まあ二つという分類はできませんけれども、あえて申し上げれば、プラスの面といえれば、いわゆるたばこ耕作上の諸制度が基本的に維持されたということでありまして、これには全国の耕作者が一様に感謝いたしておるところであります。

〔委員長退席、中村（正三郎）委員長代理着席〕

マイナス面と申しますか、我々の最も危惧しておりますのは、やはりこの法律に伴って同時に流通の自由化という問題が発生したことでありまして、したがって、外国企業のシェアが拡大すると我々は非常に大きなダメージを受けるということ、それが二つ伴って起きたということ、あえてマイナスと申し上げればマイナスかと存じます。

○関野参考人　突然プラス、マイナスということでございますので、まあプラス面で考えられますのは、世界の情勢でございます開放経済に向かいまして流通の自由化が図られていくこと、それに伴いまして新会社に経営の主体性というものが与えられるということであろうと思っております。

二番目は、言うまでもなく、指定、定価制度が実質的に維持されているということでございます。それからマイナス面と申しますのは、ちょうどその裏返しになりますけれども、私もやはり全体の情勢の激変というのはいささか緩和していただきたいし、そういう意味での不安というのがございますので、運用面でその辺を円滑にやっていただきたいということでございます。

○牧内参考人　お答えいたします。プラスの面といふか、一つはやはり経営に對して当事者能力、自主性が与えられたということでしょう。

二つ目は、いわゆる労働三法の適用、労働関係

○沢田委員 続いて大変恐縮ですが、葉たばこの方でいわゆる全量買入れ制というものは、品質をよくするあるいは改良する、たばこの味をよくするといいますが、そういう面に対する配慮が全

量買入れ制ということであって安易に流れて、とにかく量をつくればいい、質はやや後になつてもいい、どうもこういうことに常識的にはなるような気がするわけなんです、そのためにはやはりある程度の品質改良、今でも上中下に分かれてはいるんですが、さらに区分をして、一等、二等、三等、四等になりますかどうかわかりませんが、そういう品質改良にもつと配慮していく、それが日本の今後の伸びていく一つの道じゃないのかというふうに感じますが、いかがでしょう。

○松下参考人 御指摘のような一面の考え方もありと思いますが、私どもは必ずしもそれは考えておりません。現在葉たばこは全量買い上げではありますけれども、いわゆるサンプル、標本によって下限は決められております。むしろ最近では下限に近い葉たばこ、いわゆる葉たばこの木の下の葉をすね、こういったものは農家自身が廃棄をしていくというふうなことで、産地間の品質の競争は非常に激しくなっております。同時に、やはり商品作物でありますから、いいものををつくらないと高く売れませんので、そういう意味ではたばこ耕作農家の品質に対する意欲というものは極めて強い、この全量購買制がそれを妨げるものにはならないと私は考えております。

○沢田委員 審議会の方で大変いろいろ今までやられました、なぜこうなったのかといえ、臨調が言う、審議会も同じように言うのは、輸入自由化がこれからどんどん迫ってくるだろう。そこで、どこも傷つかないで、どこもみんなうまくやって乗り切れるかどうか。

企業の合理化を進めるか、あるいは葉たばこの方の一兆二千億もの在庫を減らさなければこれはどうにもならなくなる。あるいは製造単価大体総額二千二百億かかる、あるいは人件費はこれも二千二百億かかっておる。そして一兆八千億ぐらいを国に納めている、さらにこれから法人税がかかってくる。そうして輸入価格と競争していきますと、どうもどこかにしわ寄せが来そう。きょうお並びになつておられる皆さんの立場から見ると、どれも傷つくのは嫌だ、こう思つておられるのだと思つておる。審議会としてはその上に立つ処方せんとして、それぞれを傷つけないで成り立つ道としては報告書がそうなのかわかりませんが、果たしてどういふ具体策があるか。これも三つで結構ですが、こうしたら、こうしたら、こうしたらそう皆さんが傷つけないで日本のたばこ業が進んでいく、こういう御提言がいただければ幸いです。

と、どれも傷つくのは嫌だ、こう思つておられるのだと思つておる。審議会としてはその上に立つ処方せんとして、それぞれを傷つけないで成り立つ道としては報告書がそうなのかわかりませんが、果たしてどういふ具体策があるか。これも三つで結構ですが、こうしたら、こうしたら、こうしたらそう皆さんが傷つけないで日本のたばこ業が進んでいく、こういう御提言がいただければ幸いです。

○大月参考人 先ほど最初に申し上げましたように、この法案の關係は非常に多数の方々の利害の調整を含んでおりますので、今おっしゃいましたように、一つ誤りますとどこかにしわが寄るといふ性質のものでございます。それを法案全体としてバランスをとるようになつておると思つておるわけでございますが、何せ法律というものは単なる枠組みでございまして、運用が大切だと思つておる。

そういう意味で、まず、監督官庁の大蔵省において全体のバランスを十分考へて監督をする、新しいたばこ会社の経営者も十分その点を考へる、それから今度は関係者全体として合理化及び効率化の努力を極力やっていた、そして企業経営の保全を図り、発展を図るために多角化を進める。こういうことによつて、厳しい状況でございまして、非常に十分というわけにはいきませんが、私はバランスのとれた産業が進められると思つておる。

それから、恐縮でございますが、先ほどお答えいたしました中で、従価税と従量税の話は逆でございまして、その点を訂正させていただきます。○沢田委員 続いて牧内さんをお願いいたしますが、今までの公企体から今度は民間というか、会社になりますと、労働者の方々は若干不安感が出てくるのではないかとおもうのです。今まではやや公共的な色彩が強かったけれども、今度は企業の営利主義の方が強くなる。例えば地方の局長も、とにかく売らんかなということ、小売人に何と

か売りつけなければ自分の成績が上がるという事にもなる。自動車の販売競争のように大変追いまくられるのじゃないか、しりをたたかれるのじゃないか、ノルマがきつくなるのじゃないか、こういう不安があると思うのであります。その点で、労使の關係において今までと大きく変わるだらうか、あるいは今までの程度でやつていけるだらうか、私もこういう不安を持つていける人なんでしょう。それに対する労使の対応の必要な条件、時間の關係がございまして、これは三つでも四つでも項目を挙げていただいて結構であります。法律でなくても、附帯決議であらうとないかと、こういう点とこういう点とこういう点、はきちんとしてもらわないとこえつて日本のたばこ産業にひびが入るといふ点もあると思つておる、ひとつ率直にお述べいただければ幸いです。

○牧内参考人 お答えいたします。

今回新しい制度になりますと、労使關係では、私たちが労働組合の長年の悲願でありましたストライキ権の回復ということがございまして、そういう意味では、そうした新しい労働三法適用下の労使關係というのを形成していかなくてはならないと思つておる。一般的には競争体制が厳しくなりまして、そういう中では合理化といふことが、コスト減といふことが、そういうことも労働組合として対応していかなくてはならないと思つておる。もちろん今までも、私たちは国から預かつておる公社の中で働いておる労働者、労働組合でございまして、国民の納得のいくようないろいろな物の決め方といふことをしなければならぬという考え方でやつてまいりました。これからは当然そうした考え方を中心に、専売のよき労使關係といふことが、何でも話し合ひ、そして話し合つたことはお互いが責任を持つて守つていくといふようなところを基本に労使關係といふものをつくつていかなくてはならないと思つておる。

ただ職場の不安は、新しい制度下大きく変わらないうことを公社当局は言うわけですが、そ

うした中で専売制度が廃止された中における仕事のやり方、仕事はどういうふうに変つていくかといふことについては、現実にはまだ公社の方から細かい説明は来ていません。そういう意味では、今までと同じような形で仕事に本當にやつていけるかどうかといふことについての不安はあると思つておる。したがって、これから法案審議とあわせながら、あるいは法案が通つて以降の過程において、そういうところを十分詰めていきたいと思つておる。いずれにせよ、自主性の回復、当事者能力の回復といふことをこの法案の中で決めたわけでありまして、それが本當に実効のあるような形を明らかにしていただければ、後は専売労使間で十分話し合つて、そうした問題について解決していきたいと思つておる。

○沢田委員 葉たばこの關係で、これは私の年々の主張でありまして、お気にさわると思つておる。ありますが、米もそれから一般の野菜も農業共済制度に加入してやつていくわけですね。これは国民生活に欠くことのできない分野なんです。ホップも政令で入れていくわけでありまして、たばこだけは農業共済制度から外れておるのです。私たちの立場から見ると、なぜたばこだけが農業共済の適用外にあると、専売が丸がかりの形になつておるのか。言うならば国民生活の必需品が米でもまだ農業共済の適用を受けておる。そうなる程度、農政全般のバランスとして、皆さんにもある程度掛金の御協力をいただながら、今までの補償はする、しかし、農業共済の中で補償された差額は専売が補償する、こういうふうな意味のバランスをとることにしては御協力はいただけるのかどうか。全般を見ますと、どうも我々はそのうふうな意味も感じられるわけなんです。余り太鼓持ちみたいな質問ばかりじゃいけませんから、若干嫌な質問でありまして、うけれども、国民生活のバランスから見ると、その点は考慮しなければならぬのじゃないかと思つておる、いかがでしょう。

○松下参考人 大変ありがたい御意見でございます。ただ、なぜ共済に加入していないかといふこと

とについて経過を申し上げたいと思います。

畑作共済が実施される段階で、何年間か、葉たばこについても農林省が意向調査を実施いたしまして、選択についてはどうかという問い合わせもございました。そういうことで私どもは組織に何回か諮って意向を確かめたわけでありましたが、何分従来とも全額負担ということになっておりますのと、葉たばこは産地別の作物の変化が非常に激しくございまして、災害の程度も違うということとで、自己負担金、いわゆる掛金をするというところでぶつかりまして、選択した方がよいという意見と現行がよいという意見と大体半々というような状況で、そういう旨を農林省にお答えしたところであります。お気持ちは大変ありがたく存じます。

○沢田委員 時間があとわずか残っておりますが、審議会の六月さんにお伺いいたします。

総合的に見まして、先ほど御説を承りましたけれども、これから大変苦難な道を行くといかなくちゃならぬ。その前に、今後の審議会の役割、それぞれの利害の関係者の調整は今後も引き続いてやっていかなくちゃならぬ。そういう役割を持っている中で経営の一番のネックは、私は経営的に見るわけですが、在庫の葉たばこが一兆二千億、これは何としても大変な負担になってくる。買入れが四千五百億ぐらい。同じようにこれも向こう続けた場合、あと三年後ぐらいになつて果たしてどういふ形が出てくるだろうか。それをなくすためにはどうしたらいいだろうか、その点はどういうお考えをお持ちですか。

○大月参考人 御存じのように、葉たばこの適正在庫は二年ということになっておりますが、現在はそれが三年分あるということで、これは毎年たばこの収納をいたしますときに問題になって、頭の痛い問題でございます。

そういう意味で、五十七年には非常に大きな減反をやりました、やはり収納の取量を減らすよりしようがないんじゃないかという方策をとりました。しかしこれは逆に申しますと、耕作者に対し

て非常に御迷惑をかける問題でございます。しかし、お米の問題も同じような問題を含んでおると思いますが、やはり適正在庫を保つというのでなければ今後の新しい会社といえどもこれはやっていけないのは当然でございますので、その点どういふように具体策をとりましますか、少なくとも在庫を減らして適正在庫に持っていくという努力を皆さんと御相談しながら進めていくべき問題だと思っております。

ただ、具体的にどういふようにするかというところは、やはり各方面で努力していただくよりしようがないんじゃないか。例えば、耕作者だけにしわを寄せるということでは、各方面にそれぞれしわが寄る、それからまたいい点はそれぞれ平等に均てんするという精神でやっていくよりしようがないんじゃないかと思っております。

○沢田委員 ちょっともう一回ですが、五十九年度も四千五百億ぐらい買入れ入れます。それで今一兆二千億の在庫があります。例えば一割減らしたとして四千億ですね。四千億が三年するとまた一兆二千億。その間に消費をしていきながらもだんだん積み重なっていくだろうと思うのです。そうすると、かえって棚卸資産の合計というのは一兆二千億から一兆三千億。向こう二年間で大体一千億ぐらゐ上乗せされていくわけですね。ここはやはり審議会で何かうまい処方せんを出しませんと、どこかで壁にぶつかってしまうことは明らかなんです。そこを何とかひとつ審議会のベテランの大月先生として、こうした方がいいんだという御提言を、個人意見でも結構ですから、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。

○大月参考人 率直に申しまして、その問題は従来たばこ耕作審議会が本場に専門的な立場でおやりになっております。我々直接タッチしておらない、ある意味の具体的な問題でございます。私としては具体的な案は持っておりません。

○沢田委員 どうもありがとうございます。じや結構です。

○中村(正三郎)委員長代理 戸田菊雄君。

○戸田委員 関野さんに小売人関係でお伺いしたいと思うのですが、今回の改正案によっても小売店の指定制度が続けられることになりました。将来完全自由化になりますと、この指定制度もなくなると思います。この制度の継続については、将来いかなる事態を迎えても必要と考えておられますか、見解をお伺いしたい。

どうお考えでございましょうか。

○関野参考人 お答え申し上げます。

第一点につきましては、専売公社の専門家の皆さんがいらっしゃいますので、私がデータ不十分なままでも申し上げるのは大変気恥しく存じますけれども、シェアの問題につきましては、現在の価格等の条件が急速に変動しない限りは大幅にシェアが上昇するとは私は思っておりません。特にいろいろな商品が流れ込んでまいりますけれども、日本におけるたばこの製造技術というのは国際的にもかなり高く評価されておりますし、その力をもつてして現在の二割のシェアが急速に変動をするということはないのではないかと。それは三割とか四割とか極めて徐々に上昇するということはあるかもしれませんが、その程度ではないかというふうに推測しております。

○戸田委員 同じように関野さんにお伺いしたいのですが、輸入品が自由化されますと外国品を扱う店が非常に多くなります。先ほど陳述の中でお話がありましたように現在小売店二十六万店、今までの約一千万四千店くらいで抑えておった、しかし今度は七万店程度まで当面拡大をした。しかし完全自由化すると、日本国内たばこと同じような格好になつてまいりますね。そういうことになりましますと、国内の外国製造たばこの製品シェアは非常に拡大されていくのじゃないだろうか。この点について販売専門家としてどういふ見通しを持っておられるか、この点が一つであります。

それからもう一つは、資金がかなりかかります。たばこは現金仕入れでございまして、二百八十円という金を用意しなくてはならないということがございますし、それからもう一つは、最終的にはお店ではお客様の嗜好に応じて売ってまいるわけでございますけれども、先生のっしゃいますほど細かい計算をしてそれに力を入れるというよりは、むしろいらっしゃる方に自然に売っていくという程度でございまして、今お話がございましたように急にそれが伸びるとか力が入るとかいうことは、まず現在では考えられないような状況でございまして。

〔中村(正三郎)委員長代理退席、熊川委員長代理着席〕

それからもう一つは、資金がかなりかかります。たばこは現金仕入れでございまして、二百八十円という金を用意しなくてはならないということがございますし、それからもう一つは、最終的にはお店ではお客様の嗜好に応じて売ってまいるわけでございますけれども、先生のっしゃいますほど細かい計算をしてそれに力を入れるというよりは、むしろいらっしゃる方に自然に売っていくという程度でございまして、今お話がございましたように急にそれが伸びるとか力が入るとかいうことは、まず現在では考えられないような状況でございまして。

○戸田委員 私は、この点は税金の問題とも非常に関連をしてくると思うので、御存じのように、今回たばこ消費税に移行されましたから、そうしますと、卸売業者、外国たばこは保税地域から引き取ったときというところで、それぞれ納税義務者になるわけですが、したがって、この経過措置として、当面、六十年四月から六十二年の三月まで二年間は年二回納期限とする、それから六十二年の四月から六十二年三月まで一年間は年四回、六十二年四月以降は翌月になつていくので、すね、毎月。こうなるわけですね。

そうすると、過日の今次国会で所得税法が改正になつて、記帳義務その他の義務もあるわけですが、もちろん所得制限がありますけれども、三百万以上とか事業主の五千万以上とか、こうありますが、そうすると、毎月記帳義務をやる。今までは一年間の中でやつた。今おっしゃられたように現金買いですね。そうすると資金繰りの問題が出てきます。

先ほど来、陳述の中で関野さんは、大体各店舗でもって百万円見当、しかし五十万円以下というものも四〇％あります、こういうお話でした。そういうことになりますると、資金繰り等々非常に困難な状況になつてくるんじゃないか。税金の消費税移行に伴う納期限のそういう問題に及ぼす影響はございませんでしょうか、その辺の御見解をひとつ伺いたいと思います。

○関野参考人 先ほどプラス・マイナスという議論がございましたときに申し上げましたけれども、私も、私どもといたしましてはそういう影響の起きるだけというように、これを切に願ひするわけでございます。特に、かなり高年齢の方がお店をなさつていらっしゃるわけですから、現在ある程度専売公社の指導で記帳はいたしておりますし、急な大きな変動というのはできるだけ避けていただくようにぜひお願いを申し上げたいというふうに思っております。

特に、先生のお話がございました記帳義務の問題と申しますのは、納税義務者でございます卸の方は大変になるかというふうに思いますけれども、お店の方は大体従来どおりのペースで仕事をさせていただければというふうにお願ひいたしたいと思つております。

○戸田委員 最後に、販売政策として、現行の公社のあり方等について何か具体的な要望事項とか、そういうものはございせんですか。ありましたら、ひとつ遠慮なく御意見を述べていただきたいと思ひます。

○関野参考人 従来は、専売公社は監督官庁でございまして、たばこのメーカーでもあつたわけでございます。両方の性質を持つていらしたわけでございます。率直に申しましてある程度いろいろ遠慮もございまして、それから専売公社側の販売サービス等についても独占的なムードというのは全然なかつたわけではないわけでございます。そういう意味で私も切に願ひ申し上げたいのは、これから先、特に私どもに対する受注とか配達回数とか、そういうふうなお店のサービスににつきまして、もう少し細かいサービスをやっていただきたいというのを期待し希望しているわけでございます。

もう一つは、これから外国のたばこ、国際競争も激化してくるわけでございます。それだけに競争場裏に置かれることになるわけでございます。と申しましても、何しろ九八％のシェアを持つたメーカーでございますし、それだけの力もあるわけでございますので、今後ともコミュニケーションをよく図つてまいりたいと思ひたいというふうにお願ひしたいと思つております。

○戸田委員 時間もなくなつてきましたので、具体的に、ひとつ端的に質問をしてまいりたいと思ひます。

葉たばこ関係でございますけれども、先ほど若干同僚委員からお話がありました、葉たばこ問題、これは最大の懸案事項だ、こう私も考えておるわけでありまけれども、しかしそういう中で全量買い取り制というのは継承された、こういう

ことです。従来は許可制度で今度は契約制、こういうことになるわけでありまが、今後たばこの問題で会社社に要望したい最大の事項は何でしょう。これを二、三、聞かしていただきたいと思ひます。

それから、葉たばこ買い取り価格は、たばこ事業法第四項で葉たばこの再生産を確保する、これを旨とするというところで、一項があるわけですが、これは質的に従前と何ら変わりないと思ひますけれども、ただし、国際の比較で見ますと二倍ないし三倍になつてゐることは間違いないと思ひます。ですから、そういうことからいへば耕作者としては品質の改良やあるいは生産性の向上等々、これは欠かせないと思ひますが、そういう対策等について、具体的に今後の対策をお持ちであればひとつお聞かせを願ひたい。

それから、今回の改革法案で耕作組合中央会の役割が非常に強められました。例えば、たばこ種類の耕作総面積、そして地域の内訳、これは事業法第五項でそういうことがやれるようになったわけですね。それからもう一つは、たばこ耕作者の災害補償問題、この問題も事業法六条で取り扱う。あるいは葉たばこ審議会の委員参加、事業法七条等々で大分強められているわけですね。ですから今後の中央会の運営というものは非常に大事な要素を持つてくるだろうと私は考えるわけですね。そういったことに対する御見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○松下参考人 新会社への最大の要望は、先ほど申し上げましたが、今後とも国産葉を主原料として使つていくという姿勢を貫いてもらいたいというところであります。

第二の基本的な問題は、これは政令等との関係もございしますが、従来たばこ耕作上の基本的な制度、いろいろおっしゃいましたような制度、こういう制度はそれを踏襲してもらいたいということでありま。この点を特にお願い申し上げます。なお、生産性の向上については、先ほど申し上げましたが、御指摘のとおり競争相手のメーカー

との国際比価、工場工場における原価比較は約一・七というふうな最近整備をされてお、関税を考慮すれば一・二というところで、従来言われておりましたような水準、とても手の届かない水準ではないというふうな考えをしております。したがって、できるだけこれに接近できるように生産性を上げたいということが私どもの現在努力中の問題であります。特に具体的には労働生産性を上げる、多投労働を解消するという意味で、現在労働時間の四分の一を占める収穫後の選別という作業、えり分け作業がございしますが、これを抜本的に改善するという方向で公社と検討中でありま

す。

最後に、御指摘のように中央会は、今回の法律によつて契約栽培いわゆる対等な契約ということ、業界の代表としての責任は非常に重くなるといふふうに考えております。これはあくまで民主的に、しかも農家のために間違ひのないように全力を尽くしてまいりたいと思つております。

○戸田委員 もう一点、最後にお願ひしたいのであります。審議会の問題です。現行は十一人以内で組織して、耕作代表と学識経験者、こういうふうな構成されている。今回の葉たばこ審議会も人数は同じのようでありまけれども、これを見ますと、確かに生産者の皆さん四人ほど入つておられます。十一人全部非常に立派な方になつてゐるようでありまけれども、しかし、私の見る限りでは直接耕作者の代表というのはいないようなんですね。例えば東京大学名誉教授、それから競馬会の理事をやつておられる方とか、こういうことがあつて、組合長さん、確かに東北一名、四国から香川県の一名、それから全国たばこの専務さんと会長さん、こうなつてゐる。

私は、十一人に限定しなくてもいいんじゃないかという気がします。これに加えてもう少しふやして、実際つくつてゐる耕作者の代表等も入れるような仕組みにしてはどうかという考えを持つておるのですが、この辺はどうでしょうか。

○松下参考人 今回の法案の大きな流れは、やはりたばこ耕作については従来を基本的に

踏襲するという流れであったと思います。そういう意味で私も、ただいまの審議会の構成が従前どおりということで適當ではないかと判断をしております。

委員の選出について、私も中央会の推薦によつておるわけですが、これはやはり私どもの組織が法人組合として平素専売事業と一体となつて仕事をしているという意味合いから、中央会を経由するという形がとられておるものであるというふうに考えております。

○戸田委員 次に、塩関係について伺ひたいと思ひます。

前園さん、同僚委員のプラス・マイナスの点で、マイナスはありません、こういう御意見だつたと拝聴したんですが、以下四点ほどに対してひとつ御意見を拝聴したいと思ひます。

塩の公益事業制度は当面継続をいたします、こういうことになりましたが、しかし、自立化の状況を見てという条件つきなんです。今後そういう状況が到来すれば、当然これは専売制度を外すかもしれない、こういうことだと思ひます。ですから私は、やはり塩の公益専売制度というものは継続して確保していくべきだろう、御意見の陳述ではそのように承りましたが、この点についてもう一度ひとつ確認の意味でお願いをいたしたいと思ひます。

それから塩の買入れ価格ですね、これを公社の方では、国際価格に近づけて、すなわち五十八年はトン当たり二万一千二百円、それから昭和六十一年目標でトン当たり一万七千円。この目標価格が非常にきつい状況にあるんじゃないだろうかというふうに私は考えます。こういう点に対して、果たして現状に合致しているのかどうか、その辺の見解をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

それから一社三十万トン体制ですね、これは最適なのかどうか。いろんな努力をしてこれまでも機械化あるいは合理化をやつてこられたようではありますけれども、現状相当厳しく至ると、こ

れができるのかどうかという心配が非常につきまとうんです。この辺の見解をまずお聞かせ願ひたい。

○前園参考人 答えたいと思います。

先ほどマイナスはないと申し上げましたが、これは法案についてないということでございますし、政策の進め方についていろいろ要望がございます。

最初の、公益専売制は継続すべきではないか、こういう御質問でございますが、ただいま塩業界といたしましては、日本の塩産業を自立化させたい、こういう目標に向かって、輸入塩と競争できるように努力をしておるところでございます。そこで、自立化のめどがついたところでございまして、こういうことになっております。自立化のめどがつくかどうかというところはまだ将来の問題でございますが、仮に自立化のめどがついたとして、その時点で専売制度を見直すということでございます。

私どもの方としましては、専売制度を見直す場合には、塩というものは大変貴重な物質でございますので、この価格が安定をし、そして安定的に供給されるということは国民生活にとって大変重要でございますから、その時点で、国民、消費者の意見、それから塩に従事しておる関係者の意見、その辺を十分尊重して決めていただきたいと思ひておるところでございます。

それから買入れ価格がだんだん引き下げられております。これが厳しいのではないかと、こういう質問でございます。

塩業政策の基本は、先ほど言いましたように、日本の塩業を自立化させる、ということ、輸入塩と競争をして、制度に依存しなくても一人立ちして生きていけるような力をつけなさい、こういうことでございます。そこで現在は、六十一年一万七千円、これは輸入塩を持ってきたとして粉砕をしたときのコストが大体それくらい、それに近づくるように持つていく、こういうことでございます。

す。そういうことで、五十七年、五十八年、五十九年、さらに六十一年に向けて段階的に価格を引き下げて一万七千円に持つていく、こういうことになっております。

生産業界といたしましては、先ほど言いましたようないろいろな合理化努力を一生懸命やりました、コストを削減してこの目標に近づこうという努力をしております。これは率直に申し上げて大変厳しい政策である、こういうことでございまして、ただ、日本の塩産業が、輸入塩と比べて余り割高でない価格でできるだけ自給をして消費者の皆さんにお届けする、これは塩業界として一生懸命取り組むべき課題ではないかというふうに思つて努力をしております。

厳しい価格に耐えながら一方で注文したいのは、厳しさの裏に、ある程度将来に向けての楽しみがある、そういう政策をとっていただきたいなというふうに思つておるわけでございます。といひますのは、コストを引き下げる合理化努力をいたしてまいります、そこそこそれに合った値段が決まれば、赤字にはなりません、専売制が続くとすればそういう政策を続けて塩業が生きていくわけですから、その目標にありまふように、制度に依存しなくても自分の足で立つていくように、それを目指して競争力をつけなさい、こういうことでございます。

〔熊川委員長代理退席 委員長着席〕

ところが、専売制がある間はそこそこの利益でも生きていけるかもしれませんが、自分の足で立つていくことになると、技術開発もどんどん進めなければならぬ、商品開発も進めなければならぬ、営業力もつけないければならぬ、あるいは流通網もきちっと整備しなければならぬというように、いくのは、最後には財務の力といひますか、蓄積の力といひますかではないか。だから、価格の引き下げに絶えず努力はしてまいりますけれども、コストが下がったときにその辺のところを十分配慮しながら、本当に自立できるような力が企業の手

元に残るような、そういう楽しみのある厳しい価格政策を望みたい、こういうことでございまして。同じことでございしますが、三十万トン体制、これも輸入塩に対抗するために、当面六十一年一万七千円という目標が決められております。それに近づくるように努力をしております。ところが、本当に輸入塩と競争するためには、この一万七千円ではまだ足りないんじゃないか。そのさらに厳しい目標に到達するためには、現在の七社体制、一社十八万トンぐらい、百二十万トン全体でつくつておりますが、これが三十万トン五社体制ぐらいにならないと次の段階の目標には適応し切れないのではないかと、そういうことから三十万トン五社体制ということが出ておるわけでございまして。

それについては、一つは、輸入塩と競争していく競争水準のレベルというのは一体本当に幾らなのか、その辺の検討をやはり吟味しなければならぬ。それから、三十万トンになれば本当にコストが今までと比べて安くなるのかどうか、そういう点も十分吟味しなければならぬ。どっちがどっちでなければならぬということではありませんけれども、その辺の吟味を十分しなければならぬ。それからまた、仮に五社体制がいんだということになりましても、現在七社でございしますから二社は要らないということ、要らない二社をだれが決めて、どうやって始末をしていくのか、これも生きていく企業でございしますから大変重要な問題でございます。

だから、論理的に、常識的にスケールアップをすることが競争力をつけることになる、そういう単純な理屈では割り切れないのではないかと。公社あるいは関係業界、その辺が今申し上げましたような複雑な問題を十分に検討し、議論をし、協議をして、そして問題を詰めたが判断をしていく、そういう性格の問題ではないかと、こういう理解をいたしております。

○戸田委員 それから、今度新たに塩専売事業運営委員会、こういうものが新設をされます。恐らく塩業審議会あるいは塩収納価格審議会等々も存

続をされると思いますが、従前置かれました専売事業審議会、これはそのまま政令で設置することになります。それから、たばこ専売事業調査会、これは公社としてはまだ取り扱い未定という状況でございす。恐らく存続ということになると思ふのです。それから、たばこ耕作審議会、これはたばこ事業法で設置することになる。それから、取り扱い未定のものは、消費者懇談会とか消費者会議、こういうものがありますね。こういうものは恐らく存続されるのだらうと思ふのです。

同時に塩の関係も、審議会とか収納価格審議会とか、これも同様の措置をとられるのだらうと思ふのですが、こういうものに対して、やはり直接生産に参与してある皆さんが入るべきじゃないか。例えば、イオン交換膜メーカー並びに塩生産者及び流通事業者、こういった生産、流通に非常に見識のある人はやはり入れるべきじゃないだらうか。

従前の内容を見ても、いろいろと入っている人は非常に立派な方が全部ですが、塩業審議会の場合には十三名ですね、これを少しふやしてもいいのじゃないかという気が私はします。それから、収納価格審議会の場合も現在十名ですね、だから十五名ぐらいの構成にして、より広範な見識の方を集めるということがあってもいいんじゃないだらうかという気がしますが、この辺の見解はどうでしょう。

○前田参考人 お答えいたします。

新しい専売法のもとで設けられる予定の塩専売事業運営委員会、それから今の専売事業審議会、これを引き継いで設けられるであらうたばこ事業等審議会、この審議会の委員の構成並びに運営につきましても、先ほど陳述申し上げましたように、塩関係者の本当の声がそこで反映されるように御配慮をお願いしたい、こういうふうに思っております。これはどういう分野の人を入れてもらいたいという具体的なことはございせんけれども、塩事業関係者の本当の声が反映されるような構成、運営をお願いしたい、こういうことでござい

ざいます。

それから、現在専売公社総裁の諮問機関であります塩業審議会、それから収納価格審議会、この中には塩の関係業界の代表が委員として入っております。この委員の数をふやしたらどうかということもございすけれども、今の審議会の運営状況からしまして、特に委員の数をふやしていただきたいた言うほど痛切に感じておる事情はないと思っております。ただ、今後の新しい専売法のもとでも、こういった審議会が引き続き存置をされまして現在と同じような運営をしていただくようにはお願いしたい、こういうふうに思っております。

○戸田委員

大月さんをお願いしたいのであります。この経営の自主性拡大について、これは徹底して活力のあるものに切りかえていかなくちゃならぬと私は思ふのですが、そういう意味でい

ますと、新法人の最高意思決定機関というのは株主総会ですね。その執行機関は取締役会、こういうことになると思ふのです。しかし、自主性の拡大をするといつても、大蔵大臣の許可あるいは認可事項が非常に多いのです。それからまた、法制体系としては政令、省令に任せられるものが非常に多い。こういうことになる、行政サイドでいろいろやられる、こういうものが多く出てくるのです。だからどうしても特殊法人の性格上、資本は全部出している、そういうことからいふことになるればこれは別ですけれども、この辺にやはり抜本的にメスを加えるような状況でない、従前の非常に官僚的な、そういうものに陥るような傾向なしとしない。ですから、この辺に對して、殊に人事の主体性、これはやはりびちっと確立すべきだ、このように考えておるわけでありまして、この見解をひとつ具体的にお聞かせ願いたいと思ひます。

○大月参考人

最初にも申し上げましたように、この法案は要するに法律上の枠組みだけでございまして、その中にやはり公益上の必要から大蔵大臣その他の認可事項が入っておるわけござい

ます。しかし、今度の制度改革の本旨から申しますと、いかにしてたばこ産業の効率化を図るかというところであります。したがって、監督官庁の立場といたしましては、できるだけ企業の自主性を尊重する、また企業の創意工夫を尊重する、こういうことで運用していただきたいわけでございます。したがって、認可事項であつてもその認可の態度はどうでもなるわけでございますから、制度本来の趣旨に従つてできるだけ自由にといいことが私の運用上の希望でございます。

それから、人事の問題のお話がございましたが、従来からやはり政府出資のある特殊の機関については、人事については監督官庁が認可権を持つというのが我が国の制度の原則でございます。考え方としては、人事にはそういう意味でタッチする、しかしタッチして決めた首脳部の決断、判断、やり方についてはできるだけそれを任すというのが本来の制度だと思ひます。

ただ、私も実は役所におりました経験してきたわけでございますけれども、役所の立場からいいますと、仮に監督下にある会社いろいろな落ち度があるあるいは妙な事件が起きるとなる、おまへたちは監督行政上怠慢じゃないかあるいは抜かりがあるのじゃないかというおしかりを受けるわけでございます。とかく政府サイドにおきましては、どつちかという過度の干渉をする、それは決して悪い意味ではなくして、自己防衛と申しますか、役所としての立場上、監督官庁といふものの立場上、ある程度やむを得ないところがあると思ふのでございます。したがって、そういう点は役所の側においてもひとつ大きく踏ん張っていただきまして、大きく自由化を推進するといふ方向でやっていただきたいというのが私の希望でございます。

○戸田委員

最後に松下さんにお伺いをいたして終わりたいと思ふのでありますが、さっきもちょっとお話をいたしました、陳述の中でも申し上げられておったようでありまして、全量買い取り制は維持される、こういうことですが、許可制か

ら契約制に変わったのです。この契約制によつて耕作者に不利益にならないかどうかというのがちよつと心配なんです。

現行たばこ専売法十八条でありますけれども、耕作者は収穫した葉たばこで公社へ納付するに適しないものを破棄しなければならぬ、こういうことになってゐる。ところが今度は、事業法第三条第四項で、「契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買い入れる」。質が同じようだけれども、表現がやはりちよつと引かかるのです。現行のものとは公社法によるものと。だから、この辺で契約制というものが耕作者に不利益にならないかどうか。

もちろんこの安全弁をし、何かそういうことがあつた場合には、審議会等があつて、そこでいろいろやられる、あるいは価格の問題等については調整がつかない場合は調整機関が設定をされて、そこで寄り寄り協議して結論を出す、こういうことには安全弁はしかれてゐるようですけれども、この辺がやはり現行と新会社法、どうもニュアンスにちよつと違いがある。公社の意見なんかを聞きましても、やはり在庫数量からいつて消化が大変だといふことになって、なおかつ外葉もどんどん入ってくる。これは三〇%を超えるような状況ですね。そうすると、どうしてもやはり必要なシェアを守つていくためには、この辺の契約制の耕作面積その他いろいろ作付の問題についてきちつとしておきまさんと、減反というようになことを招来しかねない、そういう状況になりかねないと思ふのです。だから、その辺どうも心配なんです、その辺の見解をひとつ率直にお聞かせ願ひたいと思ふのです。

○松下参考人

御指摘のとおり、契約栽培というのは私も初めての経験であります。同時に、契約栽培によつていろいろ問題があつたという事例も聞いております。そういう意味で、今後そういう新しい関係に変わるわけでありまして、新会社法が良識を持ってこれに対処するということが

を特に期待したいと思ひます。

先ほどお話のありました納付の不適合といひますか買入れの限界、これについては、法案作成の過程で私も随分議論をいたしました。この規定によって買入れの限界が広がるのではなにかという心配は確かに持ったわけでありまして、しかしながら、公社とも当時よく真剣に意見を交換いたしました。標本、サンプルといういわゆる買入れの限界を示す現物もあるわけでありまして、従来と買入れの限界は変わらないという回答を得て踏み切ったということでございます。今後ともその言葉を信頼してまいりたいと考えております。

○戸田委員 どうも長時間ありがとうございます。

これで終わります。

○互委員長 午後一時四十分より再開することとし、休憩いたします。

午後零時四十四分休憩

午後一時四十三分開議

○互委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。宮地正介君。

○宮地委員 参考人の皆さんにおかれましては、御多忙中が大蔵委員会に出席をいただきまして、大変ありがとうございます。また、長時間にわたりまして御苦労さまでございます。

私は、今回の専売改革の法案につきまして審議をさせていただく中で既にいろいろ問題点が出てまいりまして、そういう点につきまして、限られた時間でございまして、参考人の皆さんに御意見を伺いたい、このように存じ上げます。

初めに私は、当委員会におきましてこの専売改革の法案を審議するに当たりまして、そのバックグラウンドでございます昭和五十七年七月のいわゆる臨調答申で示された具体的な内容というものと、この国会に提出をされて現在審議をしておりますたばこ関連五法案の内容を精査して対比してまいりますと、国民の立場から見ても大分大きな相

違があるように思われてならないわけでございます。

その中で、特に臨調答申が改革の意見として、今後の日本の将来の専売の方向といたしまして経営形態というものは基本的には民営とすべきである、また企業的な経営に徹することが望ましく、できる限りの公的規制を排除していくことがこれからのたばこ産業の生きる道ではないか、こういった提言がなされているわけでございます。

先ほど参考人の皆さんの話を伺っておりますと、何か民営化ということについては一歩引いたような、そうした感じを受けるわけでございます。また、現在のたばこ産業における皆様方の御苦勞は多いと思いますが、国民の合意に基づく中で将来に向けてのやはり思い切ったたばこ産業の改革も必要である、私どもはこのように考えているわけでございますが、この点についての御意見を、まずお一人お一人から率直に伺いたいと思ひます。

○松下参考人 今次の改革法案の策定に当たりましては、国の内外含めて非常に多くの複雑な問題がございました。そういう意味で私も、農業問題を含めまして現在のような法案に落ち着いたと考えております。しかしながら、今回の改革法案の一番大きな課題は、やはり行政改革面も含めて市場開放体制への対応ということが課題であったと存じます。そういう意味では、法案そのものはそういったもののへの対応という形で、ある意味で臨調答申に沿ったものではないかというふうに考えておるところであります。

たばこの問題につきましても、いろいろ在庫問題、国際比価問題、多くの問題がございます。今後、現在予定されております方向の中で最大限の努力を私どももしてまいりたいと考えております。

○関野参考人 全体の世界の流れなり国の経済の流れが開放経済に向かっているという状況でございます。そういう中で、先生のお話でございます

たように、全体の改革というのが図られていかなくちやならないということは私もよく理解しているところでございます。ただ、私もがお願い申し上げましたのは、特に激変するという形でなくて徐々にそういうふうな方向に向かつていくことが必要であらうかというふうに思ひます。現時点では、具体的に申し上げますと、例えば身体障害者とか母子家庭とか、そういうふうな方のお店なんかも私どものところはたくさんあるわけでございます。

それから具体的には、一番大事なことは流通の秩序というのが図られなくちやならないというふうに考えております。これは公式ではございませぬけれども、例えば指定、定価制度につきましても、外国メーカー、アメリカメーカー等におきましても必ずしもそういうことに反対はしていないというふうに私は聞いております。したがっていまして、全体の流通の秩序というのが守られた形でこれらの改革を図っていくという方向が必要であらうかというふうに思っております。

○牧内参考人 お答えいたします。

臨調答申から専売公社の改革の論議が始まったわけでございますが、臨調答申そのものについて、労働組合は率直に言って反対でございます。これは財界主導とかあるいは官業非効率率、民営効率とか、そういうことは別といたしまして、あの臨調答申は、まあ私がたばこ産業の中にいるから言うわけでございますが、たばこ産業をめぐるそういう条件が十分に本分に分析された上で日本のたばこ産業が将来とも維持発展ができたのかどうか、そういう分析が必ずしも十分ではないというふうに思っています。臨調答申が言うように民営、民営になれば分割という形になります。それが、そうならば、今ビッグスリーと言われている非常に巨大なそうした外国資本と本間に競争ができるかという問題もあります。あるいは日本のたばこ産業として、葉たばこの問題とかあるいは販売店とかいろいろの人たちを抱えながら日本のたばこ産業の維持発展に努力をしてきた、そうし

たことの条件がどうなるのか、あるいは労働組合の組合員の雇用とか労働条件が一体どうなるのか、そういうことを十分考えた場合に、あの臨調答申をそのまま実行するということは私は適当でない。そういう意味では、いろいろなそういうものが調整されて今日この法案ができたわけでございます。それから、ぜひこの法案を中心に、先ほど午前中申し上げましたように、まだ十分解明されていないという点をひとつ委員会の中で解明をされて、本当に経営に力を与え、そして労使関係の近代化が与えられた上で、お互いが責任を持って日本のたばこ産業を支えていく体制をつくる必要があるのではないかというふうに私は思っています。

○前園参考人 お答えいたします。

塩専売事業の改革についての臨調答申は、昭和五十六年十二月の塩業審議会答申で指摘されておるように、日本塩業の自立化を目標にして、生産、流通面の合理化をどんどん進めなさい、そして自立化のめどがたつた段階で専売を廃止しなさい、それまでの間はたばこ会社の方で塩専売事業を行いなさい、こういうような意見になっておりますが、今回の塩専売改革法案は大綱的にはその線に沿って進められておるのではないかと、こういうふうに理解をいたしております。

○大月参考人 臨調の答申によりまして、新しい専売の組織は、政府出資の特殊会社から始まりまして、逐次株式を開放する、そして製造独占が廃止される段階で民営化、こういうプロセスを追っておるわけでございます。ここで考えられております民営というのは、私にはちょっと頭の中ではつきりした画像が描きにくいわけでございます。

このたばこ産業をめぐる問題は、一つは、民営化に關しましては、たばこ産業は世界における巨大大資本の角逐の場であるということが第一でございます。御存じのように、レイノルズとかその他大きな会社がありまして、専売公社以上の組織を持ってこれが世界制覇をねらっておるわけでありまして、その中において我々はいかに日本のたば

そういたしますと、仮に民営化という姿を描き
 まして、それが完全に政府の手から離れるという
 ことにいたしますと、一体世界の競争場裏におい
 てうまくいくかどうかという問題があるわけであ
 ります。と申しますのは、民営化となれば、これ
 は当然複数になる可能性がある。外国の資本は日
 本へ出てきて、日本の葉たばこにもタッチなが
 ら、製造にもタッチしながら競争する、それでう
 まくいくか。それから第二の問題は、葉たばこ産
 業に対して、一体政府の関与なくしてうまく処理
 ができるだろうか。こういう二つの問題だと思い
 ます。

そういう意味で、我々が関与いたしております専売事業審議会では、その二つの問題を考えまして、民営化という措置は今とるべきでないのだ、むしろ政府出資の特殊会社としてたばこ会社を育成した方がいいのだという立場をとっておるわけでございます。

○宮地委員　先ほどもお話がございましたように、これはやはり行政改革というものがこれから日本の大きな財政改革につながっていく、こういう面が一つあるわけであります。そういう中で専売の改革とか電電の改革というのが今国会で提案をされていると思っております。たばこにつきましては、ただいまお話がありましたように、外庄、輸入の自由化という一つの側面と、また国内業たばこ産業の皆さんの今までの御労苦に対する今後への対応、また多くの専売職員の皆さんが激変の緩和のない中にどう対応していくか、また専売公社の存在というものの、そのものが日本の財政に大きな役割を果たしている、こうした大変難い連立方程式というものを解かなくてはならぬ、またこれを積極的に解いていかななくてはならない、そういう責任というものが今我々政治の立場にある者にも求められているわけでございませう。

そのうち中で、専断公社からこの新しい日本たばこ産業株式会社に変つたときに、単に名称だけが変わつたというのでは國民の合意は得られなけい。やはり質的な面の一步前進、向上、そして將來に對する一つのビジョン、目標というものがなければ、かえて今の多國籍のこの三つの大手の外國企業にしてやられてしまふのではないか、私はこんな危惧もあるわけでございまして、そういう中で、この委員会でも審議をさしていただきましたが、今回の新会社が特殊会社としての制度、当面政府出資一〇〇%、そして三年ないし五年ぐらいで、いわゆる経営が軌道に乗つた段階で附則に

府株式保有の義務が二分の一以上と、段階的にこなうなっていくわけですが、大蔵大臣などの答弁を聞いておきますと、製造独占、これは恒久化である、こういうような中で、どうも公的規制の緩和という問題になりますとなかなか口がか

たい。そのかたい一つの大きなポイントが、どうも葉たばこ耕作者に対する対応と労働組合の皆さんに対する対応、こういうものに非常に神経を使っている感じがするわけでございます。

きょうは当事者の御当人がお見えでございますので、その点についてどういう御意見を持っておられるのか、率直に伺いたいと思います。これについては、耕作者の代表である松下さんと労働組合の代表である牧内さんにお伺いをしたいと思います。

○松下参考人 お答え申し上げます。

今回の法案が最終的にまとまるまでには、臨調設置以来三年間、私どもの組織では非常に大きな議論がございました。最後にぶつかった壁が特殊会社化ということであります。これについては本当に悩んだというのが実際のところであります。御意見の内容もよく理解できるわけでありま

○牧内参考人 お答えいたします。

たばこをめぐる情勢が厳しいことは私たちも十分承知をいたしております。そういう意味では、その競争体制をどう確立していくのか。労働組合とすれば、そういう体制の中で当然合理化その他も対応していかなければならないというふうには思っています。そしてそういう中で、安くてうまくて安心して吸えるたばこの供給といいますが、またそれを通じて、国や自治体に対する財源確保という面からの貢献もしてまいらなくてはならぬ、というふうな考えているところであります。

しかし、そうしたたばこの競争体制を確立するという観点からいきますと、先ほどからいろいろ議論がありますように、やはり外圧といいますか、巨大な外国のたばこ資本ということを意識を

しなくてはならないというふうに思います。今、民営あるいは分割という形で、日本のたばこ産業の力が弱いそのままの形の中で投げ出されてしまっていますと、やはり日本のたばこ産業の維持発展ができないということになりますし、私たちは労働組合ですから、そういう意味では組合員の雇用とか労働条件とか、そういうものに大きな影響が出てくるというふうに思っています。そういう意味

では、私たちは現行制度の維持ということの基本にして運動を進めてきたわけでありますが、いろいろな調整といいますが、お話し合いの中でこういう法案が出てきたわけでございますから、私としては、この法案を中心に、いかにして日本のたばこ産業を守っていくのかという観点からの議論といえますが審議を進めていただきたいというところ

○宮地委員 今度の制度改革について

いるわけでございますが、やはり一つの特許法人、特殊会社という会社組織になるわけでございますから、積極的な今後の事業的な拡大あるいは投資の範囲の拡大、海外進出に対する展望、こういう一つのパイを大きくしていくならば、現在の業たばこ耕作者や現在の専売の従業員の皆さんを縮小あるいは削減、切り捨て、こういう方向に持っていくかないで、むしろ積極的な事業の内容の拡大や海外進出によって逆にたばこの輸出攻勢をか

けていくならば、余り現状維持的な発想にこだわ
る必要はないのじゃないか、こういう御質問も私
は大蔵大臣にさせていただいとところでございま
す。

そういう中で、特に最近、専売公社におきましても積極的に海外にたばこの輸出を倍増しているところ、こういう計画も出てきたようでございます。私はこれは逆に、大変にすばらしいことではないか。外庄によつて輸入の自由化、製品たばこが入ってくる、大蔵省にどのくらいのシェアが拡大されますかと、この見通しを聞きましたら、専売公社でありましたか、現在の一・七、八が五％くらいまではある程度やむを得ないのではないかと。というお話も出てまいりました。資本金についても一千五百億円以内ぐらいかな。また、当分の間の三分の二のこの緩和についてはどの程度ですかということについては、単なる期限的な問題でなくして、いわゆる民間の企業の経営でございますから、財務諸表が昭和五十八年度の現在の専売公

社と同じような程度の内容以上になった段階で、まあ三年ないし五年ぐらいの間にはそういうふうにしてこの問題の解決にも努力していきたい、こういうふうないろいろ具体的に当委員会で明らかになってきたわけでございます。

そういう点で、今松下さんも、政府出資一〇〇%、これをもう絶対条件のような形でこの法案の進行まで三年間大蔵に御苦勞された。しかし、現在のシェアが逆に海外に伸びていき、現在の新会社は今度事業内容的にもすばらしく好転をしてきた段階においては、私はむしろ、減反減反と寂しい話ばかりしてはいますけれども、増反というところもあり得るんじゃないか。私は、そういう積極的な経営をしていくためにはもっともっと逆に民間の活力を導入した方がベターじゃないか、こういう感じがしているわけでございまして、むしろ積極攻勢に乗り出していくための皆さん方のやはり御配慮というものは私は大事じゃないか、こう思っておりますが、この点について、耕作者の代表の松下さん、また実業自由化の試験に立たされる販売の代表の関野さん、また労働組合の牧内さんに、やはり生産性の向上という中で現在の活力というものをもっと積極的に生み出して、いくなら、私は決して悲観的な考え方に余りこだわらる必要もないのではないかと、もつと討つ手攻めの戦いの経営を新会社に求めていく方がより時代の一つの大事なポイントではないか、こう私は思うのですが、その点についていかがでしょうか。

○松下参考人 御指摘の、パイを大きくするということは、おっしゃるとおりであります。我々、運命共同体でありまして、母体のパイが大きくなるといふことは極めて重要なことでありまして、法案の検討の過程でも、専売公社が今後新会社として当事者能力を強化するといふ点については我々も基本的に賛成をいたしてまいりました。でき得れば、現在想定されております複雑な状況の中では最大限に当事者能力は付与されたと考えておりますが、その枠内で、公社の積極的な努力、新会社の積極的な努力を期待をいたしたいと思つて

おります。

○関野参考人 ただいま先生のお話を伺いまして、私どもは全く同感でございます。特にこれからむしろ、外国のメーカーが入ってくると申しまして、私も、私は、いろいろ心配はございまして、日本、日本のたばこ産業の力というものは悔るべからざる力があるといふふうに思っておりますので、特に御意見を申し上げるというよりは同感の意を表したいと思ひます。

○牧内参考人 活力ある経営といふことが、あるいは職場づくりといふことか、そういうものが大切であるといふことは先生御指摘のとおりだと思います。私たちが今までは先生御指摘の中ですが、そういう意味では生産性といふことが、技術革新あるいは高速化その他いろいろなことに取り組んできたつもりです。先生方も幾つかの工場を見ていただいたと思いますが、それなりのというよりも、外国のそうしたたばこ会社に負けないだけの工場の生産性を上げていくといふふうに私は確信をいたしております。

今後ますます、競争体制が厳しくですから、そうした活力を入れていかなければならないといふふうに思つております。その意味では、政府出資の会社でございますが、自主性とかあるいは労使の近代化とかそういうことが入ることによつて、よりそうした活力が強まってくるのではないかと、いふふうに私は思つております。

特に労使関係で言いますと、賃金一つなかなか自分たちで決められないという情勢です。しかし、これから労使がお互いに交渉する中でそうした賃金その他が決められていくことになると思います。職場でやはり活力あるといふことが、働きがいのある職場、生き生きとした職場といふものが形成されるのではないと思ひます。そういうことを十分に生かしながら、こうした厳しい環境の中で、今先生御指摘のように、ただ内にこもるのじゃなくて、ただ今までのシェアを守るのじゃなくて、もっと外に出てそうしたシェア拡大といふことについて努力をしていく体制ができるの

ではないかといふふうに考えています。

○宮地委員 やはりそうした将来に向かつての向きの取り組みといふものがあつて、国民の期待にこたえられるのではないかと、私はこう感じてゐる一人でございます。特にR・J・レイノルズなどといふ会社などにおきまして、専売公社の売上高約三兆円に匹敵する二兆六千億円の売り上げを既に一九八一年で上げておられます。また、フィリップ・モリスにいたしましても二兆四千億円の中心を見てみますと、たばこのほかにビール会社をやつていたり、あるいは石油会社など、多角的な経営にも乗り出しておられます。それだけに、これらのこの新会社、特にリーダーシップをとるべき役員構成、こういうところにおいてもほとんど民間の頭脳、人的な面の頭脳というものはやはり導入していくべきではないか。日本が世界自由主義陣営でアメリカに次いで第二位の経済大国になつております。その最たるものは、技術革新による頭脳と、そして日本の民族の勤敏性と努力とをまじめ、この生産性の向上というものが、現在の世界の中においてもその重要なリーダーシップをとつてゐる手本ではないか。決して専売公社においてもそれはできないわけではない。むしろ、先日も私、平塚の研究等を見させていただきました。品種の開発などについては大変な努力をされ、また、世界的水準にも至つてゐるのを承知しております。また、郡山の専売の工場を見まして、女子従業員の皆さんも非常に働いて、積極的に対応されているのも拝見させていただきました。私は、今後の経営の努力、手法を誤らなければ必ずこうした巨大企業に負けない立派な新会社に成長していくものと信じてゐるわけでございます。

それだけに、逆に、今回の法案を見ておきますと、果たしてそうしたこれからの前向きの取り組みに対してプレーキの働きになるところはないだろうか、むしろアクセルを踏もうとするところにはプレーキになっているものがないだろうか、こういう点を我々心配をしております。その心配の一つの大きな点がいわゆる一〇〇%出資、あるいは

は当面三分の二の政府株式保有義務という事項、特に大蔵大臣によりまして定款の変更とか役員解任とか、あるいは営業の譲渡とか、あるいは監督権による役員解任、選任、こういうものが大蔵大臣の権力に集中的にされておる。これは大変公的規制が、そうした前向きの企業努力に対して、企業の自主的なパワーに対してむしろプレーキの役になるのではないかと、もつと自主的に、まさに市場開放と同じように開放的に対応して、専売公社の自主性を尊重しながら、専売公社の役員の中をもつと前向きに考えて対応していった方がいいのではないかと、こう考えているわけでございますが、今度は大月委員長あるいは労働組合の牧内さん、また松下さん、関野さん、前田さん、皆さんのこの公的規制の問題について考え方、発想、どうも皆さんのお話を伺つておきますと、自分のテリトリー、何か自分の方のところに余り目をつけて、悪い言葉で大変失礼かもしれませんが、近視眼的に見て、かえつてそれがプレーキになる、もろ刃の剣にもなりかねない、私はこんな感じがしているものであります。この点についての皆さんの御見解を伺つておきたい、こう思ひます。

○大月参考人 特殊会社であるためにいろいろ公的規制がございまして、それが本当の意味の能率の発揮に害が及ぶのではないかと、こういうお尋ねでございます。

私は、先ほど申し上げましたように、今の専売公社としてまづおるものを分割するといふことは国際競争上適当でない、そういう意味で一つにしないでいかぬといふことを考えます。そうすると、一つにした場合の問題は、やはり独占の弊害といふことでございまして、一つは、弱い業たばこ耕作者に対する態度、それから第二の問題は、販売店その他に対する独占的な立場がございまして、そうしますと、そういう問題に対してはどうしても公的規制が必要でございまして、これは独禁法の精神から申しましても必要なものだと思ひます。

それで、今度の法律で各所に認可事項が植え込まれております。それから人事権にも介入するということになっておりますが、そもその精神は、公社制度を改めて株式会社にするという点にポイントがあるわけでございまして、株式会社としてはまさに自主性を持ち、そして創意工夫を発揮して運営をするというのがポイントでございまして、その今度の改革の精神を十分に政府サイドで酌んでいただきまして、例えば認可といっても個別の認可もございまして包括的な認可もあるし、それから認可をするときの態度、非常に厳格なやり方もあるし、もう少しルーズなやり方もある、いろいろあるわけでございまして、そういう自主性を尊重するという意味において、政府サイドで十分な、何と申しますか、放任的な態度をできるだけとっていく、公的にやむを得ない分だけ、制度改正の趣旨は達せられるのじゃないかと思っております。

○前園参考人 私、塩の方でございすけれども、考えておる範囲でお答えをしたいと思ひますが、今まで八十年間専売制のもとでやってきたたばこ事業を、この際、市場開放の要請にこたえて競争的な経営ができるような事業体に改革をする、こういうことでございす。というところは、葉たばこから販売まで含めまして、八十年間のこの体制になじんでおるといふ体質があるのだらうと思ひます。それを新しい環境に向かつて適応するように改革をしていくといふ場合は、現在生きておる人たちがあつたわけですから、人間、一遍になかなか変わらぬのではないかというふうに思ひわけございす。

したがひまして、環境が変わつた、環境が変わつたことを認識をしてそれに適応する行動が機械にとれるように持つていくといふこととございす。まず新しい制度をつくり上げるということが必要でございすので、新しい制度をつくり上げるには、関係者の理解のもとにこれをまずつくり上げなければならぬ。つくり上げた上で、これが

実際に環境に適応していくような行動ができるかどうかといふことは、新しくできた制度の中での経営行動の進め方、そういうことにかかつてくるのではないのか。

そういうことかといふと、いろいろな介入がどうしてもやむを得ず入つたといふことは現実的な問題としてございすけれども、そういう制約の中で環境適応をして生きていくためには何をしなければならぬかといふことで、国際的なビッグビジネスと競争をしていくことですから、行動面では思い切つた改革をしなければならぬ。そういうことは経営あるいは関係者の中でみんながその辺の状況をつぶさに見ながら、実態と照らし合はせながら逐次やっていく、こういうことではなからうかといふふうに思ひております。

○牧内参考人 お答えいたします。

民間の頭脳を入れるといふこともいいですし、しかし、私は専売公社の中にも立派な人材がいるといふふうに思ひます。問題は、そうした人材をどう使つていくのか、あるいはいろいろな情勢の動きに即応する体制が現在の仕組みの中にあるかどうかといふふうなところが問題だと思ひます。

そういう意味では、今回法案の中で専売公社が株式会社といふことになって、その中心はいわゆる自主性といふところにあると思ひます。当事者能力といふところにあると思ひます。そのためには、冒頭申し上げましたが、いわゆる所有と経営の分離といふのを明確にしてもらつて、とにかく経営は専門家といふべきか、そういうところにひとつ任せてもらふといふ体制が必要だと思ひます。

そういう意味では、確かに人事権の問題とかあるいはその他の問題について、非常に許認可とかあるいは政令、省令による部分が多いわけとございす。ぜひここを当委員会でもう少し明らかにしてもらつて、制度、運用両面において実効のある体制をとつていただくならば、日本のたばこ産業を維持し発展させるために、新しい会社の中

で、経営のことまで申し上げませんが、労働組合は精いっぱい努力をするつもりでございす。

○関野参考人 先生のお話の中で、経営責任にかかわる問題につきましては別といたしまして、私どもの方の最大の問題は、やはり流通全体の秩序を維持するといふことにあらうかといふふうに思ひております。ただ、流通の自由化そのものは、今回の御の自由化が法案に盛り込まれておりますようにかなりの前進をしていくわけとございす。それで、それ以上激変が起りますと、具体的に申しますと、今お話が出ましたように大企業力の力によるダンピングとか、それから価格がある場所によつては必要以上に高騰したりするとか、そういうふうな、お店にとりましてもお客様全体にとりまして何かと問題が発生する危険がございす。それから、それがひいては財政に及ぼす影響もあらうかといふふうに思ひております。したがひまして基本的には、最低限、流通の秩序を維持するといふ方途だけは御考慮いただきたいといふふうに思ひております。

以上でございす。

○松下参考人 再三申し上げておりますが、公社が会社化する事について耕作者の最大の不安は、たばこ耕作という農政的な配慮の必要な分野について行政が失われるという点にありました。同時に、製造独占をお認めいただいたわけでありますが、逆に、これは裏腹に独占経営でありまして、今後、新会社が発足いたしましたも、将来これが利潤追求一途に走るのではないかという危惧は我々ぬぐい切れません。そういう意味で、新会社の自主性をできるだけ尊重しながらも、適正な国の関与といふものは望ましいといふふうに我々は考えておるところであります。

○宮地委員 そこで、特に耕作者の代表の松下さんに伺ひたいのですが、いわゆる適正な公的関与、これは私もおっしゃるとおりだと思ひます。しかし、今回の法案を見る限り、これはちょっと適正以上でないか。非常にあらゆるところらばつちが置かれてゐる。今たまたま牧内さんから

もお話がありましたとおりでございまして、そういうばつちを余り強く置いておくといふことは、先ほど申し上げましたようにかえつても刃の剣になるのではないかと。

特に葉たばこ耕作者の皆さん方においては、利潤の追求が葉たばこ耕作者の切り捨てにつながるのではないかと、そういう御心配があることは私も承知をしております。しかし、決してそういう切り捨て的な発想を持つてはならない。葉たばこ耕作者においても大変な品質の改良の御努力もされていることは承知をしていくわけとございす。

ですから、余り幻想的に切り捨てられるのじゃないかという発想が強く出ると、かえつて今後の企業の発展に逆に大きな阻害要因にならないか、私はこんな感じもしているわけとございまして、むしろ今松下さんがおっしゃる通りに、葉たばこ耕作者については、日本の農政という立場からいふと積極的な、基盤整備の問題だとかあるいは今後の共同機械の購入の補助の問題などについて、特に乾燥のところでは大変時間と手間というものがかかつてゐることも承知しております。そういうところにも積極的に近代化の資金をもつともつとやっていくとか、そういう全農政の努力、これはもう当然政府にやっていただくという中で――よく小野監理官が担保、担保という言葉を使つて、担保がなければお金を貸さないといふ銀行的な発想でなくして、やはり長い間の信頼関係といふものもできていくわけとございすから、余り危惧をされて、それがかえつて公的規制を強めていくといふことになると大変時代の流れに逆行するのではないかと、私はこういう心配もしているわけとございまして、決して皆さんのお立場を切り捨てようなどといふことは当委員会の中にはだれもいないと思ひますし、そういう点ではむしろ積極的に御援助させていただき、また皆さんの自主的な努力もぜひお願いしたい、こういう中でとらえての議論をしていくわけとございす。この点について耕作者を代表して、どうい

うお考えをお持ちなのか、もう少しお話を伺えればありがたいと思います。

○松下参考人 我々決して自分の意見に固執するつもりはございませんが、私どもは現在の公社の経営陣は心から信頼をいたしております。しかしながら、今後市場開放が進展してまいりますと、極めて厳しいコスト競争に相なります。こういったことで、企業が追い詰められた段階で果たしてどういう展開があるだろうか、我々の最も心配しているのはその点であります。外国たばこの価格差も徐々に縮小の段階にあります。そういう点を心から危惧しております点を御理解をいただきたいと思ひます。

ただ、我々自身も体質の強化には努めなければなりませんので、現在既に生産対策として、乾燥室、農業機械、堆肥施設、そういったものに補助金を得て相当の資金をつぎ込んで体質の改善には努力をいたしております。労働時間の節減についても、現在具体的に検討している事項もございます。今後とも努力をしてまいりたいと思ひております。

○宮地委員 私は今申し上げたことは要望を兼ねてお話ししたもので、決して耕作者の方をいじめたり切り捨てするなどという考えは毛頭持っておりません。むしろ積極的に対応されることによつて皆さんのパイが大きくなり、何か減反減反という嫌な言葉が出ておりますけれども、むしろ増反になるような経営の努力または経営の将来を期待して私は質問をさせていただいておりますので、ぜひ御理解をいただきたい。

時間も限られておりますので、具体的に何点か伺いたいと思ひますが、何といひまして今後の新会社の経営の中で一つの重要なポイントはいわゆる過剰在庫の問題にどのように対策を打っていくかという問題であらうかと思ひます。五十八年度末におきましては、既に十二万九千トン、約二千九百億円、十三カ月分の過剰在庫の葉たばこを専売公社は抱えているわけでございます。この過剰在庫の資金というものが、今後新会社にな

りますと今度はいわゆる利付の資金に変わってくるといふ、大変経営上においては大きな負担にもなりかねないわけでございます。

この過剰在庫の原因については、やはり消費の停滞という問題が大きな要因のようでございます。しかし、今後この過剰在庫の対応について、もちろん専売公社としても新会社になって努力をされていくと思ひますが、こういうものが逆にまた葉たばこ耕作者なんかにはお寄せされるという事態になることのまた私ども大変心配もあるわけでございます。やはりおしい、そして安いたばこをどんどんつくつていただいて、先ほど申し上げましたような海外進出、海外における消費需要、こういうものの獲得をふやしていくことがこうした過剰在庫の解消の一役にもなるか、こう考へておられるわけでございますが、特にこの問題について、松下さんあるいは大月さんあたりに、今後の新会社になっていく中で、この問題の処理について率直な皆さんの御意見を伺えればありがたいと思ひます。

○松下参考人 過剰在庫問題は、御指摘のとおり大変重要な問題であります。金利、倉敷が経営の負担となつておることも我々十分認識をいたしております。そういう観点から昭和五十七年に我々は約一割に及ぶ減反をいたしました。これは単年度需給を均衡させるといふ目的で行つたものであります。これは強いられたいよりかは、むしろ自己調整の形で踏み切つたものであります。

ただ、私も率直に申し上げれば、いささかたばこ耕作者に合理化の負担がかかり過ぎてゐるのではないかと印象を持っております。現在、公社も過剰在庫の解決策について自主努力をお考へのようにありますけれども、御承知のように現在の農業事情では米がああいう状態でありまして、農家の転換作物というのは非常に数が少のうございまして、これ以上の積極減反ということになりますと、果たしてその穴を何で埋めていったらいいのかという、極めて深刻な問題を私ども持っております。あるいはこれは兼業化の促進にもつ

ながるかもしれません。遊休施設もできてくることになりまして、でき得べくば、我々も品質、生産性の向上に努力いたしますので、できるだけ工場における国産葉の使用率を高めて使い込んでいただく、あるいは非常に困難な状況であつても販売促進に努力していただく。もう一つ大きなことは、御指摘の海外への進出、葉たばこ、製品たばこの輸出にもつと本格的な力を新会社は注いでもらいたい、こう考へております。

以上であります。

○大月参考人 この葉たばこの在庫過剰問題は、私は今度改組される会社にとりまして最大の問題だと思ひます。

先ほど申し上げましたように、私たばこのところ、どうしたらいいという成案は持っておりません。しかし、一般的に申しますれば、やはり物の過剰というものを解決する道は二つしかないわけでございます。一つはその供給を減らす、つまり減反によるかどうかは別といたしまして、葉たばこの買い上げ数量を減らすというものが第一点でございます。第二は、やはりその葉を使う量をふやすということになります。一つは製品の輸出、一つは原料のままの輸出、それから私の考へますのは、どこか外国において合併事業でも行ひまして、その安葉たばこを使うたばこをつくつて、それをほかの国に輸出をする、その際日本の葉たばこもまぜ葉として使つていくといううようなことも一つではないか。ただ私、具体的にどうすればいいかということについては素人でございますのでわかりませんが、大体方向としてはそういうことだと思ひます。

○宮地委員 関野さんに少し伺いたいのですが、いよいよ自由化ということになりますと、外国の製品たばこが入ってくるわけですね。今、日本のたばこには全部一つ一つに製造年月日が表に書かれております。外国のたばこは、今大きなカートンの箱には年月が出ています。一つ一つには出てない。これについて大蔵省に確認いたしますと、また一つの新たな貿易摩擦の火種になる

んじゃないか、このことを言いますと非常に難がつておる、こういう回答が返つてきたのです。現場で実際に小売でお売りになる場合大きなあれがありまして、皆さんのところでは余りおくれた製造年月のたばこを購入して売るといふことは、これは選別ができると思うのです。ただ、我々いゆる一般の消費者から見ると、外国のたばこにはそういうものは一つ一つにありませんが、日本の国内たばこは、これは一つの、新しいな、おしいな、こういうことで皆さんチェックできるわけですね。外国のたばこには製造年月日が出てない。こういうものは、小売の段階でこれから大きな何らかの影響が出てくるんじゃないか。売りにくいとか、そうした心配が出ると思ひますが、率直に言つて、外国たばこにも製造年月日をつけた方がいいと私は思つてゐるのです。この点についての御見解ですね。

それからもう一つは、現在、日本のたばこは大体マージン一〇％、外国たばこは八・五％、マージンに差があります。しかし、これから人件費だとか、いろいろ物価の高騰だとか諸要因が出てきて、皆さんのマージンの率がずつと変わらないうと、今、平均売り上げが大体百万ぐらいだといふようなお話がありましたけれども、現実的には実質的な、いわゆる可処分利益というものはだんだん抑えられていってしまうんじゃないか、言うなら、ガソリンスタンドの油みたいなやつてしまふんじゃないか、こんな心配をするわけなんです。

このマージンの問題と製造年月日の問題についてどういふふうにお考へになるか、御意見を伺いたいと思ひます。

○関野参考人 お答え申し上げます。外国たばこの製造年月日は、現在、ついておりません。このことにつきまして大変率直な実態を申し上げますと、たばこの商品の性格というものがございまして、今までメーカー側の意見ですと大体一年ぐらひはもつというふうに向つておりますけれども、販売店側の方といたしまして

は、外国たばこの製造年月日に対する意見というものは現在のところ出てきておりません。むしろこれは国会においても御議論をされた経緯がございますので、軽々に申し上げられませんが、一部の見解を申し上げます。例えばビールなんかは旬で書かれておりますし、商品の性質が一日二日で悪くなるというものでもございせんので、一部には製造年月日に対する小売店側の若干の意見というのがございますが、具体的にまだそれがまとまっているわけでもございせんので、いづれまたその辺の見解がまとまりましたらメーカーの方に要望したいというふうな気持ちがあるわけでございます。したがって、先生のお話に出ました外国たばこのものにつきましては、小売店サイドの方といたしましては今のところ特段の意見は出ておりません。

それから二番目の問題でございますが、これは現時点でも私ども大変重大な問題というふうに受け取っておりますが、外国たばこのマージンは八・五%でございます。国内商品が一〇%であるわけですから、これにつきましては、要するに高いものでございまして、それだけ資金がそれ相応に要するわけでございまして、同様のマージンを欲しいというところを前からお願いをしているわけでございます。

本件につきましては、仄聞するところによりますと、外国メーカーの方から最優先でできるだけ早い機会に一律マージンにしたいということで検討しているというふうに出ておりますので、できるだけ早く実現されますように私どもとしては期待している次第でございます。

以上でございます。

○宮地委員 それから、小売店が今回指定制から許可制に変わるといので、当委員会でも問題になりましたが、現在指定書を大蔵大臣の名前でいただいております。この一つの改革と同時に許可証を新発行すべきではないか、こういう感じを持っています。小売店の皆さんそういう点についての御意見はどのように出ておるか、その点についてちょっと伺っておきたいと思っております。

○関野参考人 実態から申しますと、私どもの方の小売店というのは大変零細なお店が多々ございまして、お年を召した方も大変大勢いらっしゃるわけでございます。先ほどもお話し申し上げましたけれども、全体に激変と申しますか、お店の側にとつて大きな変動のような感じを受けるということに對して恐れと不安があるし、不安があるわけでございます。したがって現時点では、これは政府の方で考えていただくことでございまして、私も私どもが云々する段階ではないと思っておりますけれども、実態的にはどういう方法であっても現地なり各小売店について余り大きなショックを与えない、と申しますと、余り大きなショックを与えないという感じをできるだけ与えないような御配慮をいただきたいと思います。

○宮地委員 最後に、労働界の代表の牧内さんに伺いたいです。

私は一時民間にいた経験があるのですが、最近の企業の中には、労使協調のそうした問題の一つの端的な例として、労務経験のある、能力のある方を役員の中に導入している会社がトップ企業の中に非常に多いですね。そういう点で私は一つの開けた道として、専売公社で長年御苦勞をされた労働界の皆さんの仲間の中からも、株式会社になったときにそうした力のある方々から、時代の人材というものは十二分に検討して役員構成の仲間に入れていくべきじゃないか、こういう感じがしているわけですが、そうした点についてどういってお考えをお持ちか、最後に伺って終わりにしたいと思います。

○牧内参考人 お答えいたします。

いわゆる経営参加の問題ですが、私どもの組合も何年か前にこの問題を議論したことがあるのです。日本の組合あるいは全専売労働組合もそうですが、どうしても企業組合なんですね。そういう意味で、組合の役員がそういうところに入っていくと経営とべつたりになるのではないかと、いうような声も職場にあることもまた否定できない事実なんです。しかし専売の労使としては、そうした

ことは別としても、午前中申し上げましたようにとにかくどんなことでも話し合うんだということ、これは経営の問題だ、これは労働問題だ、そういうことを分けて話をして、そこで決まったことはお互いが責任を持ってやっていくというのをやってまいりました。今後も、経営参加の問題は今後のもので、今申し上げたような考え方の方で労使関係をつくっていききたいというふうに思っています。

○宮地委員 大変貴重な御意見ありがとうございます。

これで質問を終わります。

○互委員長 安倍基雄君。

○安倍(基)委員 どうも本日は御苦勞さまでございます。

同僚議員が既にいろいろ質問をしておりますが、この委員会におきましても非常に長い時間になつてしまつてこの問題を議論してまいりましたものでございまして、できるだけ重複しない程度に皆様の御意見を伺いたいと思つてございまして、

実は私も臨時答申を中心と考えてきたんでございまして、私は当委員会におきまして、臨時答申必ずしもパーフェクトではない、憲法ではないんだ、形式的に申しますとこれはあくまで行政府に対する勧告であつて、行政府が提案する法案については臨時答申に沿わなくてはならない、さう、しかし立法府の我々としてはまた新しい見地から物を考えてもいいんじゃないかというふうな議論を展開したわけでございます。

その際に、それぞれ電報にいたしましたも国鉄にいたしましたも何で独占であつたのかなという

ことを考えましたときに、たばこの場合にはちよつと性格が違う。と申しますのは、電報とか国鉄などは競争してできるだけ安くしていけばいいところが専売の場合には、もちろん競争して製品が安くなることはいいけれども、これは安くなら過ぎてどうか。健康上の問題もある。大衆の手が届くところの値段であつてほしいけれども、そ

れかといつて、ただばらばらに安くなる、技術革新といふことで安くなり過ぎてもおかしいじゃないか。結論的には、たばこの専売と申しますのは、いわば原価と販売価格と商品の性格として非常に差が生じるんだ、その差を何に使うのか、これを財源に充てるのだということがこの専売の制度ではないかという議論をしたのでございまして。その意味合いにおきまして、通常の場合と独占であつた理由がちよつと違ふのではないかと、これは第一次産業を巻き込んだものであるといふことで、電報あるいは国鉄とちよつと違つてくるという論を展開したのでございましてけれども、臨時答申はさることながら、全く自由に考えた場合に、いわゆる製造独占というものは、一応原価が安くなる、例えば耕作者問題が解決したときにやめた方がよいのか、あるいは続いている方がよいのかという問題もあるわけでございます。これはいろいろ議論が分かれる点もございまして。例えばビッグスリーあたりは自由圏全体のシェアの五〇%くらいを占めておる。しかもいろいろな事業を経営しながらやってくる。こういったところの状況を見たときに、さつき大月参考人は単一でなくてはならないというふうなお話もされましたけれども、臨時はこう言うけれども、製造独占を一体将来本音で言つてどう考えていくのかという問題があるのでございます。

これはいろいろそれぞれの立場の見方もあると思ひますけれども、代表して大月参考人に御意見を承りたいと思ひます。

○大月参考人 製造独占の問題は、要するに外国の資本が入ってくることによつて日本の葉たばこの耕作者に対して混乱的な状況を生じるおそれがある、そういう意味におきまして現在の専売公社の後身である特殊公社に買入れの権能を集中する、そこによつて、その間に公的権力が入りまして公正な値段、公正な数量を買い上げるような体制をとつていく、こういうことにあると思ひ

ます。

○安倍(基)委員 と申しますと、耕作者問題が解決していけば、必ずしも独占をしていく必要はないということを考えていらっしゃるわけでございますか。

○大月参考人 臨調がどういう形においてその製造独占がやめになるということを考えておられるのか、私にはわかりません。表現からいいますと、製造独占が廃止になったときに民営化する、こういう表現でございます。午前中にもお答え申し上げましたように、私は、今の段階でどういう形で葉タバコ問題というものは解決するかというのを確信を持って答えられないんじゃないか。もしそういう製造独占を廃止してもいいという状況がどういう形で起きてきたときには、はつきり一般の民営化をして十分でないかと思っておりますけれども、私にはそのビジョンがわからないと申し上げるより仕方ないと思っております。

○安倍(基)委員 私も、臨調が一応つくってはみたけれども、その中にはどういうつもりでやったんだろうかなという問題が多々あるのではないかと。そういう意味合いにおきまして、我々は臨調答申は尊重すべきでありますけれども、原点に立ち返って、臨調だけに縛られる必要もないんじゃないか、物事のいわば本質からいってどうなんだろうかとこのことを改めて考えるべきじゃないかと思うのでございます。

それはさることながら、それとともに定価というものが問題となる。定価につきましてはまた後からいろいろ議論いたしますけれども、基本的には、今回のいわゆる自由化という問題でどうしても外国と競争しなくては行けないという問題が起こってきた。これが今回の民営化と申しますか、特殊会社移行の大きな問題かと思うのでございませうけれども、これと競争していくためにはどうしても合理化をしていかなければならないということでございます。

この合理化のためにはいろんな段階の合理化があるわけでございますが、一番大きな問題は、既

にいろいろ問題が提示されておりますように、原料段階における合理化ということが一番大きいかと思っております。加工段階、流通段階、いろいろございませうけれども、問題はやはりどうしてもの葉タバコ耕作という問題かと思っております。既にいろいろな委員から御質問もございましたけれども、どうしたらいいかわからないという問題が、現在の耕作者の規模を大きくしていけばいいのか、現在の耕作者の規模を大きくしていかばいいのか、そのためには相当膨大な投資が必要なのか、あるいは期間的にどのぐらいかかるのかといういろいろな問題があるかと思うのでございます。

この点につきまして、耕作者組合の代表の方、そしてその中央会としては何らかの対策があるのかということをお聞きしたいと思っております。

○松下参考人 お答え申し上げます。

合理化とおっしゃいました意味は、ある意味で恐らく生産性の問題を取り上げていらっしゃるのだと思っております。私も現在、生産性の向上という面で幾つかのところで方々をしておりますが、最も重大な問題は労働生産性の向上ということでありまして、御承知のように葉タバコは非常に労働多投作物でありまして、いかに労働時間を削減するか。恐らくコストの半分以上を労働費が占めております。これをいかに削減するかが問題であります。

現在、収穫後の選別作業、いわゆるより分け作業であります。総労働時間の四分の一を占めております。ある意味ではこれはむだな労働であります。これを削減できる方策について、現在、現物を交えて公社と協議中であります。

もう一点、生産性を上げるためには、やはり産地の集約と申しますか、主産地形成という問題が必要であるか、個々の規模拡大とあわせて主産地経営が必要であるかと思っております。それぞれ各地のたばこは地域経済の中に組み込まれておりますし、それぞれ固有の問題を抱えておりますけれども、

も、長期的にはやはり主産地の形成ということとは重要な課題であるというふうに認識をしております。

国際レベルまで下げていくという意味の御質問でございます。国際比価のとりえ方についてはいろいろございませうけれども、かつて三・二倍というような臨調の表現もございました。先ほど来申し上げておりますが、当面の競争相手でありましてアメリカ企業との原料コストの比較は約一・七倍ということがたばこ耕作審議会の懇談会で結論づけられております。これに関税を加味すれば一・二ということでありまして、必ずしも国際比価に接近するということは絶望的な状態ではございません。

これに要する何らかの生産性向上の必要な投資額という意味では、試算はいたしておりますけれども、現在こういってのことのための公社の生産対策補助金、施設に対する補助金であります。したがって、これに要する事業費は恐らく百億程度になるであろう、その不足分を農家が負担をして投資をいたしておるところであります。なお、このほかに相当の農林行政による補助がございまして、これによる事業費も上乗せして考えなければいかぬというふうに考えております。

今後、現在の生産対策、いわゆる葉タバコ乾燥室、農業機械、生産施設、そういったものを中心として、また新しい観点のものを加えて、今後の方向をつくり出していきたくと考えておるところであります。

○安倍(基)委員 今関税を含めて一・二倍ということでございます。私も、この委員会におきましていろいろ大蔵大臣にも、まあ関税はこれだけ下げてきたんだからこれ以上下げては困るよというふうなことは強く言っております。大蔵大臣も、この辺で関税は打ち止めだろうというふうな言い方をしておられますけれども、これから先どういうことかわからない。本来は関税なしでも対抗できるぐらいの生産性に持っていかなければ

は困ると思わざるを得ないのでございます。

そういう意味合いにおきまして私は、今までの日本の農政というものが、例えば米の場合には、生産性を上げるというかわりに買い上げ価格を高く保持することによって命脈を保ってきた。それと同じことはどうもこれからは許されないのではないかと。特にいわば特殊法人となり、海外との競争が激しくなっています。米と同じようにはいかぬ。米の問題はいろいろ日本としてはこれからどうやって——今度も米の大会なんか見ますと、減反をしながら輸入するというので大問題になっておりますが、これは基本的には生産性の向上ということに重点を置かないで、むしろ価格でもってみんなにペイしようという形でした、それのツケが回ってきたことだと思っております。

たばこの耕作にいたしまして、私自身として、今までの委員からいろいろお話がございましたように、これを切り捨てるという話は毛頭考えていない、ただ、これは激変緩和というふうなことで、最終的には生産性を向上しないことにはどうにもならない。この新会社があるいろいろな合理化をやっていく、しかし、原料段階でもって大きな足かせを持ってしまったのは、これはほかの海外の強いとは対抗できないのではないかと思わざるを得ない。

そういう意味合いにおきまして、百億程度のいわば投資が必要なのかというお話もございましたけれども、こういった問題について、これは最終的にだれがどうやるのか、結論的にはやはり新会社の援助というものがなくちゃいけないかと思っております。この点についての、いわば耕作者組合の代表としてのお考えをお聞きしたいと思っております。

○松下参考人 最終的には御指摘のとおり裸でも競争ができるという状態が望ましいというのには十分理解できます。しかしながら、現在の日本の農産物、いわゆる風土的制約、経済情勢の制約から来る国際比価の劣勢という面から考えますと、これをすべて解消するということは極めて困難で

あるということも現実の問題として一つ認識しておく必要があらうかと思ひます。ただ、可能な限りでできるだけの努力は私も傾けてまいりたいと考えております。今後、このいわゆる生産性向上のための生産対策の助成あるいは試験研究機関の強化充実、こういった面については新会社が積極的に対応されるように心から希望するものであります。

○安倍(基)委員 この資金をどうするのか、融資などで賄うのかとか、いろいろな問題もございませうけれども、この原料問題が特に重大であるという認識の上に、大月参考人の御意見もお聞きしたいと思ひます。

○大月参考人 仰せのように、今のたばこの価格の構成比率から申しますと、葉たばこの価格面における比率は五九%、約六〇%、残りの半分の二〇%が材料費、その残りの二〇%のうちには人件費その他の経費、こういうことでございまして、工業的な製造段階において幾ら合理化いたしましても、やはり葉たばこの問題を抜いては合理化は達成できないというのは客観的な事実でございませう。

そういう意味で、何とかしてこの葉たばこの生産性を上げる、価格を安くしていくということがポイントでございまして、今の傾向線を延長いたしましても問題はなかなか解決しにくいんじゃないか。そういう意味で、先ほどの問題を解決する形というものについて私はちょっと頭に描けないと申し上げましたが、幸いバイオテクノロジーの進歩もございまして、きょうの新聞でございまして、牛は双子を産ませればよい、またその実験も成功したということであれば、コストは半分になるわけでございまして、私はそういう意味の研究もぜひひとつ進めていただきたいと思います。おひさし。

○安倍(基)委員 原料問題もさることながら、経営全体としての合理化という意味合いにおきまして、いわゆる経営形態と申しますか、公的規制とかそういうところから自由になるということがこの委員会でも問題としていろいろ議論をされて

きたわけでございませう。

その中の一つといたしまして、委員の一部から、今度のいわゆる役員などにつきましてできるだけ規制を少なくするという意味合いからいえば、取締役、監査役全員について認可を受けるということはいささか公的規制が強過ぎるのではないかとというような意見も提出されております。この法案に対する批判といたしまして、この点について大月参考人の忌憚のない御意見を承りたいと思ひます。

○大月参考人 新しい組織は政府出資による特殊会社ということになっておりますので、その前提といたしまして、経営者について政府が何らかの関与をするということは、私は従来からの慣例でもあり適当であらうと思ひます。

ただ、その関与の程度につきましては、今の提案されておる法案においてもいろいろな形がございまして、現行法においてもいろいろな形がございまして、例えば役員全員について認可を要するというような特殊会社もございまして、あるいは取締役の認可を要するけれども、その中の最高責任者である社長についてはその中から選ぶ限り自由である、あるいは取締役全員の任命について認可事項であり、かつその社長の任命も認可事項である、あるいは社長の任命は認可事項にするけれどもほかの取締役は必ずしもそうでもない、いろいろございまして、それはそれぞれ、そのときどきのその法人の性格に応じて考えられるべきことであつて、必ずしもこういう形がいいんだということにはならないんじゃないかと思ひますが、少なくとも最小限の関与は必要であると考えております。

○安倍(基)委員 この問題につきましては、やはり民間の経験のある人がトップに立つべきであるというように、いろいろの議論もございまして、これは委員会でも非常に議論されたこととございまして、それからとどめたいと思ひます。

それからもう一つ、株式の公開について、大月参考人はできるだけそれを進めていきたいというように御意見がございました。一方大蔵大臣の御

答弁は、どちらかといひますとえらい慎重と申しますか、当分の間というように御議論でございまして、たけれども、この点について大月参考人、どうお考えでいらつしやいますか。

○大月参考人 私は、特殊会社である以上、民間資本が入る方が適当であると率直に思ひます。ただ、今度の経過からいいますと、専売公社が変わつていくわけでございまして、最初全部政府出資にいたしまして逐次開放をしていく。

ただ、ただいま皆さんの御議論にもございまして、ように、新しい会社の経営の姿あるいは経営の実態、その収益力等がどういふようになっていくかということは未知の問題でございまして、そういう経営の姿を考えながら逐次やっていくということは当然必要であらうかと思ひます。

○安倍(基)委員 それから、いろいろ多角経営をしてみたいかぬといふことでございまして、しかし、率直に言ひまして果たしてうまくできるのかないという懸念もないではない。変なところに手を出して大失敗しても困るなという気がしないではないんでございませう。

この点について、経営側の考えと、もう一つ、やはり働く側の皆様もそれに十分適応できるかどうかといふ二点ございまして、大月参考人と牧内参考人からの御意見をいただきたいと思ひます。

○大月参考人 ただいまの経済状況というものは非常に激変の時代でございまして、新しい科学技術がどんどん開発されております。それから、一つの物品の使用価値というものはどんどん変わつていって、全然捨てられるものもあるし新しくできるものもある。こういうことで、各企業とも新しい情勢に臨むことに本当に腐心して生き延びようとしておる時代でございまして、新しくできます会社もその例外ではない。これこそ全知全能を絞って、生命をかけて奮闘すべきものであります。経営者及びその職員ともぜひ要望いたしましたところとございませう。

○牧内参考人 お答えいたします。

これから一生懸命たばこを売っていかなくやな

らないわけですが、いろいろな条件下で我々が期待しているほどたばこは伸びないんじゃないかというふうな予測もあるわけでありませう。その中で、一方技術革新なりあるいはコスト減その他の競争もしていかなければならないという関係で、労働組合にとつては雇用という問題が非常に大きな問題でございませう。

その意味では、事業領域をやはり拡大をしていくということが非常に大切ではないかといふふうに思ひます。専売公社といひますか、ここにはすぐれたいろいろな研究機関もございまして、また現在の設備もございまして、あるいは全国的にそうした組織があるといふようなこともあります。そういうことを相関的に考えながらそうした事業領域の拡大、労働組合としてもぜひそうした方向をお願いしたいし、そういう中で私たちの雇用ありは労働条件の安定を願つていきたいというふうに考えています。

○安倍(基)委員 時間の関係もございまして、次に流通段階の問題でございませう。

さきに申しましたように、たばこは余り高過ぎても困る、大衆の手の届くところになければいけない。といつて、今の値段の三分の一とか何とかという話になって果たしていいのかどうかという問題もある。そういう意味も込めまして、ある程度定価というものが必要なんじゃないか、定価主義というものが当然ではないのか。私は酒のこともいろいろタッチしたことがございましてけれども、ある程度の流通秩序が必要ではないか。その意味合いにおいて、定価制度は維持してしまふべきものではないかと私は思ひます。

これから海外からのたばこがどんどん入つてくる。そこで、さきの公明党の委員さんからも話がございましてけれども、マージンがこれから一番問題になる。先ほどのガソリンの安売りではないけれども、競争というふうな話になってくるかもしれない。こういう場合、こちらの協同組合として何らかの手を打つことができるのかどうか。酒なんかの場合には、組合の中でいろいろ協

調して、そういった勝手な振る舞いをさせないという動きがございます。その辺について、販売協同組合として何らかの手が打てるのかどうか。そして、特にこれからの外国製のたばこのマージンについてどういふやうに見ておられるのか、その点をお聞きしたいと思っております。

〔委員長退席、中西(啓)委員長代理着席〕

○関野参考人 お答え申し上げます。

先生お話しいただきましたように、定価制につきましては、流通秩序の維持のためにもぜひ維持していただきたいと念願している次第でございます。

マージンの問題につきましては、まず、先ほどちょっとお話し申し上げたわけでございますが、とにかく現時点で一番大事なことは、マージンは現在国産品一〇％でございますけれども、これを今後とも一律に、どこの地域でもどの店でもどの商品でも維持していきたい、そういうふうなことに對する御配慮もぜひいただきたいと念願している次第でございます。それから、外国製品は現在八・五％でございますけれども、外国製品につきましてはできるだけ早く一律にしていきたいと念願している次第でございます。

それから、冒頭のごあいさつのとき、意見発表のとき申し上げましたけれども、とにかく現時点で定価を維持して、これから先も定価制を維持していただきたいということが私どもの業界の今回の法案に対する最大の念願でございますので、マージンそのものにつきましては、お酒の業界の話が出ましたけれども、それとちょっと違いますが、今申しましたようにとにかくどこでも一律で、私どもとしては明治以来長い間それを守るといふことになってきて、習慣づけられておりますし、これからも守るといふ姿勢はある意味では訓練づけられている点もございますので、そういう意味では、これから先もそういう体制を維持してまいりたいと思っております。

○安倍(基)委員 それからまた委員会では委員の中から、例えば自動販売機について、恐らく外国製

たばこを売る一つのやり方としては自動販売機を相当使う可能性もあるかと思いますが、青少年に對する喫煙がいかに悪いという意味からいって、自動販売機などの設置場所はまだ少し目の届くところに置くべきじゃないかという議論もございまして。

その点、小売店の目の届くところという話になるのかどうか、自動販売機の設置についての要望があれば、お聞かせ願いたいと思っております。

○関野参考人 日本の場合は諸外国と違いまして、昼間は対面販売をするという習慣が長い間あるわけでございます。戦後自動販売機が普及して、それから、むしろ人件費の高騰等もありまして、販売店は自動販売機を設置していつていくわけでございます。ただ、それは全体としてかなり販売店全体の人件費削減になってきているわけでございますが、これから先の管理につきましては、先生のお話から先そのように、いわゆる管理可能なるところ、特に未成年者等の関係もございまして、そういうふうなものを對する節度なり管理なりというものは、目の届くところにするとか、そういうふうな細かい配慮が必要になってくるかと思っております。

この際もう一つ、これはお願いでございますけれども、自動販売機、コストも結構しておりますので、これから先、外国製品と国内製品とを問わず、各たばこメーカーと自動販売機メーカーが共同開発してコストダウンしていくとか、でき得ればそういうことをぜひ検討していただけないかと考えている次第でございます。

○安倍(基)委員 それからまた、輸入が自由化されてきますと、今までは悪い銘柄のものについて、はもともと専売公社が取り扱わなかったわけでございます。その点におきまして、輸入されるものは、外国銘柄でもまああきちんとしたものであつたわけでございます。これから全く自由になりますと、果たしてどういふものが輸入されてくるかわからない。粗悪品もあろう、あるいはダンピング的なものもあろう、いろいろな種類のものが

入ってくるわけでございます。今までは全く変わった情勢になつてくる。こういった点については何かチェックの機関がないのかなど私は考えるのでございまして、これは大蔵側に聞きましたところ、消費者が選択するしかないんだという話でございますけれども、こういう問題。

もう一つは、これとの関連もございまして、ほかの党の委員の方からいろいろ聞かれたのでございまして、例えばアメリカあたりはテレビ広告などはやらせない、そういう趣旨のこともございまして。健康の問題についての責任を一体だれが負つたらいいんだろかな、今までは随分専売公社が中心になつておつたけれども、その点は新会社があつたらいいのかもしれない、という問題もございまして。ちょっと急な質問でございますけれども、大月参考人の御意見を聞かせたいと思っております。

○大月参考人 粗悪なたばこが入ってくることをどう阻止するかという問題は、御質問にもありませんように、消費者で選別する以外ない。もちろん麻薬とかなんとかというような部類に入るものは別でございまして、普通のたばこで粗悪品は、国民が吸わないこともって自由競争の原理が貫かれるのでなからうかと私は思います。

それから、喫煙の問題についての規制の責任はどこで負うかという問題でございますが、今提案されておる法制では、専売事業審議会という議論いたしました、どういふような表現をとるかというのをアドバイスいたしまして、それによつて大蔵省の責任において新しい会社あるいは輸入たばこの販売業者に命令をする、こういうことにならうかと存じます。

○安倍(基)委員 たばこの問題もございましてけれども、塩の問題で、さっきいわれる三十万トン体制で七社を五社にという話で、一体どうするか。この問題は、私どもの米沢委員が当委員会でも取り上げたのでございまして、大規模化する、そのために随分投資する、投資したあけく結局二社は脱落するという話はどうかということをお話

め寄つたのでございまして、さっき前岡参考人からお話ございましたようにちょっとその点がはつきりしなかつたような気がしましたので、もう一度その点についての御感想をお聞かせいただきたいと思っております。

○前岡参考人 お答えいたします。三十万トン五社体制というのをごとから出てきたかというところもございまして、現在は昭和六十一年一万七千円・トンという目標で努力をしております。ところが、この一万七千円という目標では本当に輸入塩と競争できる水準とは言えないんじゃないか、そういう問題意識から出てきているんだらうと思つて。さらに一万七千円というコストを切り下げていくには、今やっておりますような新しい膜を入れる、燃料転換する、そういう方策だけでは対応しきれないだろう、そうするとあと残つたものはスケールアップによるコストダウンということが必要ではないか、こういうところから出てきておるわけだと思つて。ただ、各社の実際の現在の設備投資の状況とか生産の構造とかいろいろございまして、平均して十八万トンぐらいの体制でございまして、これを三十万にするためにはかなり投資が必要。投資の必要額というのは各社いろいろ違うということがございます。

そんなことで、まず一番最初には、輸入塩と本間に競争する競争力をつけるためには一体どれぐらいのレベルをねらわなければならぬのかというその点の吟味が一つ要るんじゃないかな。これは一万七千円より安くなることは間違いないんだ、こういう考えもあるわけですが、安くなるにしてもそれをどの辺で抑えるべきなのかという問題の検討がございまして。それからまた、実際に三十万トンをねらっていく場合に、その方がコスト的に有利になるのかどうか、どの程度有利になるのかというやうな問題、あるいはまた七社でやる方法はないのかどうか、こういうやうな問題もございまして。それからまた、一番つらいといひますか、きつい

問題がございすけれども、五社でいくのがいいんだということになったとして、現在の七社を五社にするということは二社はつぶしてしまおうということになるわけだけれども、それじゃだれをどんな方法でつぶすのか、つぶすにはどういうことをするのか。これは生身の企業の問題でございすから、なかなかそういう論議だけではいいないいろいろの問題もある、こういうことでございす。

ただ、スケールアップをすることによって競争力をつけるということは、常識的な意味ではあるわけだけれども、個別具体的に製塩の場合にそういうことになるのかどうか、製造コストだけではなくて流通コストまで含めてトータルコストで見た場合に一体どういう姿になるのか、そういうような経済的あるいは人間的な複雑な問題を公社あるいは塩事業関係者というところが真剣になって議論をして、検討をして、協議をして、そして詰めるがらその辺の問題を判断をしていく必要があるのではないかと。そういう意味では三十万トン五社体制がいいんだということでも乱暴に割り切るわけにはいかぬ問題じゃないか、そういうふうに理解をしております。

○安倍(善)委員 私としては、もう時間が参りましたからこれでやめまされども、長い間のいわゆる専売制度というものが特殊会社に移るといことは、本当に我々の予見しないいろいろな問題が起こるのではないかと。私どもも十分審議したつもりでございすけれども、今後とも何か問題がございしたらどしどしと私どもに申し出ていただきたいと思います。

○中西(啓)委員長代理 正森成二君。簡単でございすけれども、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○正森委員 参考人の皆さんには午前中から長時間御苦労さまでございす。お疲れのことと思ひますが、私の質問が最後で、しかも時間も三十分

です。元氣を出してお答えを願ひたいと思ひます。

私も共産党は、今度の法案の審議に当たつて何よりも考慮しなければならぬのは、三万九千人の専売公社で働く職員、十万人のたばこ耕作者及び二十六万人の小売の關係、販売店の方々に対する激変を避けて、暮らしと營業を守つていくことを第一番目に考えなければならぬと思つております。同時に、皆様に率直に申し上げますが、たばこについてはWHOなどの報告に見られますように健康について一定の影響がございすので、そういう点を十分に配慮した製造並びに販売政策が必要である、そういう意味での公共性を両立させる必要があるというように思つておるわけでございす。

そういう点で以下順次伺つてまいりたいと思ひますが、まだ速記録ができておりませんのであるいは参考人の目に入つておられないかも知れませんが、各党の御質疑の中で、今度は特殊会社になるわけですから資本というものが定まるわけですね。それで大蔵省の専売監理官や公社から提出された資料では、五十九年末のたばこ事業の貸借対照表による純資産額が約一兆一千六百二十億圓ある、その中から未払いの地方たばこ消費税と退職給付引当金等約四千億圓を引くと、出資財産の価額というものは七千二百二十億圓である、これを資本金及び資本準備金ということと考へてゐる、それで資本金としてはほぼ一千五百億圓前後が上限であらうというのが今までの質疑の中で出てきた線でありま。

そこで、ここ二、三年の専売公社の利益積立金といひますかそういうのを見てみますと、大体一千億から千二百億圓くらいあるんですね。仮に、これを大ざっぱに一千億といたしまして、専売公社の場合には専売納付金や地方への消費税を払ふばあは全部内部留保できたわけですね。それが今度からは、特殊会社とはいへ株式会社に成りますと、先ほどたしか牧内参考人でしたか、財務の關係についてお触れになりましたように、法人税と

応分の地方税を払わなければならぬ。質問への答弁では大蔵省の主税局長は、目の子勘定だけれども一千億圓の利益があれば実効税率を五三%とすれば約五百三十億圓地方税その他の税に流出するのではないかと、こゝういふ意見であります。そのほかに、仮に千五百億圓の資本金だとすれば、後で六月さんにもお伺ひしたいと思ひますが、会社の性格上なかなか一割以上の配当というのは許されないだらう、仮に内輪に見積もつて八%としても百二十億圓ですから、総計すると六百五十億圓ぐらゐの資金がこれまで以上に流出するということにならざるを得ない、これは常識的に言へばそうなるわけですね。

そこで、民間にして経営についての自主性を持つといふことはいいことなんです、今まで以上にこゝういふ流出面があるとすれば、開放経済、アメリカその他の輸入との競争という点を除外視しなくても、これだけのお金をどこかで合理化しなければいかぬわけですね。それで、関野さんがいらつしやいます、アメリカの關係との競争とかいろいろ考へますと、販売店に対するマージンを下げて販売店から嫌われるといふことはできないわけですね、率直に言つて。販売店にはますます頑張つてもらつて、たばこ産業株式会社をかわいがつてもらつて、それで大いに販売努力をしてもらつて、フィリップ・モリスとかそういうのに負けないようにするといふことになつてくるだらうと思ひます。

牧内さんと松下さんにお伺ひしますが、率直に申しまして、どうしても内部的な三万九千人の職員に対する合理化の方向に向かうか、あるいはたばこ耕作者に対して買ひ上げ価格や買ひ上げ数量といふ点で何らかのしわ寄せがいくかといふことを我々としては非常に危惧してゐるわけでありま。この点につきまして、まず牧内さんと松下さんから、それぞれこゝういふ影響についてどう考へておられるか、一言ずつでも御意見を聞かせ願へばありがたいと思ひます。

○牧内参考人 お答えいたします。今先生が述べられました数字、私まだ議事録も

拝見していませんし、今手持ちの資料がございせんから数字のことについては別といたしまして、大変厳しい情勢下に置かれることは事実だと思ひます。その意味では、幾ら自主性を与えられたとしても、資金もあるいは一時金もその他のいろいろな労働条件も、向上といふことよりもむしろそれが合理化その他で切り下げられるといふ状態が出てくるということが想定されます。私たちが、今回の改革の中の一つの柱としていゝわゆる近代的勞使關係の確立といふことを願つてやつてきたわけがございす、その意味でやつぱり健全な経営といふことを追求していかなければならぬといふふうに思つてゐます。

そういう意味では、先ほど資本金の問題とかあるいは三十四錢問題とかいろいろなことに触れましたが、いづれにせよ私たちがまず一つはぜひお願いしたいのは、今まで専売の勞使間であつたかの労働協約を持っています。その労働協約はそのまゝ新しい会社にやつぱり引き継いでもらふといふことが大切だと思ひます。

もう一つの問題は、新しい体制下になつて確かに競争していかなくやならない、またそのことをしなければたばこ産業の維持にもつながらないといふことは事実ですが、新しい会社になつた途端にいろいろ厳しい合理化がばばば出されてきて、これがやられなければ会社はもてないといふようなことでは大変問題だといふふうにも思つてゐます。そういう意味では、ぜひこれからの審議の中でもそうした雇用の問題、労働条件の問題についてひとついろいろ當局を追及するなり、その辺についての確認をいただきたいといふふうに思つておるところです。

いづれにせよ大変厳しい情勢であるだけに、労働組合でございすから、みんなの雇用とか条件とか、それは守つていかななくやならない、そういう決意であります。

○松下参考人 新会社の負担水準につきましては、私どもは当然納付金率の水準がそのまま推移をする、スライドされると考へておりまして、そ

の後の状況では配当なり固定資産、法人税その他相当の支出になるようであり、これが事業にひずみを及ぼすと同時に、最も手取り早い方法で我々の分野に利益を非常に危惧をいたしております。我々もできるだけの合理化に努力をいたしたいと思っておりますが、これには限界もございまして、この合理化は、事業全体の各部分が公平に負担をするという精神は賞められなければならないというふうに考えております。

○正森委員 牧内さんにお聞きいたしますが、申し上げておきたいと思いますが、先ほど当局にも労働条件についていろいろ国会の側で、追及という言葉を使われましたけれども、配慮してほしいということがございまして、その点についても、社会党はもちろんでありますが、その他の党、また私ども当局に問いたすということをやったつもりであります。

その中で公社側の基本的な姿勢は、新しい会社になれば当然新しい会社と労働組合との団体交渉で決まるといふのが筋であります。大きな基本線としては、現在労働組合との間で結ばれている労働条件というのを急激に変えるというふうなことはしない、むしろいい面はできる限り守っていきなさいという答弁があったように私は思うのです。その中で私自身、全専売加盟の労働者などからはがきをいただいたり、要望が賛議員ないし私のところへ参っております。

そこで、労働組合の委員長がお見えでございますので、私からもぜひお願いしておきたいと思うのです。それは公社にも申したのでありますが、例えば年次有給休暇の制度ですね、これは労働基準法に定められている線よりも相当有利だと聞いているのです。初年度が十日間で二年目からは二十日ということ、労働基準法では初年度は六労働日ですが、その後一労働日、そういうふうになっているが、これは公社側は守りたいというように答えております。それから専売病院がございしますね、これが公社の答弁では約十三億円赤字だが、その赤字を理由に切り離したりあるいは病院

の条件を悪くしたりするというようなことはしないように努力する、こう言っております。それからさらに印刷工場がございしますが、印刷工場の全専売関係の労働者から聞きますと、印刷関係というのは日本では労働条件が低いそうですね。それから見る全専売関係の印刷工場の労働条件は比較的良好である、これを民間になったからといって産業別に水準化されずと労働条件が変わるので、その点はどうかと伺いましたら、それについて印刷関係の労働者に横並びというよりは、専売公社の職員として、専売公社職員の中で横並びにするというように努力したいというように、おおむね労働組合に有利な方向の答弁を総裁みずからがされたように思います。

それで、そういうことを踏まえて三万九千九百人の職員の労働条件を委員長を頂点とする労働組合の幹部にはお守りいただきたいと思っております。それ以外の点で特に皆さんが心配しているのは、工場の統廃合という点がございまして、私どもも関西工場を初めいろいろ見学させていただきましたが、例えば橋本工場では四百五十人ほどの職員ですが、ここをつぶしてよへ持つていったら、その土地の女子労働者その他は移動するということがなかなか難しいわけですね。ですから、関西工場の場合には近くの三つの工場が統合されたので、そのことによる地理的な退職者というものは比較的少なかったと思っておりますが、今後ともそういう方向で努力していただけたらどうか。

それから第二番目に、これも伺ったのですが、労働量の従事人員というのがございまして、この仕事には何人の労働者が必要かというのが決まっております。これについて、これも民間化することによって激変することがないようにということ、これが労働者の非常に大きな要望になっていると思っております。これは機械化が強化される中で特に要望が多いようですが、そういう点についての労働組合としてのお考えをまず最初に伺いたいと思っております。お答えになれる限度で結構です。

○牧内参考人 お答えいたします。今先生が例として幾つか取り上げられたことに

ついては、先ほど申し上げましたように、既存の全専売労働組合と専売公社との間で締結している労働協約をそのまま移行すれば、その中にすべて入っているわけですね。そういう意味でぜひ労働協約、三十年お互い労使が営々と努力して積み上げてきた協約でございまして、それを基本にして移行することについて、公社側も恐らく認めるだろうと思っておりますが、そういうことをぜひ委員会でもさらに明らかにしていただければ幸いです。というふうに思います。

それで、今後の問題としては、当然今先生御指摘のような工場の統合という問題が出てくると思っております。これは技術革新ですか、そういうこともありまして避けて通れない道だと思っております。今までは比較的近い工場を統合しましたから、そういう意味では通勤その他についても問題はなかったわけですが、今度は離れたところでもございましてなかなか統合ができません。統合ができませんから、特に今先生御指摘のように、女子労働者の雇用という問題が非常に大きな問題になるだろうというふうに思います。そういう意味では、私たちとすれば一方では事業領域の拡大とかそういうことも考えながらそういう人たちの雇用を守っていく、そういう立場で労働組合としても対応していきたいものだというふうに考えております。

以上です。

○正森委員 松下さんに伺いたいと思っております。いろいろ関係の記録を読んだんですけど、これども、たばこ耕作者の中には格差が大幅に出てきていて、十分アタリカに対抗できるんだという方と、ちょっと難しいという方もおられるやに聞いております。

公社側から資料をいただきましたら、その中で、生産関係の生産技術員及び生産関係事務員というのが約三千名余りおられるんですね。これが各地の生産事務所というんですか、そういうところで指導に当たっておられると思うんですが、今度の法案を見ますと、前のたばこ専売法のような耕作者との関連についてびしっと決まった条文

が、抜けている部分があるんですね。そういう点で、今までの生産技術員といいますが生産事務所におられた方の整理統合がないかどうかとか、あなただけに対して十分サービスができるであろうかという点、もちろん不要であった部分は改めたいかなきやいけません、そういう疑問が一つございします。

それからもう一つは、甚だ失礼な言い方なんです。これは前の法律には二十何条でしたか、きちんと決められておられるわけですね。ところが今度の法律では、法文を見ますと、たばこ産業株式会社に移行しても、それまでに約束していた部分についてはたばこ災害補償金を支払ってもよろしいという規定の仕方になってるんですね。そうすると、法文をそのまま読みますと、今まで契約しているのは払ってよろしいが、ずっと続くのではなく、いような法律の書き方になってるんですね。

また一方考えますと、私も調べたんですが、たばこ災害補償金というのは、これまでの契約の中に入っておったんでしょ、いわゆるお米その他の農業共済に見られるような掛金がないわけですね。そのかわり、もらえる金額も五割以内とか、他の農産物共済ならば掛金いかに比べてはたしか八割くらいまで補償があったと思うんですが、そういう点では低く抑えられているという面があるんですね。

ちなみに、公社から資料をもらいますと、補償金の支給額が五十四年は一万四千余人で三十六億円余り、五十五年が六十一億、五十六年は災害が多くて四万人を超えて九十二億、五十七年は三十二億、五十八年は二十七億、こうなっているんです。

そうしますと、民間になったんだからというので、こういう点について農業共済並みのことをやはり考えるのが筋ではないかという意見が出たり、それから、九十二億というふうなのが出た場合にそういう形式にすれば公社あるいは産業株式会社負担も減るわけですから、そういう要望

大月参考人は四つはいろいろおっしゃった中で、たばこは健康の問題についてもお触れになったと思います。この問題は、我が党の衆議議員などが非常に熱心でありまして、私も申しましたが、「恐るべきたばこ」なんという本がございまして、いろいろ言われているんですね。きょうは申しません。そういう関係がございまして、私どもは、たばこ関連の産業に従事する方のお暮らしを守り、激変を避けなければならないという立場を持つと同時に、国民全体の健康に必要以上の害を与えるようなことがあってはならない、こう思っております。

そういう点からいいますと、今度の法案のたしか三十九条、四十条の辺に規定されていたと思いますが、たばこの広告については諸外国に比べて非常に緩やかである、むしろ緩やか過ぎるというような感じがしないでもないのですね。例えば、アメリカでは日本のような穏やかな表現ではなしに、「警告（公衆衛生総監は「喫煙はあなたの健康に危険である」と決定した）」というように書くとか、そのほかいろいろ各国ともあります。日本の場合と大いに違いますし、広告規制でも先進的

な諸外国は、四媒体と一口に言いますが、そのうちの有力な二媒体、テレビとラジオにつきましては広告禁止のところが圧倒的に多いのです。すべての広告を禁止しているところも、オーストラリアあるいはノルウェー、制度は違いますがソ連というぐあいにあります。それで、専売事業審議会も今後大きな役割を果たされると思いますが、広告の点についてももう少し、単なる自粛というふうなのではなくしに規制する必要があるのではない

私が質問のときにも言ったのですが、もし同じように規制をすれば、どちらかといえば九八％のシェアを持ち国民になじまれている日本専売公社の方が有利である。これは冗談ですが、選挙でも宣伝が規制されれば現職が有利であるというようなことも申し上げたのですが、そういう点も絡めて大月さんの御意見を承って、質問を終わりたい。

て子供ならなせ悪いが、その点は、この間の質問でも同じですが、極めて不明瞭な答弁ですね。あなたもそう思うでしょう。大人と子供の差はちつとも言っていないですからね。ですから、そういう不明瞭な答弁は答弁ではないんですから、その点はひとつきちんと、次にだれかがやるときには今度はその答弁をきちんとしていただきたいと思ひます。文部省はいいです。

皆さん、終わられたでしょうか。じゃ答案用紙ひとつ出していただけませんか。理事さん使つては悪いですけども……。

じゃ続いて質問、違つた方へ行きます。次に、これは自治省の方にお伺いをいたします。

あつちこっち問題が飛びますから、待っていて恐縮であります。現在、市町村における消費税、それから都道府県の消費税、大体八千六百億ぐらいから九千億に近いものがある。それから国に対する納付金も九千億ぐらいある。大体酒が一兆八千億、たばこがやはり一兆八千億、大体そういうような金額になっております。酒の方は三二%の地方交付税であります。たばこの方はこの結果から見ると、大体五割五割、フイフイ・フイフイという事になっておる。

私はここで提言をするのは、地方でたばこを売ればその地方の財源になるんですという段階は過ぎたのではないかと、やはり一括の金にして、全体的な行政のレベル、そういうものの方向に転換をしていく時期に来ているのではないかと、こういうふうに思ふわけですね。一部では、高いたばこを買うのは都市で、安いたばこを買うのは田舎だ、だからその公平感を、水平運動を起こしていく役割を果たすからそれでいいんだ、こういうふうな意見もなくはありません。しかし、今日のようにこの法律ができるに当たっては、自治省としてもこれはある程度一本化をして、地方交付税五割なら五割でもいいんですが、五割なら五割にして、その分を地方交付税の中で交付をしていく、こういうことが望ましいのではないかと、こういうふう

に思ふんでありますが、地方財政に与える相対的な影響、こういうものから、きょうの新聞でも田川さんはまた軽油、自動車税とか重量税とかそういうようなものを考へて提起をされているようでありまふけれども、その方がより効率的じゃないか。それともう一つは、徴税の費用が節約をされていくということになりやしないか。言うならば、市町村へこれは配付をする。

それからもう一つの理由は、催し物がありまふた際の売り上げがこれは極めて不分明である。オリンピックであるとか国体であるとかというような場合の売り上げの配分がこれ極めて問題がある。同時に、今度禁煙区間が、通勤なんか延長されて、同時に、その区間でたばこを買う人は少なくなつて、行つた到着点でたばこを吸う。わざわざ混んだ電車に乗つて帰つたんではもみくちゃにされてしまふ、だから、出たときには買わないで、着いてから買う、こういうようなことも禁煙区間によつては起きてきておる。ですから、そういうことを考へ合わせると、これからますます首都圏を初め大きな都市を中心とする分野では禁煙区間がふえる、そうすると購買においても非常に移動する、こういうようなこともあります。同時に国鉄などでは、弘済会で売つたのは、大宮の駅で買つたのか、川口の駅で買つたのかあるいは赤羽で買つたのか、上野で買つたのか、東京で買つたのか、これも一カ所で買つた形になって、適當のかみになるかどうかかわかりませんけれども、電気税と同じようなもので、そういうような配分になつてしまふ。そういうようなことで整合性が果たして成り立つかどうかというような疑問もあるの

で、やはりこの際は徴税の費用の節約その他一切を考へ合わせながら一応検討してみる時期に来たのではないのかというふうに思ふわけでありまふが、これは自治省の方から見解を承りたいと思ひます。

この問題は、後でまた大蔵省の方からもひとつお答えをいただくようにしたいと思つておりまふ。

〔中西(啓)委員長代理退席、熊川委員長代理着席〕

○湯浅説明員 地方団体が財源を調達する場合に、いろいろな方法が考へられると思ひます。御指摘のとおり、一括国が徴収したしまふて、それを一定の基準で配分するということもありませんと思ひます。

私どもは基本的には、地方団体がまず財源を調達する手段といたしまして、みづからの努力で財源を調達する地方税というものが最も適切な財源であるというふうに考へているわけでございます。それだけではなかなか三千数百の団体に所要の財源を配分するわけにはまいりませんので、そのほかに譲与税でございますとかあるいは交付税でございますとか、その他の国庫補助負担金というふうなものを絡めながら総体的に財源を調達するということのような仕組みをとっているわけでございます。

そういう観点から申しますと、やはり地方団体が自主的に財政、行政運営をするためには、何と申しましても基本的には地方税を第一順位として調達する必要があるのじゃないかというふうに考へるわけでございます。まず、地方団体のベースになる財源を地方税で確保する方策をいろいろ考へる必要があるだろう。その趣旨から、昭和二十九年度に地方税財政の技術的な改革を行ひまして、地方税源が充実するというのを第一目的にいたしまして税財政というものが改革されたというふうに私どもは理解しているわけでございます。

この場合に、この地方たばこ消費税も、昭和二十九年度の改革におきまして、この税源が地域的に普遍的に存在しているあるいは税収入の変動が極めて少ないという安定的な税収であるというようないふこともございまして、関係者の皆様方の御協力によりまして創設されて以来、一貫して地方の独立税といたしまして充実されてきているところでございます。

そういうような観点から申しまして、私どももいたしましては、この地方たばこ消費税を今回の

改正に当たりまして地方独立税として維持していただきますようにということで検討を進めてきたところでございます。そういう観点から今回、地方独立税として維持することを前提にして税法の改正をいたしまして、現在国会に提出をいたしまして御審議をお願いしているところでございまして。

○沢田委員 今のは答弁になっていないのです。私の提案は、例えば観光地ではたばこは売れるでしょう。あるいは飲み屋さんの多いようなところではたばこはたくさん売れるかもしれない。あるいは純農と言われるところ、そこでは全然たばこは売れないというに近い。そうすると、かえつて偏差を拡大するのではないかと。だからこの段階に来ると、各都道府県の民力調査などというものも我々は見ますけれども、シビルミニマムというかなシヨナルミニマムというか別といたしまして、下水道であるにしてもあるいは都市ガスにしても、あるいは上水道にしても、そういうようなものも普及率、民度、所得あるいは文化の普及度というふうなものを考へ合わせて、たばこというものが平均の民力の向上のために役立つような方向に検討すべき時期に来ているんじゃないか。

検討してみても、やはり今までの方がよいという判断があつたら、何も私はそれを否定するものではない。しかし、あなたの答弁は、検討するものでもない、頑固にただ今のままが、このとおりやっていると云っているからちよつと言ふのだけれども、そうではなくて、やはりそれも検討に値するものではないかと私が提言しているわけですね。それは検討に値しないというのならしくなくてもいいです。よ。しかし検討の対象にする段階になつたのではないかと私が提言しているのだから、それは検討して実施しろと言つてはいるのじゃない、検討してみたい対象にはなつてはいるのじゃないか、こういうことで、申し上げているので、その点全然検討する意思がないなら意思はないでいいです。そう

いう答弁なら答弁で結構ですから、そのどちらかについては、もう少し違った角度で謙虚にひとつ答えをしていただきたい、こういうふうに思うのです。

○湯浅説明員 地方税の税源につきましても、我が国の府県間あるいは市町村間というものが封鎖的に区切られているわけではございませんので、どうしてもその間のいろいろな入りくりというのは、どういう税制をつくってもある程度やむを得ないんじゃないかと思うわけでございます。

そういう点では、今御指摘の点につきましても十分これから考えながら税制を検討していかなければならないと思っておりますけれども、現段階におきましてこの消費税の税源の分布状況という点を見ますと、他の税に比べますとまだ地域的な偏在が非常に少ないというふうに私どもは考えておりますので、今後ともこの制度を維持させていただきますというふうに考えてございまして、

○沢田委員 というのは状況じやないそうです。後で、今度は大蔵省の方の立場で答えてをさせていただきます。

先ほど御三方にそれぞれ御協力をいただいてみました。その結果が出ておりますので、これは私がやったのではなくて、中村理事がやったのですから公平だと思えます。

たばこの種類は、キャビン、テンダー、キャビンマイルド、マイルドセブン、峰、セブンスター、一番最後がハイライト。

それで大臣はハイライトが一問正解で、その他は外れ。キャビンについては、やや薄い。なお書きに、これにしようかな、こういう感想が書いてある。二番目は辛い刺激が薄い。三番目は軽く刺激あり。四番目は三と同じ。五番目はややよし。これは峰です。六番目は無味乾燥。七番は、これだ、ハイライトとなっております。

次に総裁であります、総裁は全問全部当たりました。キャビンからテンダー、キャビンマイルド、マイルドセブン、それから峰、セブンスター、ハイライト。ハイライトは少し辛いと書いてあり

ますが、全問当たり。それから小野さんは、六問が当たりまして、一つだけテンダーが当たってないようであります。その他は全部正解であります。

大蔵御勉強の跡があり、心から敬意を……。まあ大臣は、これは他事でありまして、そこまで勉強しなくてもいいわけでありまして、これはこれで正解なんだろうと思えます。大蔵御苦勞さまでした。

ただ、たばこはそうなの。要すれば、ある意味において口にくわえて吹かして、真っ正直に全部吸っている人もあれば、適当に口の中から吹き出している人もいるし、鼻を通して出している人もいる。しかしその間にいろいろな副作用が生じているいろいろな病気の原因になったり、あるいは刺激になったりしている、こういうことだと思えます。

ですから大蔵で議論をする場合は、私もさっきばらんに言う、ただだ、これを言ってしまうわけにも財源上は一兆何千億ということになるからそうもいかぬ。全然税金を取らないと云ってても、これも若干無謀である。しかし漸進的に他の財源をもつてかわりつつ、やはり国民の嗜好品として安全であるように努力する、結論的に言えばそういう製品にしていくなければならぬ、というふうな思ひます。

そこでさっきの、地方交付税の分類にすることが果たして今後の検討課題となるかどうか、今度のことで全部がそうなりますから、考えてみる必要があるのではないかと、これは大蔵省からこの点ひとつお答えいただきたい。

○平澤政府委員 今御提案の地方たばこ消費税を地方交付税として地方に交付するということはどうかというお話でございますが、そのポイントは恐らく、そういうことによつて地方の税源配分をより調整するという観点からお話しになっておられると思ひます。

それに対しては、先ほど自治省の方から答弁がございましたように、従来から地方の自治と

いう観点から自主財源を充実するという観点があるかと思ひます。そういう意味でこれにつきまして地方の独立税として認めるのがいいのではないかと、このポイントがあるかと思ひます。

それとももう一つは、先ほど申し上げましたように税源の調整という観点から考えました場合に、先ほどお話がございましたように、たばこ消費税の場合はかなり税源が均等に散っておりまして、そういう意味では既に税そのものの性質として地方の独立財源として望ましい点もあるわけでございます。むしろそれよりも偏在のある税も多々あるわけでございますので、そういう観点から、これにつきましてはやはり地方の独立税として残しておいた方がいいのではないかと、いうふうにも考えられるわけでございます。

しかし、いずれにしても地方の税源をどううまく配分していくかという点は大変重要な点でございますので、そういう点も含めて今後とも検討していくべき課題であるというふうに考えております。

○沢田委員 私が指摘した内容、配分を要するところ、指摘したような要素については否定されたいでしょう。例えば禁煙区間がふえた、あるいはそういうアンバランスがある、あるいは催し物のときの収入がある一定に固定化してしまふ、こういうような配分と購買、こういうもののバランスの上においては若干の矛盾がある。こういうことについては御理解いただけますね。

○平澤政府委員 今おっしゃるような問題があることも事実でございます。

○沢田委員 これからちょっとビストン的に質問していきまますが、ほとんど今までの確認ですから、そのつもりでお答えいただきたいと思ひます。

今回の専売公社の経営形態を改革する理由、二つ、三つぐらいまで簡潔的に言ってみてください。

〔熊川委員長代理退席、委員長着席〕

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。今回の専売公社の経営形態の改革につきましては、御案内のように、開放経済体制に備えて輸入たばこの自由化というのをやろうわけでございまして、その結果として、我が国市場において大変な国際競争が起こるということが十分考えられるわけでございます。そのため、その国際競争に耐えて日本のたばこ産業の健全な発展を図っていくために、今回の経営形態の改革を行うということでございます。

○沢田委員 次、これは民営化をしていくワンス・トップではないか、こういう疑問があります。その点はいかがですか。

○小野(博)政府委員 当委員会におきまして、ただいままでしばしば大臣からも申し上げておりますように、今回の経営形態の変更等につきましては、割高な国産たばこを抱えた現状の中で国際競争に対処していくという観点から、専売公社を特殊会社に変更いたしまして、それに製造独占を与えるのが最善の道であるという判断をしたわけでございまして、民営化へのワンス・トップとして位置づけられていくわけではございません。

○沢田委員 先ほど会計検査院も出ましたが、葉たばこの過剰在庫についての処理方法、これはどのように解決する考えか。

○長岡説明員 なかなか難しい問題でございまして、私も苦慮いたしておりますけれども、一つには、国産葉をできるだけたくさん使った銘柄の開発、これは、最近ではキャスターなどがその例でございます。この方向での検討は現在も続けております。

それからもう一つは、そういう特定の銘柄に限らず、全体についてももう少し国産葉を使い込めないうか、これも現在鋭意検討を進めている段階でございます。

それから三番目に、これは若干赤字を伴いますのでなかなか難しい問題でございますけれども、過剰在庫の葉たばこを葉たばこのまま輸出するということも力を入れておまして、五十七年度に

比べますと五十八年度は、五十七年度が非常に少なくて約二百六十トンぐらゐのものでございまして、五十八年度には二千七百トン近く、十倍以上の輸出ができたこととございします。こういうようなことを積み重ねて、過剰在庫の解消に努力してまいりたいと考へます。

○沢田委員 それから、葉たばこを許可制から契約制に改めたのはどういふねらいか。何をねらいとして契約制に改めたのか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

今回の改革によりまして専売制度が廃止されるわけでございますが、専売制度のもとにおきましては、基本は流通専売であるかもしませんけれども、専売制度の確保と申しますか、そのために葉たばこに至るまですべて専売制度のもとに置かれたわけでございます。そういう意味で、従来葉たばこは、公社による耕作の許可、許可されて収穫されたものについては全量収納という形をとっておったわけでございますけれども、今回専売制度が廃止されることに伴ひまして、専売制度を維持するための手段であった全量収納ということとは必ずしもなじまなくなつたわけでございます。

また一方、たばこの製造原料ということで考えますと、葉たばこもまた一つの商品でございます。原料調達という面から見ますと、売買契約というのが一番素直なあり方であらうかと思ひます。一方、専売制施行当時あるいは戦後の混乱期等におきましては、密造とか、そういうような違反事例もかなり多かつたわけでございますけれども、現時点におきましては密造というようなこととはほとんど絶つております。そういう意味からいたしまして契約制度ということに改めたわけでございます。

○沢田委員 文部省、会計検査院はもう結構です。

それから、会社の最高販売価格について、小売価格ともどもやはり許可権の範疇に含めた、この根拠は何か。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

今回の制度改革におきまして、先ほど申し上げ

ましたように諸般の事情から会社に製造独占を与えることとしたわけでございますけれども、従来の政府関係機関たる専売公社と違ひまして、特殊会社ではございしますけれども商法の原理によつて設立されます株式会社でございます。そういう意味において、独禁法の適用除外というわけにはまいらないわけでございます。独禁法の適用除外にまいらないということは、要するに独占の弊害を除去しなければならぬというわけでございますけれども、今後、改革後におきましては市場における競争が活発に行われることになると思ひますので、万々新しい会社が不当な価格をつけるといふようなことは考えられないわけでありまして、けれども、市場状況のいかんによりましてはそういうことがあり得ないことではない。そういう意味におきまして、蔵出し価格にその最高販売価格を設けたわけでございます。

一方、小売定価につきましては、二十六万人の小売人に対する激変緩和という意味で、全国一律価格という意味での小売定価を設けるわけでございます。

それぞれ認可制をとっておりまして理由は違つておるわけでございますが、それぞれの理由におきまして両方について認可制度をとることとしてゐるわけでございます。

○沢田委員 それは議論がありますが、これは確認だけやつておきますから……。

それから、新会社と関連企業、配送、フィルタ、構内企業、こういうものの関係はどういふふうになるのか。

○長岡説明員 従来どおりの関係を維持してまいりたいと考へております。

○沢田委員 就業規則は、今度はそういう形になるわけで、労働協約その他になるわけでありまして、今まで参考人として述べられた委員長の発言にもありますけれども、従前の労働条件はそれとあり確保されるものと解してよろしいのかどうか。

○長岡説明員 今後労働間で取り決めるものを除きまして、原則として就業規則、労働条件等につ

きましては、現行の条件を維持してまいりたいと考へております。

○沢田委員 これも念のためであります。年金は、先般の国家公務員等共済組合法の改正に伴ひまして、そのときの質問でも確認してありますけれども、現在専売公社に勤務している人、株式会社に移行する人、同時にまた新たに株式会社に採用される人を含めて共済年金の適用を受ける、このように確認してよろしいですか。

○小野(博)政府委員 先生のおっしゃるとおりでございます。

○沢田委員 退職金は、これも会社になれば会社になった就業規則の一部に入るわけでありまして、やはりこれも極めて重要なウエイトを持つてゐるものでありますから、さきの答弁と同じように、従前の慣行、適用をそのまま継続をする、こういうものと解してよろしいですか。

○岡島説明員 新会社に移行いたしますと、従来適用になっておりました国家公務員等退職手当法が不適用になるわけでございますけれども、今度の会社法の附則十三条に年限の通算みたいな規定がございます。そういう精神を踏まえて、今までの条件を維持してまいりたいというふうに考へております。

○沢田委員 続いて、寮とかあるいは医療機関もありませんけれども、そういうものの厚生施設等は、それぞれ公社の財産がそのまま引き継がれて株式会社に行き、また同時に、その利用も従前とおりの利用の許容を与える、こういうふうに解してよろしいですか。

○岡島説明員 ただいま先生が言われたとおりでございます。

○沢田委員 続いて、今度は労災の関係、失業保険、そういうようなものが適用されるということになるわけでありまして、これは後で財政の問題で若干新たな負担増というものになるわけでありまして、従来の公務員のいわゆる災害補償法とい

りますけれども、そういうふうに解してよろしいですか。

○岡島説明員 まず労災でございますが、現在は公社におきましては労働協約で定めております。今後は労災保険法と共済組合法が適用になりますけれども、現在の体系の若干のここがございしますが、補償体系の全体のバランスを考慮しながら、労災保険法を踏まえて協約を労働間で協議してつづけてまいりたいということと考へております。

○沢田委員 なお念のためなんですけれども、労災法は判例が非常にたくさんあります。公務員の場合に適用しても民間の場合に適用しない場合、それから民間の場合に適用しても公務員の場合に適用しない場合等が従来の判例として存在しております。例えば通勤途上の問題とか、あるいは通勤途上で一回おりてからまた乗った場合とか、あるいはちよつと寄り道の場合のケースであるとか、そういうようなことが通常の通勤経路を通らなければだめであるとかという微妙な判例の差があるものであります。そういうようなことについては、まあ判例になつてしまつていればこれは法律です。何ともしないが従前の慣行が継承される、判例の場合はその判例による、こういうことになると思ひますが、そのとおり解してよろしいですか。

○岡島説明員 ただいま先生の言われたとおりになると思つております。

○沢田委員 続いて、今度は労働組合法が適用されるわけでありまして、そこで今度はスト権もあればいわゆる罷業権もある。これは、事といううことを期待する者は——そういうことが起きてはいけないと思ふのであります。起きたならば、それをいひぞ、幸いとしてまた公社という問題も起きてくるでございまして、市場から全部たばこがなくなつて行列するなんという状態が起きるほど、こんなことは起きないだらうと思ひますけれども、この労使関係の正常化、健全化、そ

れから信頼感、こういうものに対しては今後も継続発展をさせる立場で当局も臨む、こういうふう

に解してよろしいですか。
○長岡説明員 従来も、公社制度のもとにおきましても、例えば工場の再配置とかその他合理化の問題につきましても労使間で十分に話し合いをしな

ながら今日にまで至っております。この関係は今後とも当然維持してまいりたいというふうに考えております。
○沢田委員 確認の事項は大体以上であります

が、なお一つ、労使関係の問題で、賞罰が変わってくるんだらう、一番変わるの。今までは、言

うならば国家公務員の延長として、公社のために寄与し、もうかるものから別として公共性を維持発展をさせる、こういう立場で、忠実な職員をもつてよとした。しかしこれからは、奇想

な発想をしたり、こうやったらもうかるというふうなことを考へたり、あるいは人が言わぬでもせつと販売に歩いたり、昔で言うわらじ履きの販売をする人も出てくるでしょう。今で言えればそれはごますりな

という言葉で本当にごまかされてしまふ。しかし今度は売らんかなということになれば、そういう熱心な職員も出てくるだろうと思

ういうこともあるだろうと思ふのでありますが、その点はいかがですか。
○岡島説明員 まず若干の法律の側面からちよ

っと申し上げさせていただきますと、公社職員の賞罰でございますが、まず罰の方から先に申し上げて恐縮でございますが、公社職員の懲戒ござ

いますと公社法の二十四条がございまして、それからさらに労基法八十九条の規定に従いまして、就業規則において規定をしておりますのでござ

います。新会社移行になりますと、まず公社法は当然なくなるわけでございしますが、企業内の秩序を維持するということ、あるいはその就業規則に違反する

というふうな行為が全くないとは言えませんが、そういうことに對しまして懲戒を規定する

ということはやっぱり必要かと思つております。それから表彰の方でございしますが、これは職員のモラルの向上というところで現在もこの規定があるわけでござい

ます。今先生言われましたように、積極的に経営能率の増進を図るというところで、現在の考へ方につきましては現在詰めた考へをして

いるわけでございせんけれども、新会社になりますと、会社の方で今以上に経営のあり

方について職員がみんな考えていくということになりますと、おのずとその運用の仕方にも違

が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違

が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違

が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違

が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違

が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違

出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違

出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違

出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違

出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違

出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違

出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違

出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違が出てくるのではないかと、おのずとその運用の仕方にも違

いただいたわけでございますので、一応立案者といたしまして私の方からお答え申し上げます。

現行法の十七条におきましては「公社の役員及び職員並びにこれらであつた者は、その職務に關して知つた秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない」という規定があるわけでございますけれども、これはまさに、役員もしくは職員であつた者につきましては、その役員もしくは職員の身分を離れた後においてもこの十七条の規定は働いてゐるわけでございます、十七条が生きてゐる限りにおきまして。

今回の法律改正によりまして、十七条は廃止になるわけでございますので、そうすると、その公社の役員及び職員であつた者が、その職員であつた時点においてこの十七条に違反した場合の問題をどうするかということが生ずるわけでございます。そこで附則の二十二条におきまして、旧法の廃止後においても公社の職員または役員であつた者がその役員または職員であつた時代に、その職務に關して知つた秘密を漏らした場合は旧法十七条の規定がそのまま生きて適用されるよという意味で、この規定を設けてあるわけでございます。

○沢田委員 せっかく答弁していただいたのですが、今のうち旧法十七条もひもとけば出てきますよ。あと五年なり七年たつたら、旧法十七条を見つければ大騒ぎですよ。だから、それだつたら、何も漏らしてはならないとか窃用してはならないと入れたからといってちつとも問題はない。新法で堂々とそれで生かして、法律としては生かしていきけるわけですよ。わざわざ旧法十七条という難しいものを持ってきて、旧法はなくなつてしまつてゐるのに、今度旧法を探さなければ十七条の中身はわからない、こういう事態になつてしまふんです。

だからこれは、後にもそのようなものが若干出てきますけれども、私がここでどうだとは言わないですが、できればよく自民党とも相談してもらいます、わざわざここでは旧法十七条を何も入れる必要はないんじゃないか。漏らしてはならな

いあるいは窃用してはならないとそのまま続けければ、字数はそれほど変わりはないんじゃないかというところで、これは答弁はもういいですよ。答弁はいいいですけれども、もし何か修正したいものがあるれば、その機会は改めた方がいいんじゃないのかという気がしますから、これは意見だけ述べさせていただきます。どうしても答弁したいのならしてください。

○小野澤 政府委員 申しわけございません。ちよつと補足させていただきますのでございます。公社の方からも御答弁がございましたように、企業秘密をどうするかという問題はむしろ会社独自で御判断いただくべきものだと考えております。したがひまして、その本法の方には、塩事業については別でございますが、たゞこについては守秘義務の規定は設けておりません。したがひまして、この附則の二十二条の規定は、あくまでも公社時代の守秘義務をそのまま公社時代に犯した者について承継するというための規定でございますので、やはりこの場合は現行法の十七条の規定を引かざるを得ないというふうに考えております。

○沢田委員 そう言われるとまた……これは附則第二十二條でわざわざ「職員であつた者」と過去形が使われて、過去において役員であつた者、過去において職員であつた者もここで包含してゐるんですよ。前の文章は「並びにこれらであつた者」と、こうわざわざ重複して書いてあつた。これは重複だから削除をしたんだと思ふのです。さもなければ、「並びにこれらであつた者」の「あつた」という言葉をわざわざ削つたのは、ここで十分「職員であつた者」の中に、過去に役員なり職員であつた者も含まれる、こういう解釈がスタートにあつた。それで、あとは言葉は全部同じなんです。だからあとは、漏らしてはならないとか窃用してはならないとかいう言葉だけがくつづけば、ちつともこれは法律としては変わりはないわけですよ。

これで余り時間をとつてもしようがないので

すけれども、ただ将来になつて、旧法十七条だなんて、今度は職員が株式会社法を見ても、旧法の十七条だなんというのははてさて何だつたつけないというよりは、親切に、漏らしてはならない、窃用してはならないと、わずかそれだけの字句を入れただけなんですから、それで十分に事足りたと思ふのです。わざわざ旧法十七条を持ち出さなくたつて、威嚇を重んじたのかもしれぬし、あるいはおどかすためにこう書いたのかわかりませんが、けれども、私から見ればこれはやはり素直にいつてよかつたのではないのかという気がいたします。これは答弁要らないということにしておきます。だけれども、よく後で検討していただければ幸いです。

続いて、大臣はいなくなつたのでありますが、これは法務省の方にお伺いをいたします。株式会社法でいきますと七人の発起人が必要ですね。そして同時に、発起人は書面によつてその株を引き受ける、こういう書類を提出しなければならぬことが商法で規定されております。その点はどつちのうに解釈されておるのですか。

○大出政府委員 お答えを申し上げます。ただいまの御質問の趣旨は、商法によれば設立の際には七人以上ということになつてゐるはずではないか、にもかかわらずここでは一人会社というやうな形になるわけで、その辺をどういうふうにか考へるのか、こういう御趣旨として承つたわけでありませう。

これは先生十分御承知のところでありませうけれども、商法の百六十五條なりあるいは百六十九條におきましては、発起人が七人以上であるということあるいは株主が七人以上であるということが規定されておるわけでありませう。そういう考えからいたしますと、商法の建前からいたしますと株式会社は複数の者によつて構成をされる、これが一應基本的な前提となつておるというのはおっしゃるとおりであらうかと思ひます。

今度の改正法案におきまして公社の経営形態が今度は株式会社という経営形態に形が変わるわけでありませうが、その際に、その経営形態の変更に伴ひまして従来公社が持つておりましたところの財産というものを出資をいたしまして、そしてそのういふ形でもって新しい株式会社の形態をつくり、こつちのういふことになつておるわけでありませう。そこで、結果といたしましては、設立時点におきましては一人株主の会社というやうな姿になるわけでありますが、この点につきましては、商法の先ほどの条項に対しては特例的な定めをしたというふうに理解をいたしておるわけでありませう。

○沢田委員 普通、六法というのは我々は国民生活の中でいわゆる憲法に次ぐ一つの規範、基本になつてゐるわけですね。その中にさらに特例をつくりつていくという発想は、それが二分の一、三分の二であらうが、これからだんだん二分の一までいくわけですから、それなのに、今スタートするときにはいわゆる商法の方を曲げてまでしてつくらなければならぬ必要性が果たして存在するののか。商法なら商法、民法なら民法、刑法なら刑法という基本法を曲げてまであえてつくらなければならぬ必要性があるいは緊急性、重要性、ウエイトが果たして存在するののか。私は、存在しない、七人なら七人にしていんじゃないかと思ふ。なぜ一人にしなればならぬか。それはどうせ政府の大臣以下、それ以外の人がなるのでしようけれども、七人にしたらいいじゃないですか。それをわざわざ法を曲げて一人にしていくということは、作為なき作爲だというふうにさへ思へる。

しかも、もしそういうことが前例として許されるところならば、一人法人というものは一般にも認められるということにもなり得る。大工さんであらうと、八百屋さんであらうと、あるいは魚屋さんであらうと、そうならば百万円から百万円出して一人で法人をつくりました、これはそういう前例をつくるということにもなるわけでありませう。これはだれがなるか、まだ株主の一人の名前を聞いてないからわかりませんが、そういう

う前例をつくることが果たしていいものかどうか、法制局の方ではそういうことについて何も疑問を持たなかったのかどうか、あるいはそういう前例をつくるのがそういうものへ波及するとは考えなかったのかどうか、また、これはそのとおりにした場合には片一方は違法になるのかならないのか、その点ひとつお答えいただきたいと思ひます。

○大出政府委員 お答えを申し上げます。

今回の日本たばこ産業株式会社法案におきましては、従来の公社の経営形態というものを變更して、株式会社という経営形態に変えるということをおの法律によつて定めようというふうに考えておるわけであります。商法に對しまして、まずこの法律が特例法という形で働いてくるということにその限りではなるわけであります。そこで、一般の商法の形からいいますと、複数の者によつて構成をされるというのが株式会社一般の姿であるのは先生御指摘のとおりでございます。そういう意味では、一人会社を設立するというのにはある意味では形の違つた、非常に特例的な姿であるということはいふまでもないわけであります。

ただ、今回の場合に、まず公社の財産というものを出資をするという形でもって新しい会社を設立をするということが第一点であります。そしてその場合におきましては、設立の際に必ずしも民間の出資というものをここでは当面は考えていないというふうな事情もあるわけであります。そういうことで、ここではその移行につきまして、商法の特例的な姿になりますが、一人会社という形にいたしましたことでもあります。

そういう姿が商法の理屈からいって非常に理に合わない形のものであるかどうかという点でございますが、この新法人は設立の際には政府全額出資という形でいわゆる一人会社という形をとるわけでありまして、その後におきましてはこれは政府以外の出資を排除するものではないし、あるいは政府が保有をしているところの株式も譲渡の可能性というものはあるという形になってい

るわけであります。それから、商法が株式会社の設立の際に複数の出資者を一定予定をいたしておるわけでありまして、その趣旨というのは、株式会社を設立する際にその設立の確実性というものを確保するということにそのねらいといひますか趣旨があるように思ふわけであります。もしそうであるといひますと、この新法人につきましましては法律によつて設立手続が進められる、設立委員も任命をされて進められるというような形になりますので、商法の趣旨にもとらうような形のものではないであらう、こういうふうな理解をいたしまして、今回の法案を取りまとめたという次第であります。

○沢田委員 それにしてもやはりおかしい点は残ります。たとへば一つ譲つたとしても、なぜ百六十五條、百六十九條は適用しないと書かなかったのですかね。百六十五條、株式会社の設立については七人以上の発起人を必要としますよ、百六十九條は、発起人は書面によりその株式を引き受ける、こういう証文といひますか書類を提出しなければならぬ、こういうことになる。だったら、当然この附則第十一條の中に、百六十五條、百六十九條も適用しない、こういうふうな書かなければ一貫しないんじゃないのですか。

今あなたのおっしゃつた語尾も、後で速記録を見なければわからぬが、やはり説明としてもどうもあいまいですね。一人法人というものを認めたのが特別にこういう法律だったからいんだというところをもつて、一人法人というものが許されるという根拠には薄弱だと思ふのです。法律的にもちよつと整合性がない、こういうふうな思ふざるを得ない。わざわざ附則十一條には、「現物出資ハ発起人ニ限リ之ヲ為スコトヲ得」というところには「適用しない」と入れてある。それから定款の認証も必要ないですよ、「適用しない」と書いてある。わざわざその二つは法を外してある。ところが、今言つたものは全然外してない。七人以上はやはり商法が厳然として生きてゐる。しかも、発起人がそれは買ひ受けるということをしな

ければならぬということも商法でちゃんと規定している。その部分は除外してなくて、そつちの余計なものだけ――余計なものじゃないけれども、片方を除外しておくということだけでは今の答弁にはならぬ。この皆さんも恐らく、これでは法律的な体系としても整つていない、こういうことになるのじゃないかと思ふのです。まだ答弁しますか。

○大出政府委員 お答えを申し上げます。

今回の株式会社法案の附則六條というところがございまして、ここでもいふゆる出資に関する規定が書かれておるわけでありまして、この六條におきましては、その財産の全部を公社が出資をする、こういうふうな書かれておるわけでありまして、したがって、設立段階におきましては、これは出資をする者はいふゆるたつた一人であるという形になっておるわけでありまして、それからもう一つは、この附則の第二條というところでもございまして、ここでは大蔵大臣が設立委員を命じて、この設立委員に会社の設立に関する発起人の職務を行わせる、こういう規定を設けておるわけでありまして、

これらの規定によりまして、一般の会社の設立手続と異なりまして、この会社法案におけるこの附則の各般の規定によつて設立手続が進められていくというふうな形になっておるわけでありまして、そういう形でもって商法の一般的手続規定というもののついでの特例を定めておるといふふうに御理解を賜りたいと思ふわけでありまして、

○沢田委員 理解できないんだね。これは、いろいろなことを言つたが、とにかく一人法人を認めたい。では続いて、二百四十四條にある議事録の提出、これは株主総会を一人きりで、議長をやつたり向こうへ行つて手を挙げたりしなければどうにもならない。どうやって商法で定めた議事録をつくるつもりなのですか。

○大出政府委員 お答えを申し上げます。今、株式会社法の総会の議事録の作成等のことに

ついでのお話であつたと思ひますが、これは先生御承知のように、株式会社につきましては設立におきましては七人以上の発起人というものを要するということになっておるわけでありまして、設立された後におきまして、その過程におきまして、株主が株式の売買等によりまして一人になるというふうな場合にいわゆる一人株主というものが会社としてあり得るかどうかということにつきましては、先生御承知のところでありまして、最も最高裁の判例によつても認められておるところであります。そして、その最高裁の判例の中におきましては、そうすると株主が一人であればその總會は一体どうするのだというふうなことにしても触れておるわけでありまして、最高裁の判例によりまして、その場合には總會は一人でもこれをなし得るという形で理解をしていいのだというふうな趣旨が示されておるわけでありまして、考え方としては、そのような考え方運用されていくということにならうかと思ひます。

○沢田委員 刀の刃渡りじゃないですけれども、そういうふうな疑問があるようなものをこうやつてつづつてきて審議していくということ、何もこんな無理して一人法人にして、これだけの日本たばこ産業株式会社がそんなみみづちい方法で会社をつくる必要はなかったのじゃないか。それだったら、もっと堂々と商法に準じて、少し先を読めばもう社長も皆決まるわけですから、株主も決まるんでしょ、これは一人にするか大臣の名前を七人並べるか、そのことは別としても、それは方法としては可能なんですから。どこかその株を持つて逃げていってしまう大臣がいるのだったらこれはまた話は別だけれども、持つて逃げたつてこれは有効じゃないんですから、心配はない。そういうことを考えると、商法の適用条文にもう少し忠実な方向で法律というのはつくられてしかるべきではなかったのか。もうこれは要らないですよ。百六十五條も百六十九條も除外規定をつくらずに置いておいて、そのまゝ一方で無視して

いく、こういうことですから、結果的にはこの株式会社は一人法人としてスタートすることの可能性といえますが、そういうことができるという条件を改めてここで確認をしたということが法律の大きな長所だった、とんでもないところが長所になったということが言えるようですから、それはそのとおり確認して、次に私は進んでまいります。もし異論があったら後で答弁してください。

続いて、がらりと変わりますけれども、経理関係についてお伺いをするわけでありまして、一応五十九年度で試算表を見ますと、こういうふうに見ておるのですが、ひとつ聞いてみていただきたいと思ひます。

今、葉たばこの在庫一兆二千三百二十五億、固定資産四千二百七十二億、土地が八百四十一億、建物が七千八百八十三億、それから投資が百三十億、それから無形のいわゆる固定資産が百五十八億ということと、同時に四千八百五十七億の現金預金を持つておる、こういう形になっております。これを分けますと、一兆二千億の一般的な固定資産、それから葉たばこの一兆二千三百二十五億のいわゆる棚卸資産、それから四千八百五十七億のいわゆる現金預金、そして三千七百五十二億の減価償却はあえてこれから外しました。これは言うならば、資産勘定から一方の方に移して、これは減価償却ですから一応別に扱いました。

今度支出の方を損益で見ますと、国の納付金が九千八百五十五億、それから地方の消費税が八千五百七十七億、これを合わせますと一兆八千三百六十二億ということになる。人件費は二千二百三十七億、そして材料製造費が二千二百三十六億、そして葉たばこが四千三百三十六億、これは購入費ですね。そうすると、これで大体八千億ということになります。

塩の方は一千四百七十七億と九百四十億ですから、これは大体とんとんというふうに考えます。病院の方も六十億が収入で三百三十億ですから、これも余り大きな違いがないと見ました。

そういうふうに見ていきますと、結果的に三兆

円の総資産になる。そして支出されるものの合計というものは、一兆八千億に八千億を加えるから二兆六千億。二兆六千億に細かいのがあるのがありますが、細かいもので大体二千億、こういう勘定をしてそれに三千七百五十二億の減価償却をするとなれば大体二兆六千億くらいの数字になってくる。そうしますと、この後どういう現象が出てくるかというと、結果的には棚卸資産の一兆二千三百二十五億が、こうつじつまを合わせていきますと合計して三千億くらいの利益という事になってくる。これ以外に退職引当金があるりますね。それから地方税の引当金というものが出てくるわけでありまして、それを計算しますと大体一千五百億くらいですか。さっき一千五百億くらいが残ってその四〇％六百億くらいを法人税として納入する。若干大ざっぱな試算であります。五十九年度の予算から見るとそういう形になる。

五十九年度の予算から会社へ行く、五十九年度の決算から会社へ行くといった方がいいのかもしれないですが、五十八年度から行くとなればいいのですが、私は五十九年度の数字を使つて大体仮決算をしてみた。そうしてみると、こういう形になるが、果たしてその形がどういふものなのかということについてお伺いをしたい。

若干細かい数字の羅列になりましたけれども、これを質問するんだぞと言ったんだから、あなたの方だつて試算表ぐらいつくつて出してもらいたいというふうな思つてゐるわけですから、それをあえて私の方で申し上げた、こういうことです。

○遠藤説明員 お答え申し上げます。

新しい制度におきます財務をどう見通すかという問題につきましては、先般にもこの委員会でご説明申し上げましたけれども、輸入品のシェア等にかかわります全体の販売規模、言いかえしますと企業規模、それから耕作面積の問題を今後どうしていくか、さらには今鋭意検討しております合理化計画等をどう実施していくかというふうないろいろな要因がございまして、これを見通すことが大

変難しい状況にはございます。

それで、今先生御指摘がございましたのですが、確かに新しい制度下におきまして、例えば印紙税等の諸税とか、あるいは法定福利費等の新たな負担、さらには消費税制度に納付金制度から変わるということ等に伴ひましたの利子負担等経営財務を見通していく上で今考えられます新たに負担になってくるような要素については、私どもも若干その辺を勉強はいたしてきております。そこで、この辺を御理解いただく意味におきまして、五十八年の決算ベースでの利益を一応前提にいたしまして、諸税等そういうふうなものが仮に五十八年決算ベースの利益をもとにして見た場合にどうなるかというふうな点について御説明させていただきます。ただ、よくない点について御説明させていただきます。

五十八年の決算におきます利益は八百七十億円出ておるわけでございます。ただ、先ほど申しましたように会社化に伴ひましたの印紙税等諸税の負担、それに法定福利費というのを含めますと約百億円くらいの新しい負担が出るのではないかと、それから利子負担といたしましてはおよそ百億円くらいの負担がまたふえるのではないかと、こういう一応考えられますので、この八百七十億から今申しました二百億を引きますと六百七十億というふうな数字が一応出てまいります。

これに對しましていわゆる法人税、事業税等利益に対する課税がかけられるということと、その辺も一応概算してみますと、三百七十億くらいの利益に対する課税というものが考えられるんじゃないかと。そういたしますと、今申しました試算でございまして、いわゆる会社の純利益というふうに見られますものは、この三百億から配当を引いたものというふうな考えられるわけでございます。

ただ、配当につきましても、資本金等との関係でどういふ配当政策をとるかというところで未確定なものがございますので、いわゆる税引き後の利益というふうなことで五十八決算ベースをもとに

して見てみますと、三百億円程度が一応試算上考えられる、こういうふうな状況にございます。

○沢田委員 これは一つづつ確認していかねばならないですが、百億円の支払い利子の増というところでありますが、この貸借対照表の中に、損益計算も含めてですが、借入金はどこにも載っていないですね。これはどこに載っているのかなというふうに思ふのです。これは五十八年度じゃなく五十九年度を持ってきてしまったんですが……。

○遠藤説明員 お答え申し上げます。

現在の制度のもとにおきましては専売納付金を納めます際に借入金の必要が生じておるわけでございますけれども、その後の収入からこの借入金を返済していくというふうなことで、通常のペースで申し上げますと、十月ないし十二月くらいにこの辺の借入金を返済できるというふうな状況にございます。

ただ、私、先ほど百億円くらいの利子の負担を一応考える必要があるのではないかと、こういうこととお話し申し上げましたのは、納付金制度から消費税制度に変わりますと、移行年度について考えます場合は前年度の専売納付金を納めると同時に、新しく消費税に変わりました結果、消費税も納めてまいるというところで、大変ラフに申しますと、移行初年度につきましては現行納付金の約倍のものを納めるといふふうなことが出てまいります。でございます。ただ、税制上の経過措置といたしまして、一般的には今月売り上げたものにつきまして翌月消費税を払うというところでございすけれども、移行初年度につきまして二回、翌年二回、三年目には四回というふうな納付に關する経過措置も講じていたことはございす。

しかしながら、今の制度下におきまして年度途中で返済できるというふうになっておりますものが、新しい制度になりますと、そういう税制の変更等によりまして年間を通していわば根雪的に資金をかなり長期的に借り入れていかなければいけない、こういうふうなことをいろいろ考えていきますと、百億円程度の利子負担は新しい制

度に移行した場合には考えておかねばならぬのではないか、こういう意味で御説明を申し上げた次第であります。

○沢田委員 一兆八千億くらいをもし一時借り入れをしたと仮定をするならばということを前提としたのでしようけれども、じゃ一つ確認しておきます。

五十九年度の予算書はありますね。——そうすると、四千八百五十七億が五十九年度における当座資産であることは間違いないですね。それから一兆二千三百二十五億が棚卸資産であることは間違いないですね。それからさつき申し上げた固定資産四千二百七十二億、土地が八百四十一億、建物が七千八百八十三億、それから投資が百三十億、無形資産が百五十八億、これで合わせて総トータルが大体一兆二千億になる。——そこが違うのですか。だけれども、それは減価償却を入れてないですよ、三千七百五十二億は。大体目の子勘定でそうなるでしょう。四千億と七千億で一兆一千億ですから、それに二百億、八百億、百八十、百三十、百五十八ですから。そのぐらい暗算でいい。

○岡島説明員 大変細かい数字でございましたが、今先生の申し上げたのは、減価償却費を両建てで引いているか、それともネットにしておるかということと、数字が合わないから、たぶんそこがございまして、（沢田委員「だからそれは別だと言っているじゃないか」と呼ぶ）どうも失礼いたしました。ちょっと向こうで数字を把握しておりますので大変失礼をいたしました。当座資産は四千八百五十七億、棚卸資産一兆二千三百二十五億、固定資産四千二百八十八億、無形資産百五十八億ということで、合っております。

○沢田委員 減価償却をなぜ——普通の、一般的にいくと減価償却は蔵出というか損金に入れる、いわゆる経費で落とすわけですね。今言っているのは財産を言っているわけですね。減価償却は、今度は例えばここの分で落とせる分は落とすということですね。経費で落とす分は落とすということですから、その分は一応外したのです。それはどう

う解釈するか、別問題もありませんけれども、一応減価償却は資産勘定には入れなかった、こういうことなんです。

それで、今度は一般の経費を見た。これも五十九年度予算でいくと、一兆八千三百六十二億が納付金と消費税ということになるでしょう。大体そうなんですよ。九千八百と八千五百ですから丸くするとそうなりますね。それから葉たばこの関係で四千三百三十六億ですね。そうですね。（岡島説明員「ちょっとお待ちください。その数字を今確認します。」と呼ぶ）次のページにあるのですよ。支出の項目別支出、「給与其他」のところにある。——じゃ、いいです、時間の関係もありますから。

ただ、これから株式会社ができただけの場合、どういう税金を納め、どういう程度の税金になり、経営状態になるか。今のところでは私が見ても二、三千億の黒字になっていきそうですが、ただし、私は二年でそれは消えると思うのです。二年で消えた場合に、今度収支をどう償っていくかという課題に達する。そうすると、何を削るかという問題に数字の上でぶつかってくる。一般的に言うところ、民間企業でいけば勘定合って足りる。この葉たばこが一兆二千億もあったら、たばこで物納するわけにはいかないですから、結果的には勘定合って足りず、こういう現象が起きてくる。こういうことで、恐らく二年後にはそういう事態になって、借入金をしていくわけを納めなければならぬという状態になる。しかも、その借入金にはまた改めて利息をつけ加える、こういうことになりまして、いや応なしに経営の改善が迫られていくであろう。こういう数字を実は申し上げたわけでありまして。

皆さんの方でも出してきたいたいたにも、登録免許税と印紙税を含めて約二十億、それから地方税が約六十億、それから法人税、地方税、法定福利が約二十億、これはさつき申し上げた労災。配当は、大蔵大臣がなるのか総理大臣がなるのか株主一人、自分で配当を決めるわけですから、幾

ら配当するか、これはわかりませんが、そういう形になる。それが、じゃ見ていったからといって今言った数字は私には変わりはないだろうと思います。

以上でこの問題は、私は問題がありますよというところで、先の見通しは大変厳しくシビアに見なすと計算上は大変な計算になるということだけ指摘をして、きょうはこれで終わりにしておきます。また次にやるときがあるでしょうから。

それから、ひとつこれは大蔵大臣にお願いをするわけですが、これも確認事項なのであります。監督権、それから許可権、いろいろ大蔵大臣の持っている権限は極めて多岐にわたっているわけですね。役員の人事を初めとして、極端な言葉でいけば大蔵大臣のワンマン会社、こう言ってもいいくらいに権能を持っている。ですから、よほどこの法律上持っている権限——竹下さんがどうこうというところじゃなくて、大蔵大臣になった人の持つ権限というものがやはり善用されていくという保証をつくらなければいけないと思うのです。竹下さんがそのまますと永久にやっていると。竹下さんではないので、違った大臣になれば違った物の発想が生まれてくる可能性もある。そういうふうな、昔の官選知事みたいになってしまっても困ってしまう。大蔵大臣があんなやろうはだめだなんて言ったら役員はすぐにやめさせて交代できる、こういうことがこの法律上では可能になっていくわけですね。

ですから、私がここで確認をしておきたいことは、これは何とか、委員会の方法じゃなくて、決議でもしておきたいのですが、政府の干渉、介入というものは一定のルールの中で行われること、そういうことをきちんと確認しておかないと、この法律では余りにも大蔵大臣の権限が強過ぎる。ですから、たちの悪いのがなれたら、もう専断公社どうにもならない。息の根をとめられてしまう。自殺でもするような人が出てきてしまうかもしれない。本当に、片方が善人であるという前提でつづられている法律なんです。しかし、必ず

しも私は長いこの後を續いて見ていった場合にそうは続いていかないだろう、そういうふうに思いますので、大蔵大臣にこの際は、若干行き過ぎたとしても、政府の干渉、介入あるいは支配、そういうものについてはより慎重に、より十分に意見を聞きながら、いわゆるわがままな言い分はあれですが、行き過ぎのない指導、監督を行う、この程度の確認はやはりぜひしておいていただきたい、こういうふうに思うのです。

○竹下国務大臣 この法律をつくらますに際して、私どもがやはり一番念頭に置きました一つとしては、経営の自主性がどうして担保されるか、こういうことであります。しかしながら、このいわゆる製造独占を与えるたばこ産業株式会社というものでございまして、それには従来の特殊法人というもので見て、一番この干渉の度合いとでも申しますか、いささか政治的表現になりますが、そういうものと対比して、少なくとも緩やかなものにならなければならぬという考え方の上に立ってこの法律そのものを作成をいたしましたわけでありまして。

そこで、この運用面、問題は、今、まあ人によるというお話がございましたが、法律というのは、一たん法律になりますとひとり歩きもいたします。そして、その衝に当たる者の考え方というものが全く左右しないものではないということとは間々指摘のあるところでもあります。したがって、例えて申しますならば、いわゆる事業計画、これは大蔵大臣認可になっておる。が、これに対して、予算で見れば、今は国会議決であります。が、事業計画の添付書類というふうにする、また資金計画等についても予算の添付書類、これは事業計画の添付書類というふうにとどめていくというふうなことは、大筋私どもがいわゆる経営の自主性を最大限に發揮することができるようになったという考え方に基づいた一つのあり方でありまして、今後最終的にやはりあるいは本院における一問一答の中で、そしてこの法律が成立した後これに対して定款とかいろいろな内規とかつくられ

るでありましようが、その際の姿勢について、一問一答等で可能な限りの自主性が発揮できるような形のものがあるいは速記録にとどめるのも一つの考え方ではないかというふうに私は思っております。

○沢田委員 今急にこゝで言うてそういう危惧が全部解消できるような確認をしていくということも大変なことだと思ふのですが、一回ぜひ、これは我々もやってみますが、調査室でも結構ですが、大蔵大臣の持つ権限をずっと列記してみても表にしてみてもいいのです。そしてそのことによつてくるどこにどういう調整機関をしたらいいか、これと与党の人もぜひ今後のこともありますから考へて、対応に過ちなきを期していただきたい、こういうふうに思ふわけでありませう。

それから、先般総裁は喫煙具その他などについても民営企業の圧迫は避けたい、そういう答弁をなされました。私は、民営になつたら大いにきりぎりのところまでやはり努力してやっていくということをしなれば、国鉄の二の舞になつてしまふと思ふのです。ですから、タールをなくす喫煙具をつくつてみたり、あるいはいろいろなものを考えながらやはり製造までいく、市販もするといふふうに、事たばこが直接、間接を問わず関係するもの、関係しないもの、そういうものを問わずして企業進出を考へていかないと、さっきの私の計算では二年ぐらい先には本当にどうにもならなくなつてしまふような心配をしている一人なんでありませう。そのくらの気力を持っていきませんと恐らく財政がもたないんじゃないかという心配もしております。この間の発言を取り消せといふことまでは言いませんけれども、とにかくそのくらの気持ちで事業の拡大を図る、それに必要ならば法律改正を今のうちにやっておく。法律改正といふか、法律を今のうちに修正して事業ができるようにする。そしてもっと伸び伸びとした——優秀な人が集まつてゐるのですから、その優秀さをこんな狭い社会だけで使われたんじや、第一給料がもつたいいですよ。もっとより

広範な分野で大いに活躍してもらいながらそれを伸ばしてもらふ、こういう必要性が私はあると思ふのです。ですから、総裁にその点を要望しながらお答えいただければありがたいと思ひます。

○長岡説明員 御指摘のとおり、新会社が発足をいたしました後は大変に厳しい競争関係に置かれるわけでございますから、新会社といたしましては業務範囲の拡大もその事情の許す限り広く認めていただいて、あらゆる方面で企業努力を払つてまいりませんと、やはり企業の存立にもかかわるような事態になりかねない問題だと思つております。

そういう意味で、私はその新しくお認めいただいた事業については全力を挙げなければならぬといふことはそのつもりでおるわけでございますが、この前のお答で申し上げましたのは、何と申しまして、やはり株式会社組織になりましてまたばこの製造独占を行う大きな独占企業体でございますから、その独占企業体がその大きな力で何でもできる、それが民業を圧迫するといふことであつてはいけません。その辺におのずから限度があるのではなからうかといふことを申したつもりでございます。

例えば喫煙具等の問題につきましては、これはやはり私もいろいろと知恵を絞りましたして新しい喫煙具をつくり販売したりすることは、これは民間との競争関係はございますけれども、そういうものが即民業圧迫だといふような考えはございせん。できる限り範囲を広げていただきたしまして、その認めていただいた範囲内においては最大限に企業努力を払つてまいらなければならぬといふふうに考へております。

○沢田委員 この第五条の第二項で、事業の範囲も大蔵大臣の認可なんでありませう。大蔵大臣が認可しなければこの附帯事業もできないといふことになつてゐますから、本当に生かすも殺すも大蔵大臣が持つておるといふことで、参考のためですからちよつと考へておきますが、大蔵大臣も、後の質問者のためにもしておかなければならぬ。

第七条には「取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。」これも一つの大きな権限です。それから九条は「営業年度の事業計画を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。」それから十條は財務諸表を「大蔵大臣に提出しなければならぬ。」それから十一條も重要な財産の譲渡等は「大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。」そして十二條に「会社は、大蔵大臣がこの法律及びたばこ事業法の定めるところに従ひ監督する。」また第十三條は大蔵大臣は報告及び検査の権限を持つ。そして後はずっと罰則であります。十八條まで罰則ですね。

その後は附則に入ります。第二條は「大蔵大臣は、設立委員を命じて、会社の設立に關して發起人の職務を行わせる。」こういうふうに附則の第二條に載つております。あとずっといつても大蔵大臣が持つてゐる権限というのは非常に大きいのであります。そういうような立場で私は附則の後の方で商法上の問題を指摘をした、こういうことでありますから、そういう意味においてこの一人法人の問題についてはお疑問の点があります。その点はひとつ改めて後で考へていただくよう強く求めるものであります。

それから續いて、通産省来ていただいてありますが、さっきも申し上げたように、これからはアメリカは日本のたばこの開放というものを極めて強く求めてくるだらうと思ふのであります。現状どうですか。現状について御報告をいただきたいと思ふのです。

○斎藤説明員 貿易摩擦問題につきましては、一般的な考へ方を少し説明させていただきますと、我が国の農業、それからその他国内産業の健全な発展を図ることが政府の重要な責務でございませう。この点を十分認識してやる必要があると存じております。しかし、一面におきましては、対外摩擦の解消を図っていくことも政府の外交上の重要な責務でございませう。すなわち、我が国としましては、調和ある国際経済関係を実現し、自

由貿易体制を維持発展させるということが求められております。

通産省としましては、貿易摩擦問題につきましてはこの両者を極力調和的な形で解決していかなければならぬと考へておまして、たばこの問題等につきましても同様な考へ方していきたいと思ひます。

現に具体的にどういふ要求があるかにつきましては、むしろ大蔵省の方が御存じかと思ひますので、恐縮でございますが……。

○沢田委員 じゃ、大蔵省からひとつ経過を……。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。たばこをめぐる貿易摩擦の状況でございますけれども、たばこに關する外国の要求と申しますのは、基本的には資本の自由化であるとかあるいは関税の撤廃とかいう完全自由化という点にあるかと思ひます。その点で、諸外国が今次改革を含む我が国の市場開放措置に完全に満足をしておるといふわけではないといふのは一つの事実であらうと思ひます。

しかしながら、近年において我が国が関税の引き下げ、御存じのようにかつて九〇％であつたものを二〇％相当まで下げてきたわけでございますが、そういったような関税の引き下げであるとか、あるいは外国品取扱店数の拡大といったような流通面の改善、さらには今次改革による輸入の自由化、これらの施策を講ずることによりまして我が国市場の開放に積極的かつ真剣な努力を行つてきたといふことに対しては、米國等の諸外国も正当な評価を行つてゐることもまた事実でございます。そういった意味で、当面たばこ問題をめぐり国際関係というものは鎮靜化してゐるのではないかと考へております。

○沢田委員 報告はわかりました。これからはよほど強い要請が行われてくるというのを考へていかなければならぬだらう、こういうふうに思ふのです。そうのんびりしてゐられる条件にないんではないかという気が私はしてゐるわけでありませうが、今までの状況はわかりました。

これからの認識について、強い要請が来てどうにもならなくなってきたから国会へ出すというのではなくて、次の段階は、ことしいっぱいは心配ない、来年になってからぐらいいは危ない、そのぐらいいの見通しは立ちませんか。

○長岡説明員 監理官からも申し上げましたように、外国、なかんずくアメリカでございますけれども、今度の制度改正は相当高く評価しております。

そこで、問題は四月一日以降、新制度に移行いたしました輸入の自由化が行われた後、外国の企業といたしまして、どれだけ日本への輸出、我が国の輸入が進むかというのを見ながら、またいろいろと作戦と申しますか、戦略を考えてくるのだろうと思います。

ただ、制度的に一応輸入の自由化にまで踏み切るわけでございますから、何年ということはありませんけれども、ここしばらくの間、その新しい制度のもとにおいて彼らは企業努力を行っていくことに恐らくエネルギーが集中される、全く新しい要請をするということではなくて、四月一日以降の新制度のもとにおいて最大限の努力をしていくという傾向がしばらくは続いてくれると思っております。最終的には資本の自由化等の問題が残っておりますけれども、これは諸外国におきまして、農業のような条件の悪い国内産業を守るためにそう簡単に踏み切れるものではないというところは、要望する外国とも承知をしておるところではなからうかと思ふ次第でございます。

○沢田委員 たばこの方は長岡総裁が頑張つて、知恵もあるのでしょうし、商才もあるようでありますから、大いに外国等にも販売してもうけていただきなから、国内には心配かけない、こういうことよろうですから、その言葉を信用して、これからの努力を心から期待してやみません。

ただ、一人法人の問題については、法文の作成等若干問題があります。旧法十七条をわざわざ持ってきたところなんというのは私も若干疑問は残りますけれども、時間もたちましたし、若干早い

のですが、そういうふうな残された問題をあれしで、六時ぐらいいには終わらせたい、こう思っておりますから、二十分ばかり節約をして、以上をもつて質問を終わりたいと思います。

○互委員長 次回は、明十一日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十四分散会

昭和五十九年七月二十一日印刷

昭和五十九年七月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局